

平成 2 4 年

第 2 回 飯 館 村 議 会 定 例 会 会 議 録

自 平成 24 年 3 月 6 日
至 平成 24 年 3 月 19 日

飯 館 村 議 会

平成24年3月6日

平成24年第2回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

平成24年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成24年3月6日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成24年3月6日 午前10時10分				
	閉議	平成24年3月6日 午後5時02分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席11名 欠席1名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原経	○	4	伊東利	△
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	8番 大和田和夫		9番 大谷友孝		10番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 菅野久子		書記 松下 義光	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 栄	○	住民課長	大久保昌憲	○
	健康福祉課長	菅野司郎	○	産業振興課長	中川喜昭	○
	会計管理者	高橋一清	○	教育委員長	佐藤真弘	○
	教育長	廣瀬要人	○	教育課長	愛澤伸一	○
	生涯学習課長	浜名光男	○	代表監査委員	渡邊守男	○
	農業委員会 会長	菅野宗夫	○	農業委員会 局長	高橋一清	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 栄	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年3月6日(火)・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任
- 日程第 6 議案第3号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第12号)
- 日程第 7 議案第4号 平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第5号 平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第 9 議案第6号 平成23年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第7号 平成23年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第8号 平成23年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員11名、定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時10分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

2月23日に開催されました福島県町村議会議長会総会において、多年にわたり地域の振興・発展に貢献されました功績により、大谷友孝議員が自治功労者として全国町村議会議長会長から表彰されました。

次に、本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件12件、条例案件8件、計20件であります。

次に、本日までに受理しました陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しました。

次に、各常任委員会から所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、3月2日に議会運営委員会が本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として、村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から1月分の例月出納検査の結果について、議長に報告されております。

次に、4番伊東 利議員から父の葬儀のため本日から11日までの会議を欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

議長（佐藤長平君） ただいま報告がありましたとおり、議事功労者として荣誉ある表彰を受けられました大谷友孝君に議事功労賞の伝達を行います。

事務局長（但野 誠君） それでは、名前を読み上げます。大谷友孝殿。

議長（佐藤長平君） 表彰状。福島県飯舘村 大谷友孝殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興・発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成24年2月10日。全国町村議会議長会会長 高橋 正。（拍手）

このたび表彰されました大谷友孝君からあいさつしたい旨の申し出がございますので、これを許します。

9番（大谷友孝君） ただいまは私にとって本当に身に余る賞をいただきました。これもひとえに支持者あるいは同僚議員、執行者の方々のご指導、ご鞭撻があつてのことだろうというふうに思っております。本当にありがとうございます。

思い起こせば15年ですけれども、まさに振り返ってみれば長いような短いような、私にとってはあつという間に過ぎた15年なのかなというふうに思っております。

この情勢にあつて、なお一層村民の皆さんの声を住民の目線で行政に訴えていくという初心に帰りまして、これからも精進する所存でございますので、同僚議員におかれましては今日にも倍してご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げ、簡単でございますが御礼のあいさつといたします。本当にありがとうございます。（拍手）

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よつて、会期は本日から3月19日までの14日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第3号から議案第22号まで一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成24年第2回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、12月定例議会以降の村政の主な動きと平成24年度の村政運営の所信を申し上げます。

まず、その前に、このたび全国町村議会議長会から大谷友孝議員が長年の自治功勞ということで表彰されたということでございます。ただいま表彰状を受けたようでございますが、長年の自治功勞、本当にご苦勞さまでございました。心からお祝いを申し上げ、感謝をさせていただきたいというふうに思ひます。どうぞ今後とも村づくりにお力添えをいただくようお願いを申し上げて、お祝いの言葉にさせていただきます。

それでは、まず村政の主な動きであります。2月12日にはいいたて村民ふれあい集会を福島市のパルセいいざかで開催いたしました。村民の絆を深めることを目的としたもので、参加者は1,100人と多くの村民が集い、再会を喜んでいただいたところであります。

次に、避難状況であります。

まず、今年の寒波におきまして、仮設住宅の水道管凍結事故が多発し、入居者の皆様方

に大変なご不便をおかけいたしました。大急ぎで対策をさせていただきましたが、県の方に次年度以降の対策も含め要請をしたところでございます。さらに、避難により健康に不安を抱いている方が多くなってきておりますので、面接の相談の機会を増やすなど対応しているところでございます。

また、現在日常業務として社会福祉協議会に所属する生活支援相談員が借り上げアパート入居者を直接訪問し、孤立感を抱いている皆さんからさまざまなことを聞き取りをしているところであります。そこで聞き取った内容を持ち帰り、関係機関で避難生活支援を話し合い、強化対策を模索しているところでございます。

次に、全国から本村に届けられました見舞金は、2月29日現在で総額3億700万1,402円でございます。これまで2回にわたり村民に支給をいたしました。1回目は4月29日から現金支給と口座送金で総額1億9,629万円を支給いたしました。2回目はこの前の2月12日のいいたて村民ふれあい集会とその後の2月28日の口座送金で合計6,514万円を支給したところでございます。合計2億6,143万円であります。現在、4,557万1,402円の残金を管理しているところでございます。

総務関係ですが、12月27日には仮設住宅などの避難村民で組織する自治組織の代表に出席してもらって、第2回の自治組織連絡協議会を開催いたしました。

それから、原発事故災害に対応した役場組織機構の再編ということで、2月28日に飯館村行政機構改革審議会より答申をいただきました。答申の内容は、現在の産業振興課を廃止し、生活支援対策課と復興対策課を新設するとともに、現在の教育課と生涯学習課を統合し教育課とするものであります。この案件につきましては、本定例会に飯館村課設置条例の一部を改正する条例の議案を提出しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に、第2回目になる住民懇談会、議会と共催で計5カ所開催をさせていただきました。村民の皆様方から意見・要望をお聞きしましたので、今後の生活支援や復興計画の推進に生かしてまいりたいと考えております。

税関係です。まず、今年度の税収であります。減免及び課税の免除措置を講じてきた結果、今年度の税収については大幅な減少を見込んでいるところであります。主なものということで、個人村民税は2,430万円で前年比約8,750万円の減であります。それから、固定資産税は8,890万円で約1億3,870万円の減、たばこ税は480万円で約2,400万円の減ということでございまして、税全体では約2億7,690万円で22年度の決算額の5億2,797万円に対して約2億5,100万円の減ということで、前年度のおおむね半分の税収にとどまるものと推計しているところでございます。

防犯対策です。いいたて全村見守り隊の冬期間のパトロール体制、大変心配したんですが、一部の地区を除いて24時間3交代制でパトロールを実施していただいております。幸いにもパトロール中の事故も発生しておりませんので、ひとまず安心しているところでございます。

次に、産業振興課関係でございます。

昨年の12月より環境省による除染モデル地区として、草野字大師堂地内、いいたてホー

ム・いちばん館、菊池製作所、ハヤシ製作所の4カ所で空間線量のモニタリング実施後、実施をしてきたところであります。なお、草野大師堂地内においては、冬期間ということで西と東に工区を分けまして西工区だけを実施しました。残りの東工区は4月より除染をし、6月末ごろまで実施をする予定でございます。

次に、農水省による農地除染対策実証事業でございます。向押地区と小宮地区と長泥地区の3カ所が予定されており、現在モニタリングや地権者の説明を行い、除染作業を6月末ごろまで予定をしているところであります。いずれも実証事業といえども徹底した除染を国をお願いしているところでございます。

次に、除染工程表です。

帰村を望む多くの村民が安心して戻れる生活環境を早期に整備をするために、住環境を中心に住宅周辺の農地及び居久根、森林を含めた除染を2年程度で実施したいと考えております。

除染の基本的な考え方としては、村内全域の除染を実施するというのが一つであります。それから、実施に当たっては、帰村後のコミュニティーを形成しながら生活できるように行政単位とする。さらに、水系を考慮して上流から下流に沿って実施する。さらに、生活を送る上での必要となる学校など公共施設、ガソリンスタンド、金融機関、郵便局などの集中している行政区を優先的に実施したいと考えております。

これらを踏まえて、24年度から二枚橋を起点として同心円状といいますか、西側から先行して除染を実施し東側地域に広げていき、25年度には全行政区の除染が完了する工程表を村独自によりつくったところであります。

また、農地については、これから農地全体を5年程度で除染を進めていき、森林についても20年程度で除染を実施したいと考えております。いずれも国の予算づけ次第というところがありまして、村としてはそこをしっかりと国の方に要望していかなければならないというふうに思っております。

次に、企業の移転状況です。国から村内での継続を認められました9事業所、二つの事業所が従業員の通勤が困難ということで休止をしていますが、7事業所が村内での操業を継続し、それから村外へ移転されもしくは移転を予定している企業は118事業所があるんですが、休業が78、廃業が7ということで、村外に移転し操業している118事業所のうち18事業所については、中小企業基盤整備機構の仮設事業所あるいは工場などの整備事業を利用いたしまして、福島市、伊達市、川俣町などに移転をして現在操業をしているところであります。

東京電力の損害賠償であります。12月から2回目の本賠償請求受付が進められております。村には、賠償に納得いかないといった不満が多く村民から寄せられておりますことから、国及び原子力損害賠償紛争審査会に対し改善するよう要望するとともに、賠償を拒否された項目については、村が取りまとめを行い、原子力損害賠償紛争解決センターを介して損害賠償の再請求を進めることとしているところであります。

東京電力の発表によりますと、本村における東電への個人賠償の請求状況ですが、ことしの3月5日現在で登録世帯数が2,660世帯に対し、1,671世帯が本賠償請求を行っており、

1回目と2回目と合わせて請求件数は2,521件というふうになっているようです。このうち、東京電力から合意書が送られた件数は2,169件と聞いており、352件余りがまだ保留といたしますか、審査検討中という回答でございます。

次に、JAそうまによる農畜産物の損害賠償請求です。5月から12月までの請求件数が1,773件、請求額が約28億7,500万円ということで、本払い及び概算払いは約27億9,500万円が支払われ、支払い割合が97.2%になっていると聞いております。今後も損害賠償の早期支払いと改善に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、除染事業にかかわる受け皿組織であります。村の除染に関しましても多大な事業が見込まれます。このことから「除染事業を雇用の場ととらえて前向きに取り組む必要があるのでは」との意見も多くの方々からいただいております。村では昨年12月より商工会、森林組合、JAそうまなどと協議を進めてきて、1月31日の第3回の組織を立ち上げる会において関係機関で構成する財団法人飯館村振興公社が主体となって除染事業にかかわることと確認をしたところでございます。村に精通した村民みずからが除染作業などにかかわることによって、円滑にかつ細やかな除染作業を進めることが可能になるとともに、仕事を失った村民の雇用の場としても期待されるところでありますので、村も振興公社の活動について積極的に支援をしてみたいというふうに思っております。

次に、健康福祉関係です。

まず、内部被曝検査であります。福島県の移動式ホールボディカウンターによる検査を697名の方に検査をしていただきました。それから、茨城県東海村での検査は420名ということ、平田村が160名、合わせて1,902名ということになります。

甲状腺検査であります。1,091人を対象に超音波による検査が行われ、885名が受診されました。しこりの大きさなどから念のため詳細な検査といった二次検査を勧めるとしたB判定が5人となっております。なお、直ちに二次検査が必要であるというC判定はゼロでありました。

次に、災害弔慰金の支給審査会です。現在まで5回開催されまして、申請のあった40件について審査を行いました。支給の認定件数は29件で、うち生計維持者というところが7件、その他が22件でありました。弔慰金の支給総額は9,000万円です。また、支給認定されなかったものが11件ということで、震災前からの引き続いての入院とか入所などで、震災との因果関係が認めがたいという内容であったわけでありまして。

次に、教育委員会関係です。22年度の卒園卒業式は12月25日に川俣町の中央公民館で行いました。全国に避難した幼稚園修了生、小学校卒業生112名中、105名が出席して盛大に開催することができました。多くのご来賓の皆様をお迎えして9カ月おくれの門出のお祝いをしたところでございます。

次に、子供たちの動きであります。1月4日から7日まで長野県松本市からのご招待により、村外の学校に通っている子供も含め32組49人の親子がスキーや市内の散策を楽しんだところであります。春休みにも第2回未来への翼など子供たちの体験事業を行うこととしております。

次に、1月19日に平野文部科学大臣が川俣中学校に来ていただきまして、我が村の小学

生を訪問され、子供たちと給食を食べていただきながら、避難先での子供たちの状況をつぶさに見ていただいたところでもあります。なお、要望書も手渡したところでもあります。

次に、1月下旬から順次、保護者世帯への線量計の貸し出しを開始しております。

また、本村などの支援によるラオス建設を進めておりました中学校がこのほど完成をし、開校式に出席するため職員等2名を現地に派遣しております。現地の方々からは、心からの感謝の言葉があったと報告を受けております。

次に、3月1日に相農飯館校で卒業式が行われまして、23名の卒業生が巣立ちました。避難という厳しい環境の中で迎えた卒業でありましたが、佐藤県知事をお迎えして開催された式で、生徒たちは皆りりしい表情を見せ、非常に感動的な式となったところでもあります。相農飯館校が今後も本村子弟の人材育成の場として、その役割を果たしていただけるように望むものであります。

生涯学習関係であります。第2回沖縄でのまでの旅は3泊4日の日程で行いました。村内の小学6年生及び避難による転校した子供6人を含めて42名と指導員11名の計53名が参加をして、生命の大切さとか地球環境保護をテーマに、訪問先の子供との交流を行って伝統文化を学んだりとかというような研修をしてきたところでもあります。

次に、成人式であります。1月8日に多くのご来賓を迎えて厳正かつ華やかに80人の新成人の門出をお祝いいたしました。新成人に振袖などの無償貸与の支援がありまして、8名の方が利用されたようでございます。

以上が、12月定例議会以降の村政の主な動きでございます。

それでは、平成24年度村政運営の所信を申し上げます。

少しでも住みやすい地域や村をつくらなければ、それが今住んでいる村民のためであり、いずれ住むであろう次世代のためということ、までライフをキーワードに議会ともども村づくりを進めてきたところでもあります。

この飯館村が、まさか原発事故によりこのような全村民避難の生活を強いられるというようなことが起きようとは夢にも思わなかったことでもあります。しかし、とりあえずという言い方になってしまいますが、議会ともども村民と一緒にこの難局をここまで乗り切ってきたということでございます。改めて議会の皆様のこの災害への対応に心から感謝を申し上げるとともに、東京電力のこのような危険きわまりないものを扱っている企業としては、余りにも危機管理のなさ、あるいは自分たちが関東圏ひいては日本の経済・産業を担っているというおごりに、改めて腹の中が煮えくり返る思いでいっぱいでもあります。

しかし、愚痴を言っても何ら解決には至るわけでありません。村は3.11以来、議会ともども、国と真剣に向き合い、常に数々の提案をし、事業化もさせながら進めてきたところでもあります。この姿勢は、村のこれまで培った基本的なスタンスでもあり、村の宝でもあるというふうに思っているところでもあります。この試練をどう飯館村が乗り切るかは、村へ戻りたいという村民はもとより、今は戻れない、戻りたくないという方にとっても、ふるさとを復興させる、ふるさとがあるということは、どれほど人の心を力づけてくれることか、かつ癒してくれることかでありましょう。

さらに、長期的に見れば、村の復興は、全日本、いや世界的な問題であり、そこに一つ

の大きな示唆や指標を与えることにもなるものと思っていますところでもあります。したがって、そうかたく信じて、村民ともども立ち向かっていくことが大切と考えているところでもあります。

幸い、議会の皆さんはもちろん、村民や職員の知恵や努力によって、いいたてまでいな復興計画書がつくられています。基本的には、この計画書に沿って24年度は進めるべきものであり、かつ予算づけをしたところでございます。

この計画書にもあるように、汚された村の土地の除染がすべてのベースになるものではありますが、実質的には次のようなことが重要であろうと考えているところでもあります。

一つには、「一人ひとりの復興を目指す」とあるように、どれほど村民に寄り添うことができるかということでもあります。簡単なことではありませんが、多分有事のことゆえ、これまでの行政の枠や一般的な行政の考え方をかなり改めなければならないこともあるような気もいたします。

そしてもう一つは、村民の放射能に対する不安と真剣に向き合わなければなりません。できる限りの検査体制や心のケアなど、目に見えないコツコツとしたところが大切であろうというふうに思っています。行政としては、どちらかというとなりに出ない難しい部分でありますけれども、そこに力を注がなければならないと考えているところでもあります。

そうしますと、これからのこととしてハード的な発想もさることながら、ソフト的な動きにもかなりの予算の配分を考えていかなければならないのではないかと考えているところでありまして、議会の皆様にもそのようなことを今後ともご理解をいただき、またご協力を切にお願いするものであります。

さて、平成24年度の飯舘村、復興元年あるいは帰村に向けたスタートの年と位置づけ、村政運営をしてまいりたいというふうに思っているところでもあります。復興に当たりましては、今申しましたように、いいたてまでいな復興計画に基づき村民一人一人の復興を目指すもので、そのためには「みんなで創ろう新たないいたてを」というのを合言葉に、5つの基本方針に沿って進めるというふうに謳っているわけでもあります。

基本方針は、一つは生命を守り、二つは子供の未来をつくり、そして人と人がつながる、原子力災害を乗り越える、までいブランドを再生する、でございます。この基本方針を進めるに当たり、徹底した除染を国・県に引き続き強く要望していくものであります。

基本方針の主なものは、今、「生命をまもる」という話をしましたが、これは内部被曝測定するホールボディカウンターを村が購入して、あづま脳神経外科病院に委託する公設民営の検査体制をとり、全村民ができるだけ早く検査できる体制をとりたいと考えております。

さらに、今、村民に目に見えない放射線や除染の情報が伝えられず、将来的な不安や精神的なダメージを受けていますが、放射線を正しく理解して正しく怖がると、いわゆるリスクコミュニケーションにも力を入れ、村民に正しい情報を提供していきたいというふうに思っています。

次に、「子どもたちの未来をつくる」という基本方針であります。子供たちの未来は放射線量に大きく影響を受けているところでもあります。村は短期的には子供たちは村に戻

せないという考えのもと、村外に幼稚園、小学校、中学校の仮設校舎と体育館の整備をして、安全で安心した教育環境の整備をしたいと思っております。さらに、までいライフの実践を通じて国内外とのさまざまな絆を生かしながら、子供たちが井の中の蛙や消極的な子供にならないよう、引き続き沖縄の旅とかヨーロッパ、オーストラリアなどへの派遣などをしていきたいというふうに思っているところであります。

「人と人がつながる」基本方針ということですが、避難により村のあらゆる活動の基本単位であった行政区のつながりが崩壊をしてしまいましたが、やはりこの行政区のコミュニティーは、引き続き既存の行政区のつながりを維持していくために活動経費を支援をしていきたい。さらに、新しくできたコミュニティーやつながりも支援をし、情報提供に力を入れていくと思っております。

次に、基本方針4の「原子力災害をのりこえる」では、村内の徹底した除染を進めるものであります。国の除染の作業工程表はわかりませんが、村は国・県に対し除染工程表を示しました。当面の除染目標として、年間積算量5ミリシーベルトを目指し、徹底した除染を強く要望していきたいというふうに思っております。さらに、子供から老人まで安心して帰村ができる環境づくりが必要でありますので、放射線モニタリングセンターを設置して、継続して放射線量の測定と情報の提供を行いたいと考えているところであります。

最後の基本方針、「までいブランドを再生する」は、今主要産業である農業再開の目途が立っておらず、就業の場の確保が課題であります。村は帰村したいがすぐにはできない農業、商工業への再開支援を行ってまいりたいと思っております。村外で農業をする方には、農業避難支援事業として花卉栽培のパイプハウス設置補助をするもので、トルコキョウ、リンドウなどの生産支援を行ってまいります。また、除染などから出ます雑木、間伐材を利用したバイオマス発電を行い、そのエネルギーを利用した復興住宅を村内に整備するなど循環型の事業を取り組みたいと思っております。商工業については、引き続き村内で操業している事業所と村外に移転する事業者への支援を行うものであります。

以上が、復興元年、帰村に向けたスタートの年としての村政運営の所信であります。

それでは、さらにこの復興計画を具現化する平成24年度の主要施策などについて申し上げます。

初めに、総務課関係。まず、復興計画の推進であります。国・県では復興を具体化させるために、福島特措法、一括交付金、特区、補助事業などさまざまな制度を整えつつありますので、これらの制度をうまく活用し、飯館村の復興を進めるために必要な予算の獲得や実施計画づくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、いわゆる帰村に向けてのソフトランディング施策であります。今回の災害は、放射能災害でありますので、帰りたくともすぐには帰ることのできない村民も、特に小さなお子さんをお持ちの家庭などはなかなか帰る判断がつかないというふうに思います。そういった村民の方が少しでも安心して避難生活を送れるよう、借り上げ住宅や仮設住宅の使用期限の延長を国・県に求めていくほか、帰村宣言を行った後も2年ぐらいの仮設住宅などの使用期限を延ばしてもらって、お一人お一人が帰村するかしないかの判断をする猶予期間が持てるよう要望していくつもりでございます。

また、除染しても線量が高くてすぐには自宅に戻れない方が出てくる可能性もありますので、今からその対応策も考えているところであります。

次に、広聴・広報・情報提供関係であります。情報が足りないというお叱りもいただいております。村では、新たな「村民の声ネットワークシステム」を構築し、夏ごろまでにはタッチパネル式のタブレットを全家庭にお配りし、今までより詳しく村の動きや必要な情報を双方向でしかも瞬時に送れるようにしてまいりたいと考えているところであります。

さらに、住民懇談会を年に数回実施をしたり、自治組織などからご要望があればこちらから出向くなど、村民の声を広く聞きながら復興を進めていきたいと考えております。

次に、地域コミュニティーへの支援であります。旧来の行政区及び新たな自治組織に対して引き続き活動資金などの助成を行うとともに、県借り上げ住宅避難者の組織化を支援してまいりたいと思っております。

次に、放射能を正しく理解するリスクコミュニケーションについてですが、このリスクコミュニケーションは、村民お一人お一人が帰村を判断する上で欠かせない学びの機会だと思っております。PTAや自治組織の集まりなど少人数での勉強会や、大きな会場での講演会なども行ってまいりますし、壁新聞や漫画などで子供たちにもわかりやすく学べるよう工夫していきたいとも考えているところであります。また、一人一人への対応の心のケアなども考えているところであります。

次に、今回の災害で国内外にたくさんの絆ができました。このつながりを大切にして復興に取り組んでいきたいとも思っております。子供たちが村外でさまざまな体験学習ができる機会をつくっていきたいとも考えておりますし、また栃木県の鹿沼市、これは避難でお世話になったところではありますが、そこから1年間職員を派遣していただく予定になっております。

次に、いやしの宿いいたてであります。6カ月で9,984人の利用者で示されますように、避難生活を続ける村民の交流拠点となっているところであります。引き続き、NTT健保組合から借り受け、村民の利活用を図ってまいりたいというふうに思っています。

仮設住宅については、住環境としてさまざまな改善要求がありますので、建設主体である福島県と相談しながら環境整備に取り組んでまいります。

次に村税です。原子力災害に伴う平成24年度の市町村税の減免措置などについては、現時点では国の方針が明示されておりませんが、平成24年度も今年度同様の減免措置などが継続されるものと想定されます。

村内の防犯対策ですが、平成23年度に引き続き、緊急雇用創出事業を活用して、いいたて全村見守り隊、約380人程度の村民による24時間3交代制のパトロール体制を堅持してまいりたいと思っております。

次に、健康福祉関係であります。内部被曝に対する健康への影響に不安を抱いている方が多くいることから、ホールボディカウンターを村で購入し、管理運営を秀公会にゆだね、村民が身近な場所で負担なしで検査を受けられる体制を整え、全村民を対象に徹底した内部被曝検査を実施してまいりたいと思っております。

甲状腺検査であります。村の子供たちの健康を守る保護者の不安を解消するためには、

継続的に検査を行い、子供の健康状態を常に把握することが大切であると考えておりまして、検査をあづま脳神経外科病院に委託をし、身近な場所で負担なしで検査できる体制を整えてまいりたいと思います。

次に、総合健康診断であります。16歳以上の全村民を対象に集団検診と医療機関での個別検診の二方式とし、受診者の方が都合のよい方を選択していただき、無料で検診が受けられる体制を整えて実施をしております。

次に、各種がん検診であります。これも不安の上での解消と早期発見、早期治療のために集団検診と医療機関の二方式で、総合健診同様、無料で検診が受けられるように実施をしております。

次に、仮設住宅の健康管理であります。これは、運動などを取り入れたプログラムを仮設住宅や公営宿舎の12カ所で実施をし、寝たきりや閉じこもりを防止をし、健康づくりを進めてまいります。また、借り上げ住宅に入居されている方に対しては、モデル的に数カ所で運動教室などを実施をし、寝たきりや閉じこもり防止と健康づくりを進めてまいりたいというふうに思っています。

心の健康相談であります。避難による精神的ストレスから来る不眠、不安、いらいら、あるいはうつぎみといった症状を訴える方が多くなっております。こうした方に対し、精神科医による巡回訪問相談会などを実施し、精神的ストレスの軽減を図ってまいります。

次に、乳幼児等医療費無料化であります。22年の10月から対象者を中学卒業までと拡大をして実施してまいりましたが、今年度は対象年齢を18歳に拡大をし、子育て世帯への経済的支援と一部負担金の軽減を図ってまいりたいと思います。

次に、までいな子育てプリペイドカード交付金事業であります。これは昨年度同様、村に3月11日住所を持っている県外に避難されている方も含んで中学生以下の子供全員を対象に実施してまいりたいというふうに思っております。

次に、子供の心のケアであります。まず、避難により環境が大きく変わった子供たちの保護者や子供を対象に、訪問巡回相談員を配置し訪問巡回相談を行い、精神的支援を行ってまいります。また、子供と保護者に対し精神科医や小児科医などによる個別面談方式の相談会を実施し、健康への不安や精神的な不安の解消に努めてまいりたいというふうに思っています。

次に、仮設住宅、公営宿舎などにおいて自主的な運営の交流サロンを実施していただくための支援を行ってまいります。また、借り上げ住宅等に入居されている方に対しては、前にも述べましたように、自治会等と連携をし、運動教室などとあわせてモデル的サロンができるよう支援してまいりたいと思います。

次に、社会福祉協議会の事務局の強化であります。社会福祉協議会においては、専門的な相談ができるよう福祉活動専門員等の人員の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者支援であります。介護保険認定において要支援1・2といった方が急増しており、地域包括支援センターの強化が求められておりまして、23年度は緊急雇用制度を活用して1名の増を図ったところでありますが、この体制を24年度も継続し、高齢者を初め障害者等の要支援者の支援を行ってまいりたいと思っております。

次に、障害者支援であります。制度に基づく各種施策推進とともに、身近な場所でサービスが受けられるようサービス事業者と連携を密にし、障害者の方が社会の一員として自立していけるよう支援をしてまいりたいというふうに思っています。

保育所関係であります。避難者特例法の施行に伴い、広域入所制度はなくなり、入所の決定は避難先自治体で行うこととなっております。避難先自治体と連携を密にし、入所ができるように努めてまいりたいというふうに思っています。

次に、国民健康保険の運営であります。24年度について国の新年度予算絡みであることから、6月補正で対応してまいりたいというふうに思っています。懸案であった被保険者証のカード化を更新時期にあわせて10月から実施してまいりたいと思っています。

次に、介護保険の運営であります。避難による施設入所者の増加と健康状態の悪化並びに一部負担金などの免除により介護給付費が増加し、介護保険料の大幅な引き上げを余儀なくされているところであります。24年度についても、一部負担金及び保険料の免除が継続されることになっており、免除した額について災害特例補助金の交付があり、直接的に住民への影響はないところであります。国の新年度予算のため6月補正で対応してまいりたいというふうに思っています。なお、原発避難特例法により、特定高齢者にかかわる地域支援事業については、避難先自治体で行われるため、村としては、任意事業としてリハビリ教室などの介護予防事業を保健部分と連携して行っております。

次に、後期高齢者医療制度であります。平成24年度予算総額は5,393万4,000円で、昨年より465万5,000円の減少であります。要因としては、後期高齢者医療電算業務委託料でありまして、新システムに移行させるためであります。後期高齢者医療制度についても、国保や介護保険と同じく一部負担金及び保険料について免除が継続されることになっており、国の新年度予算のため6月補正で対応してまいりたいと思っています。

次に、産業振興課関係であります。除染事業ですが、これは不可欠であります。国直轄により4月から、前にも申しましたように、草野大師堂地区の東工区、村内継続操業事業所の6カ所、長泥コミュニティーセンター、までの家など11カ所の先行除染を実施する予定です。また、農林水産省のモデルということで、向押、小宮、長泥の3農地約30ヘクタールを実施します。

本格除染については、実施まで期間がかかるとの話もありますが、国に対し早期除染を強く要望していきたいと思っています。さらに、国に提示した村の除染工程表に基づき、平成24年度の実施行政区などを協議をしているところでございます。

次に、国主導による除染事業が進むにつれ、村民の目線に立った除染、村民がかかわる除染が進められるかという心配がありますので、村独自で除染の検証、評価、公表、提案などができるような、仮称であります「飯館村までの除染会議」を3月に立ち上げ、除染事業にかかわってまいりたいというふうに思っています。また、国・県・村で実施している放射線量モニタリング調査や土壌汚染調査の状況を地図情報にまとめ、村民に情報端末機を利用して伝達を図ってまいりたいというふうに思っているところであります。食品放射能測定についても、今年度同様調査、公表を図ってまいります。測定器は配備がこれから増えていくということでもあります。

農業関係であります。第3期中山間地域等直接支払制度であります。この制度は、平成22年度から第3期対策として5年間の事業として3年目となります。24年度は、国主導で除染の一環として村内一円の草刈りを実施できるよう要望しているところですが、もしできない場合は、今年度同様本事業を活用して実施をする計画であります。また、個人配分、共同活動分、協議会活動などについては、本事業の交付金がいくらかでも該当になるよう中山間地域等直接支払推進協議会で協議をしております。

農業者避難支援事業であります。避難先で農地を借りて花、野菜、稲作の営農を希望する農家に対しては、東日本大震災復興交付金の被災地域農業復興総合支援事業を活用してまいりたい。この支援事業は、村が事業実施主体となり、農家の方が希望する施設や機械を整備し、それを貸していくというものであります。補助事業は2分の1で、残りは地方負担の軽減措置を予定しており、最終的には個人負担が少なくなるよう支援するものであります。

次に、畜産農家支援事業ですが、村外の避難先で畜産を営んでいる農家は13戸で約350頭を飼養しておりますので、飯舘牛ブランドの継続の支援事業を取り組んでまいります。

次に、農業生きがい対策支援事業ですが、農業者の生きがい対策として農と福祉の連携によるシニア能力活用事業を活用して、仮設住宅等周辺の農地を借り上げ、共同での菜園づくりに支援してまいりたいというふうに思っております。

次に、避難先においても年々サル、イノシシが農作業の被害を大きくしていますので、有害鳥獣捕獲隊の体制を図り、有害鳥獣駆除に努めてまいりたいと思っております。

次に、商工業であります。緊急雇用対策、これは24年度の取り組みとしましては、全村見守り隊を初め11事業、雇員人数402人、8億4,929万3,000円余りの雇用を予定していて、雇用の拡大と村民の所得向上につながるよう事業の組み立てに配慮してまいりたいというふうに思っております。未就職者の新規雇用が前提となっております。継続雇用が認められないものだったわけですが、国及び県に要望をしてきたところで、震災対応事業として継続雇用が認められることになったところであります。

次に、商工業、事業者の支援であります。23年度に相馬市、松川工業団地、川俣町、飯野町地内などに14事業所の仮店舗あるいは仮事業所の建設が進み、営業を再開してもらっています。伊達市の工業団地においては、3月中に4事業所の引き渡しが行われる予定であります。継続操業事業所からは工場増設等の相談を受けておりますので、企業支援事業での対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、ベンチャー企業創出支援事業、ここ何年か休んでいたところですが、避難の中、避難先で起業意欲のある村民に対し起業意欲の増進と多様な活動を進めていただくために、補助率を見直して支援をしてまいりたいと思っております。

次に、6次産業化の推進であります。ご承知のとおり去る1月に国の中小企業基盤整備機構及び県の絆づくり事業で直売所支援を行ったところであります。松川仮設第1工業団地に仮設の産直施設を建設したところであります。

次に、東京電力の損害賠償です。これは、3月から3回目の本賠償請求受付が始められる予定でありますので、弁護士による相談会の回数や弁護士の人数をふやすなど本賠償請

求の支援をしてみたいと思っております。

次に、村民の森あいの沢、きこり、まごころの施設については、最低限必要な保守点検等の経費を計上して施設の維持管理に努めてみたいというふうに思っています。

土木建設関係であります、農地・水・環境保全向上対策であります、平成24年度から第2期分がスタートいたします。第1期との大きな違いは、共同活動分と営農活動分が分離され、それぞれが別々の申請になることや数多くあった活動メニューの簡素化、県のガイドの規制緩和などが上げられます。また、第1期から継続事業となるため、交付金割合が80%から75%に引き下げられるようになっております。現在、県などからの第2期事業の説明を受けているところであります、詳細がわかり次第協議してみたいと思っております。

次に、森林環境交付金事業であります、今年度は何もできませんでしたので、森林環境交付金事業基金を設置し、積み立てを行い、帰村後に計画に基づいて活用してみたいというふうに思っています。

次に、村道・林道・農道であります、村は避難区域であります、村民の一時立ち入り、見守り隊の活動、村内継続操業事業所従業員の通勤などで利用しておりますので、23年度同様、道路パトロールを実施し、側溝、舗装などの補修及び支障木伐採、路肩・のり面草刈りなどを実施し、安心して通行できるよう安全確保に努めてみたいというふうに思っているところであります。なお、国道、県道での改修整備ですが、計画どおりに実施できない路線がありますが、放射線の管理のもとに実施できる路線があれば工事を進めていただけるものと聞いておりますので、引き続き関係機関と要望してみたいというふうに思っています。

次に、水道、農集排であります。村民の一時立ち入り、見守り隊の活動、村内継続操業事業などの操業により、水道水、下水道を利用しておりますので、23年度同様すべて稼働してみたいです。

次に、学校教育関係ですが、幼稚園、小学校、中学校の仮設校舎は建設今してあります、小学校及び幼稚園につきましては4月から、中学校は第2学期からできるように工事を進めてみたいというふうに思っています。

預かり保育、学童保育ということですが、これは保護者のことを考えまして、福島市の新幼稚園敷地内に移してきました、保育時間を本来の時間に戻す計画であります。あわせて、保護者負担金は免除したいと考えております。

スクールバスですが、民間バスを年間を通して配置し、児童生徒の通学体制の強化、改善を図ることになっております。民間バス購入に要する費用は、全額補助事業該当となる見込みであります。

その他にも、全児童生徒を対象とした給食費、通学費、学用品費などが支給される見通しであります。

次に、児童生徒の不安解消と放射能に対する正しい知識を持ってもらうため、村独自のカリキュラムによる放射線教育を実施していきたいと思っております。年間各学年とも2回から3回程度の授業を行ってきたいというふうに思っています。あわせて、保護者世帯

を対象に個人用線量計の貸し出しを継続してまいります。

次に、児童生徒の学力向上ですが、高校受験を控えた中学生の学力向上のために、数学と英語の補助教員を配置し指導力の強化に努めていきたいし、村塾事業も継続してやっていきたいというふうに思っております。

生涯学習関係でありますけれども、自主グループの学習活動に助成を行っていったり、沖縄までいの旅事業については、3カ年事業の最終年度に当たりますが、24年度は夏に3泊4日の日程で小学校6年生50名を沖縄県に派遣することとしているところであります。

青少年関係であります。各種で招待事業への参加推進を図っていきたいというふうに思っています。サマーキャンプ、週末体験プログラム、スポーツ観戦、海外招待などに参加をして、体験学習をしながら交流を行い親交を深めてほしいと思っております。

次に、までいな絆事業として年2回ぐらい交流イベントを開催し、村民の絆づくりを図ってまいりたいというふうに思っています。このイベントを文化・芸能の発表の場としても活用して、伝統芸能の保存あるいは継承につなげたいと思っております。

社会体育であります。停滞しているスポーツ活動の活性化を図り、村民の健康、体力づくりやグラウンドゴルフ大会などを開催したり、ふくしま駅伝大会、市町村対抗野球大会などの大会に派遣しておりますし、学校の施設の活用なども図っていきたいというふうに思っています。

以上が平成24年度の主要施策であります。

次に、財政運営について申し上げます。

現在の地方財政は、震災の影響から景気は依然厳しい状況にあり、自主財源たる地方税収入は、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることなどから増額を期待できる状況にはありません。計画的避難区域の指定により、自主財源である普通税は前年度に比べ50.9%の減少ということになります。それから、国庫支出金も大震災からの復旧・復興対策にかかわる経費の財源措置は一定程度見込めるものの、各省庁において政策的経費を一律10%削減の要求していることから、今後なかなかその辺をやっぱり注意をしていかないと大変だなというふうに思っているところであります。

地方交付税においても、総額は確保されているとおりでありますが、臨時財政対策債への振り替え額が大幅に増加するなど、地方交付税制度の基盤が揺らいでいる状況であります。さらに、これまでの景気対策による公共事業の追加などにより、平成23年度末の地方の借入金残高は200兆円と見込まれており、地方財政は極めて厳しい状況と言わざるを得ません。

このような状況下、復興元年に位置づけられる平成24年度当初予算の編成に当たりましては、主にまでいな復興計画との整合性を図りながら、従来にも増して事業の緊急度、優先度、必要性、費用対効果などを十分検討して厳選してまいりたいというふうに思っています。

補助・起債対象事業については、この対象基準内で行うものとして、一般財源による負担超過とならないよう厳しく査定をし、限られた財源の計画的、重点的、効率的配分に特

に留意をし、編成に当たってまいりたいと思います。

さらには、村民の要請にこたえてこの機能を適切に果たしていくために、従来にも増して財源の確保とコスト意識を念頭に執行に当たるのはもちろん、財政改革などによる事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、民間委託の推進などを進めていくつもりでございます。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第3号は、平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第12号）であります。2億3,796万3,000円を増額いたしまして、66億3,967万5,000円といたしました。

総務管理費は8億5,881万5,000円、社会福祉費はマイナスの1億3,675万3,000円、水道費は7,811万2,000円、それから労働費マイナス2億7,118万円、道路橋梁費として1,541万8,000円、消防費としてマイナスの1億2,570万5,000円、教育総務費として2,829万4,000円などを計上しているところであります。他は減額する整理予算でございます。

議案第4号から第8号までは、各特別会計の整理予算であります。

議案第9号は、平成24年度飯舘村一般会計予算であります。総額を45億1,860万円といたしました。これは、昨年に比べ3億9,940万円の増、率にして約9.7%の増であります。この予算は復興元年と位置づけ、「しごとをやるよさん」とまとめたところであります。

例年ですと、ここで前年度の予算を対比しながら性質別歳出のまとめたものを説明するところでありますが、有事の事態でありますので、復興計画の5つの基本方針に沿って主な事業を申し上げます。

一つ。放射能のリスクコミュニケーション事業が919万2,000円。それから、仮設住宅入居高齢者等の健康管理事業に4,940万円。それから、16歳以上の村民を対象とした総合健診事業に8,717万4,000円。それから、内部被曝検査事業に5,709万3,000円であります。

それから、「子どもの未来をつくる」という基本方針のほうでは、幼稚園、小・中学校の仮設校舎の整備に7,511万3,000円。それから絆を生かしたイギリス体験事業、未来への翼事業、沖縄までいな旅事業など2,092万8,000円あります。それから、被災児童生徒等就学支援事業に4,256万3,000円、通学等の支援事業ということで3,969万円です。

三つ目の基本方針「人と人がつながる」というところでは、20行政区のつながりを維持するいわゆる行政区交付金が1,855万7,000円、村民ふれあい集会などに600万円、新しいコミュニティ助成事業に2,206万5,000円、情報提供として2,402万2,000円あります。それから、公営宿舍、仮設住宅などの避難生活支援事業に2,281万5,000円、いやしの宿の運営費として2,051万3,000円などを上げております。

次に、基本方針の4「原子力災害をのりこえる」は、村は除染工程表に基づいて除染を進めるんですが、当面の除染目標は年間積算線量5ミリシーベルトを目指し、長期的には1ミリシーベルトを目指すものであります。徹底した除染を強く国・県に要望するものであります。3月補正のICT事業でシステム構築を図るもので、このモニタリングセンター設置ですが、継続した放射線の測定と情報提供をやっていきたいと思っております。までの除染会議には391万5,000円を上げております。

次に、基本方針5のまでいブランド再生であります。農業者避難支援事業に1,500万円、

商品P R販売事業業務に1,938万円、畜産農家支援事業に437万5,000円、それからベンチャー企業に450万円、食品・農産物放射線測定業務に1,075万4,000円。

以上が、復興計画の5つの基本方針に沿っての主な事業でございます。

次に、歳入の概ねを成す地方交付税は、19億円で前に比べて2.7%の増であります。これは震災復興特別交付金の増によるものであります。

次に、村債であります。1億5,000万円で前年度に比べて3億1,700万円の減であり、これは草野小改築事業や情報通信基盤整備事業債の減によるものであります。

次に、自主財源と依存財源の割合ですが、自主財源は8億7,244万7,000円で、前年度に比べ5,785万7,000円の減となっており、これは避難によって村民税、固定資産税などの減免による2億4,705万2,000円の減が原因ということであります。さらに、使用料及び手数料5,118万5,000円の減額によるものが大体でありまして、その減収分の財政調整基金、まいで復興基金などから繰入金2億3,064万6,000円を充当するものであります。

次に、依存財源は、36億4,615万3,000円で、前年度に比べ4億5,725万7,000円の増であります。これは、県支出金の緊急雇用創出基金事業が7億8,171万6,000円など見守り隊の増になったものであります。

議案第10号は、平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算であります。9億1,261万円といたしました。率にして3.8%の増であります。

議案第11号は、平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出総額をそれぞれ1億4,008万1,000円といたしました。これは、前年度に比べて率にして27.6%の減であります。

議案第12号は、平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算であります。それぞれ4,855万1,000円といたし、前年度、率にして12.6%の減であります。

議案第13号は、平成24年度飯館村介護保険特別会計予算でありまして、7億9,205万2,000円と総額をし、これは前年度に比べて35.2%の増であります。

議案第14号は、平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算であります。それぞれ5,393万4,000円と総額をいたし、これは前年度に比べて率にして7.9%の減であります。

議案第15号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。これは震災及び原子力災害による被災者に対する平成24年度の軽自動車税を引き続き減免するための改正であります。

議案第16号は、飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、さきの村議会で飯館村職員の業務従事者に対して特殊勤務手当を支給するための改正をしましたが、幼稚園教諭及び管理職なども特殊勤務手当が支給できるように改正するものであります。

議案第17号は、いいたてまで復興基金設置条例でございます。これは、村の復興に向けて生活再建、健康福祉増進、コミュニティー再生などの支援を図るため、いいたてまで復興基金を設置するものであります。

議案第18号は、飯館村課設置条例の一部を改正する条例であります。これは、飯館村行政機構改革審議会の答申を受けまして、役場の機構の一部改正するものであります。生活

支援対策課、復興対策課をつくり、産業振興課を廃止、それから教育課と生涯学習課を統合再編して教育課とする改正であります。

議案第19号は、飯舘村森林交付金事業基金条例の制定であります。これはいわゆる原子力災害によって福島県森林環境交付金事業の実施が困難な状況となったことから、飯舘村森林環境交付金事業基金を創設して事業を実施するものであります。

議案第20号は、飯舘村乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例であります。これは、医療費無料支給対象者を15歳から18歳に拡大して、一部負担金の軽減を図り、子育て世帯への経済的支援を行うものであります。

議案第21号は、飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。これは、対象者を15歳から18歳まで拡大し、一部負担金の軽減を図り、子育て世帯への経済的支援を行うものであります。

議案第22号は、飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例であります。これは、第5期の介護保険事業計画における介護給付費推計をもとに、平成24年度から26年度の保険料率を改正し、標準保険料月額5,703円とするものであります。

以上が提出議案の概要であります。

それでは、よろしくご審議の上御議決を賜りますようお願いを申し上げ、提出議案の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（午前11時34分）

（休憩中、総務課長の議案説明）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時40分）

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（佐藤長平君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第9号「平成24年度飯舘村一般会計予算」、議案第10号「平成24年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、議案第11号「平成24年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」、議案第12号「平成24年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第13号「平成24年度飯舘村介護保険特別会計予算」、議案第14号「平成24年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」、以上の6議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第14号までの6議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（佐藤長平君） 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第1項の規定によって、1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君、3番 北原 経君、4番 伊東 利君、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 毅君、以上の11人を指名したいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した11人の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎日程第6、議案第3号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第12号）

議長（佐藤長平君） 日程第6、議案第3号「平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第12号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

9番（大谷友孝君） 何点かお尋ねをいたします。

39ページ、15番の工事請負費、131万3,000円、喫煙所の設置工事が減額として提案されたようではありますが、なお、こちらに移転してからも相当以前から設置は議会からお願いをしてきた経緯がございますけれども、今般マイナスとなった。これについてお伺いをいたします。

続いて、41ページ、積立金のまで復興基金なんですけれども、今回交付されるのを基金にして使っていくということでございますが、これからこの基金についてはどのように使われるのか。今現在想定をされるような事業等々についてお尋ねしたい。

43ページ、村民の声ネットワークシステム、住民懇談会でも相当村民から情報が少ないというような意見があったことは十分承知をしているところです。また、全協でタブレット端末の見本を示されました。説明を受けたわけでありましてけれども、この2,700個とかその成果をどのように認め、また内容等についてはどの程度の内容なのか、今時点で知り得ていることで結構でございますので、お示しをいただきたい。

59ページ、見守り隊の賃金、1億4,700万という減額であります。説明によりますと、当初2日に1回というふうに設定をしていた高線量地区が4日に1回になったということで、単純に毎月減額になったという説明でありました。見守り隊については、若干の見直しも必要だろうということで以前から提案をしておりましたけれども、今回は賃金の減額補正でありますけれども、勤務体制、この改善がなされたのか、これについてもお尋ねをしたい。

あと、75ページ、元金補助及び交付金の中で屋根瓦の復旧事業のところですね。当初300

件を予定していたが、実質137件にとどまったという減額補正であります。村内でもまだ屋根の補修がされていないというところが見受けられますけれども、このことについて十分に村民に周知をし徹底された経過があるのか。そしてまた、この減額補正によって、まだ未整備だった住民の要望に応じていける対策等についても今後考えていくのかお尋ねします。

以上でございます。

総務課長（中井田 栄君） 39ページの真ん中から下の工事請負費の131万3,000円の減額補正の喫煙室にかかわるご質問の中で、こちらに来てからの喫煙室はどうなっているのかというようなことが第1点目かと思うんですけれども、議長さんからもこの話を聞いていただいて、こちらの支所長さんとも実はお話をして、今後の部屋の使い方でもありますけれども、健康福祉課のわきの通路あるんですね。あそこに実は選挙で使いましたプレハブくらいのところを入れられないかというふうな実は相談をしていました。後ろに燃料タンクがあるというようなことで、この前ホールボディカウンターの車を一時入れてもらった経過があるわけでもありますけれども、その辺も含めて福島市さんと。あとさらに2階の今の災対の奥の部屋なんですけれども、実は2つ部屋がございます。その辺も4月からあくということがありまして、その辺もあわせて使わせていただける区間とお願いをして、あわせて喫煙室も含めて、大分外からたまってたばこを吸っているというのもよくないこともあって、何かを考えなくてはいけないというふうに思いますので、今後福島市さんとももう少し協議させていただいて対応させてもらって、そして話がまとまればまたご相談をさせていただくという形にもしていきたいというのが1点でございます。

あと41ページの積立金、までい復興基金元金でありますけれども、これはどういった内容にということでもありますけれども、実は先ほど時間もなくて24年度の重点事業の部分、財源の内訳の復興基金のところございますけれども、実はここに、今年分につきましては県の方の第二次補正の基金積み立ての部分で4億6,500万円を歳入に入れ、歳出で基金に出すように今回補正予算を組ませていただきましたけれども、24年度についてはそのお金を約1億5,000万円ほど使いまして、ご説明しましたように健康保険とかコミュニティづくりとかそういうようなのに使ってまいりたいと。あと、この事業の内容等についてはまた後でご説明させていただければと思います。

あと、3点目の43ページのICTの取り組みでございますけれども、補正額が1億4,117万4,000円の件でありますけれども、今の全協の方でご説明をさせていただきましたけれども、避難によって散り散りばらばらになっている村民を双方向でリアルタイムにつないでいきたいということで、お知らせ版の案内とか動画を使ったメッセージとか、あと独居老人とか高齢者世帯の健康相談とか、あと村民からの要望、苦情なんかも上げていただくような形で、タッチパネル式のタブレット端末を2,700個入れる予定で現在進めております。事業費等については4億7,862万5,000円ほどかかるわけでもありますけれども、今回担当の方が東北通信局とか仙台のドコモとか何度か通いまして、実際村で出す費用は1,683万円ということで、3.5%ほど手出しをすればそういう事業が導入できるといった事業があります。これがすべてで情報がこれを入れればもううまくいくのかというような問題は

残りますけれども、いろんな形でこのようなことも入れる、あと懇談会もやる、いろんな形で村民と寄り添いながら常に情報の提供はしていきたいというふうに考えています。以上であります。

住民課長（大久保昌憲君） 59ページの見守り隊の賃金であります、勤務体制の改善はというようにご質問でしたが、23年度につきましては、当初に348名という定員の中で今3交代制をやってきたということもありまして、先ほどありました2日に1回でなくて4日に1回の地区もあるということでもあります、放射線の線量の管理ということもありまして、これはきちっと守っていかなければならないということを確認をしております。勤務体制であります、年度途中ということもありましたので、23年度につきましてはそのような3交代制の中でやっているという状況であります。

賃金の減額ということで大きな減額になっておりますが、これは、日数も当初6月の初めからの予定でしたが、活動開始が6日からになってしまったというようなこともあって、あとは先ほど言いましたように2日に1回じゃなくて4日に1回の時期があったということもあって、このような大きな金額での減額になったということでもあります。

勤務体制については、新年度の中で改善すべき点は改善していくというような今方向でおりますので、ご理解いただければと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 私のほうからは、屋根瓦の補助の関係についてご説明申し上げます。

まず、お知らせ板等で周知の状況はということではありますが、2回か3回お知らせをしてきたというように考えております。それで、3月2日現在であります、申請件数が137件で完了件数が66件という状況になっております。まだ半分もいっていない状況であります、今現在施工中が71件という状況で、年度内に完了を今業者の方をお願いしているところでありまして、もし年度内にできないような状況があれば繰り下げというような話もしております。それで、このような形で工事がおこなわれているという大きな部分は、瓦自体の流通がなかなかうまくいっていないという部分がありまして、随時申請等を出していただいた見積の業者等の方にも状況をいろいろ確認したんですが、なかなかいろんな色があったりとか、あと瓦にも微妙に違うものがあったりとか、そういう部分がありまして現在半分まで完成はしていない状況であります。

中には、やはり瓦を待ってられないということで、普請のところをトタンでやるというようなことでも相談があった場合につきましても、今回の補助を適用させて、何しろ雨漏り等がしないようにという初期の目標、目的もありますので、そのような対応をしてきたところでございます。

それで、今後施工中の部分でも、今集約しておりますが、もしできないという部分での対応ということで新年度の予算の方に継続的にできるように予算を上げておりますので、あとまた新年度の中でご協議いただければというように思っております。以上であります。

9番（大谷友孝君） 喫煙室については、福島市との協議であるということでございます。やはり課長からもあったように、喫煙はやはり表で外にたむろをしているような光景はやっぱり見良いものではないだろうというように思いますので、特段のご配慮をお願いをした

いと思います。

あと、までい復興基金、1億5,000万円の使途、ご返答いただきました。健康づくりというのも大事でありますけれども、リスクコミュニケーション、これはやっぱり本当に村民の理解が得られる、安心ができるというような、本当に小規模の会合でも何でも、村長の所信にもありましたとおり、懇談会、大がかりな懇談会でなくても趣味の会もあるでしょうけれども、そういうところでのリスクコミュニケーション、その辺も十分にやっていただきたいというふうに思うんでありますけれども、いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（午後3時00分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開いたします。

（午後3時03分）

○ 村長（菅野典雄君） ただいまお話がありましたリスクコミュニケーション、いわゆる放射能について我々は全く勉強もしてこなかったし、こうなってみると無知であるということがあります。村に戻るということになりますと、相当やっぱり除染というものをしっかりとやるというのと、最終的には村議会が村に帰る判断をするわけですが、さらにやはり一人一人の判断ということになるだろうと思いますので、このリスクコミュニケーションをやっていきたいと思いますが、実は今除染の方の国直轄でない予算も来るのではないかというふうに思っています。かなりお話をしてきましたから、そちらの方も使えるのかもかもしれませんし、いろいろできるだけやはり細細とした住民との対話というものが必要だろうと思いますから、かなり場合によってはお金がかかっていくということでもありますので、除染の方にしろこのまでい基金にしろ、そのときは使わせていただきたい、このように考えているところであります。以上であります。

○ 9番（大谷友孝君） タブレット端末でございますけれども、確かに情報を得るにはいい端末機なんだろうというふうに思いますけれども、先ほど課長から1点、独居老人等々の安否確認云々もありますけれども、そういう方々については、なかなか説明会にも出てこれない、あるいはそういう最新の機器に疎いというのが我々も含めてございますけれども、やはりこのタブレットの配付の方法と利用説明、これを十分に行わないと初期の目的が達成されないというふうになりますので、その辺のお考えをいただきたいと思います。

○ 総務課長（中井田 栄君） ご指摘にありますように、これを入れたからすぐ使えるかということ、独居老人とか高齢者にとってはなかなか使えないのかなというような面もありますので、村としては予定として大体今回の3月補正であげさせていただきまして、契約をやって4月ごろを目途に使えるようにしていきたいなど、考えておりました。

今ほどありましたように、配付とか利用の仕方については、仮設と県の借り上げ、本当散り散りばらばらに避難しておりますので、その辺も考慮はしなくちゃいけないと思っています。仮設はある程度まとまった中で、配付とか使用方法とか説明なんかはまとめてできるのかなと考えておりますけれども、県の借り上げ住宅の部分につきましては、福島市

に3,700人となっていますけれども、そうはいつでも、ある程度訪問をしながら説明をしなくてはいけないのかなと思いますので、今のところDHの方のテレビ会議でお世話になっていますNPO法人、民間でありますけれども、そのところなんかは説明なんかに力を貸してもいいですよという話を受けていますので、そこなんかも含めて今後こういった形でうまいこと県の借り上げ住宅の方も配付あと使用の説明、うまいことできるように考えていきたいというふうに思っております。

9番（大谷友孝君） 見守り隊については、年度途中で勤務体制は新年度から見直したいということでございました。見守り隊の中は、やはりこの勤務体制で何とか、あるいは賃金の格差があるということで、いろいろな声が届いておりますので、その辺の改善に向けた取り組みというんですか、現在の隊員に給与体系なんか示しながら了解を得る必要があるのかなというふうに思いますけれども、どのような取り組みですか。

住民課長（大久保昌憲君） 見守り隊の勤務体制のまずさということではありますが、隊員からは直接今のところ体制についてまずいというような指摘というんですか、それは出ていないように思っているわけですが。とりあえず、24時間の3交代制は確保していきたいという基本的な考え方でおります。

賃金の格差については、いろいろ要望等が出ておりましたので、今のところ24年度については一つは見直しであります。深夜手当であります。現在のところは午後の4時から次の日の朝8時までですね。深夜割増ということで5割増しの手当を支給しておりましたが、本来の深夜手当にすべきだということもあまして、補助事業だということもありますので、午後の10時から次の日の朝の5時までを対象とするということで、深夜割増の時間を早く言えば短縮したという形で見直しを、今の案であります。あともう1点は、高線量地区2日に1回が4日に1回と半分しか勤務できないということもありますということで、高線量地区なので5割増しはできませんので、危険手当的な手当を今のところ4日に1回の地区については1勤務につき2,000円、3日に1回の地区であれば1,500円ということ、これを案ということで。

そのほか勤務の体制ということでは、確かに3人で1組、基本的には2人ということなんです。3人でやるとはという話もありますが、それが体制がまずいからそれはだめだというような形ではなくて、地区の状況に応じて実際に3人体制でやっている地区もありますので、その辺は柔軟に対応できるのかなというふうに思っています。

9番（大谷友孝君） この見守り隊については、私は以前からぜひ、警察官の講話なり指導ではなくて警備会社の教育が必要だということで提案をしてきておりますけれども、この考え方についてはどうでしょうか。実施がされたんですか。

住民課長（大久保昌憲君） 警備会社という形ではなかったわけではありますが、南相馬警察署の方からの講話という形での指導を受けております。新年度につきましてもそういう形で、隊員の方々の入れかわり等があったということで、今南相馬警察署の方にはそういう形でのお願いをしております。ただ、警備会社の方がいいということであれば、新年度についてそういう形での対応もできるかなと。確かに勤務体制というんですか、隊員のモラルというんですか、そういう形でのご指摘もありますので、その辺は今後村の中で対応してい

きたいと思います。

9番（大谷友孝君） 今、課長からあったように、2人対応する、3人対応するという部分もあります。それは地区によってしょうがない部分なのかなというふうに考えておりますけれども、ただ最近になって聞こえてくるのは、半年以上も過ぎているわけですから、通常の警備会社であればプロ意識に徹するというような教育をするんです。夜中の2時、3時であっても機動隊員なんかも1人で、110番同時通報ですけれども、機動隊員は1人で全部やる。その安全、自分を守る、これはやっぱりきちんとした教育がされて、そういう体制が組めるんです。ですから、この見守り隊、確かに緊急雇用という事業でもありましようけれども、飯館村の全村防犯隊だということであれば、一定のプロ意識も身につけてほしいものだなというふうに思っている提案でありますから、私は警備会社の教育でないだめだと思っていますから、ぜひ取り組んでいただきたいと思います、どうでしょうか。

住民課長（大久保昌憲君） ご指摘のとおり、その辺も十分に対応していきたいということでもあります。

9番（大谷友孝君） もう1点、69ページの工事請負費、道路新設改良費の4,000万円であります。村内事業対策ということで4路線が舗装工事ということでございますけれども、この契約については村内企業対策ということで随意契約になるのでしょうか、お知らせください。

副村長（門馬伸市君） 仕事の建設業者の経済対策ということで考えての予算でありますので、村内の業者の指名競争入札ということになってございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

7番（菅野義人君） 3点ほど、確認をしながら議論をしたいと思っております。

まず1点、今ほども質問ございました43ページの13番委託料、いわゆるタブレット端末でございます。多くの村民から情報が欲しいという話はもちろんあるんですが、ある意味必要な情報が欲しいというふうな、私はそういうふうにとらえております。そこで、こういうふうな避難形態になってから、非常に多くの印刷物がそれぞれの家庭に配布されるんですが、率直に申し上げて、なかなかそれらのすべてに目を通して理解をするというのが、特にお年を召した方々にとってみれば非常に大変だと、そのように実は感じております。書いてあるんだよ、よく読んでよという話はするんですが、なかなか目を通して理解をするというのが難しい。そういう点ではこのタブレット、映像も流せるということでもありますので、単なる印刷物よりは情報の伝達力が強いんだろうなというふうに思いますが、表示する言葉なんかにもっと工夫をして、やっぱりわかりやすく情報を流すということをまず心がけていただかないとだめ、国から来たものをそのまま文字にして流すようでは私は的確な情報の伝達の仕方とは言えないんじゃないかということを苦言として申し上げております。

それからもう一つなんですが、きちんとこれを活用させるということを考えますと、かなり高齢者の方にも利用していただきたい。そのためには、もしかすると字だけでなく音声なんかも流せるような工夫ができないものかどうか、それもあわせてお伺いをいたします。

それから、73ページの13番の委託料、宅地建物除染事業業務、4,200万円マイナス。説明では、本当は予算の中では20行政区2カ所ずつ、各行政区2カ所ずつ除染をするということで、いわゆる村単独の除染事業ということで当初設定した予算だというふうな説明でございました。村長の提案理由の中にもあったんですが、いわゆる長泥コミュニティーセンター、いろいろ議論があったんですが、ちょっとそれを確認したかったんですが、線量の高いところも村直営で1回除染をしてみても、その傾向を見るために必要でないかという議論があって、長泥コミュニティーセンターあたりを除染しようというふうな計画に、私はこの予算でなったんだなというふうに思っていたんですが、何か所信表明の演説、提案理由の中では、国直轄によって村内継続企業6カ所、長泥コミュニティーセンターまでもやることになりましたという話。そういう点でこれが減額になったのかということで、その辺をまず確認をしたいというふうに思っています。

それから、もう1点なんですが、75ページ、15番の工事請負費の1,124万4,000円の中の教育施設です。石像設置あるいは幼稚園の遊具ということで予算がそれぞれ計上されております。幼稚園にしても小学校にしても中学校改築にしても、仮設とはいえ私は新しい校舎なんだろうというふうに思っています。子供たちがそこに通って、それこそ新しい教育環境をつくらなくてはいけない。そういう点でやっぱり教育環境の整備という点でのモニメントだというふうに私は理解したんですが、もっと整備するという点からしますと、もっともっとモニメント以外にいろんな整備が必要なのではないか。仮設でありますから、通学路から始まって子供たちが学校の敷地の中でいろいろこれから過ごしていくわけですから、もっと広く見れば教育環境の整備という点では、幅広い視点での教育環境の整備というのが私は必要なのではないかと。単にモニメントだけでなくもっといろいろ配慮すべき点があるのではないかとこのように思いますが、それについてのご見解を求めます。

以上、3点。

総務課長（中井田 栄君） 1点目の43ページのICTのタブレット端末の件でありますけれども、ご指摘ありましたように、本当にわかりやすい情報を流すように注意をして努力していきたいというふうに思います。

あと2点目の音声のことでありますけれども、映像は流せるということですので、音声も流せると思いますけれども、その部分も含めて使えるように検討してまいりたいというふうに思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 私からは建物の除染の部分についてお答えいたします。単独事業として、村で各地区の行政区1カ所あたりをやってみたいということで計上させていただいて、その後、行政区に1カ所だけやってもなかなか全体の線量が下がることがないという理由から、高線量地区の部分でというようなことで、いろいろ皆様方ともご協議をさせていただきましたし、あと執行部の方でも協議をする中で、やはり長泥地区、高線量地区の集会所を計画してみようかという話になりました。それで、そのような思いで計画をしてきたところではございましたが、環境省の方から24年度の事業のいろいろな場所選定の話がありまして、本格的に除染については村の工程表の中で進むということがあるんですが、

国の方の三次補正、繰り越しできる予算があるということで、その中で先行除染という形で4月からすぐ入れるところがないかということがありました。この先行除染の定義づけとしましては、村が今後復興に向けて拠点となるような場所を選定してほしいというのが条件でございまして、ただ村の場合は、役場の方も自衛隊にやっていただいたという部分もありますし、あと公民館等についてもモデル事業の西工区で実施したということで、いろいろ考えましたところ、今回の東工区の継続と、継続操業している3事業者を行いました。実際に働いている方々もいるということで、残りの6事業所、一応フレボーさん、トモトさんについては今操業はしておりませんが、やはり今後何らかの形で操業するといった場合にはやはり早期の除染をしておいた方がいいのかなということで、6カ所を選びました。

そういう中から、長泥のコミュニティーセンターもということがありまして、前にもお話をしておりますが、今回農地除染で長泥地区が入るということで、場所については集会所の上側の傾斜の部分をやるということだったものですから、ではそれとやはり一つのエリアづけにしてはどうかということで、農地除染をやるということで環境省の方に村でも考えているという話をしましたら、経費的な部分を国の方で見てもいいという話がなりまして、今回農地除染との一つのエリアづけということで長泥のコミュニティーセンターを国の方に入れていただいたという経過で、単独で村の実証的な部分でやろうという部分でありましたが、そのような経過で今回予算の減額という形になったところであります。以上であります。

教育長（廣瀬要人君） 学校の教育環境の件についてのご質問でございますが、施設設備については、仮設といえども基本的な教育環境の整備をされておりますので、この点については、村にいるような施設設備まではいきませんけれども、基本的な教育環境の確保はできるのかなというふうに考えております。

なお、教育環境の中の校庭でありますけれども、中学校と幼稚園については基準あるいは基準以上の校庭を確保することができます。ただ、残念なことに、小学校の方はあの6,000平米の土地の中に体育館、校舎と建てましたので、十分に校庭の確保はできていないというのが現実であります。この点については、運用の中で近隣の広場を使うとか、あるいはそれで不足する教育活動はほかの活動の中で埋め合わせをすとか、そういう形で対応できるのかなというふうに思っております。

今回モニュメント及び遊具が、遊具についてはオーストラリアからの寄贈であります。それからモニュメントについては村の予算で購入するわけでありましてけれども、これは情操教育の一環として、あるいは遊具の方は子供たちの遊びながら学んでいくというようなそういう環境の中で大変有効に活用していきたいと思っておりますし、モニュメントについては情操教育の中で大いに活用できるのかなということを思っております。

いずれにしても、非常に厳しい状況の中での子供たちの教育でありますので、今ご指摘ありましたように、子供たちにとってどういう教育環境が望ましいのか、これからも検討していきたいと思っております。

7番（菅野義人君） タブレットについて、それぞれ努力をいただくというふうなご答弁で

ざいました。あそこの機能の中に、全員協議会のときに手にとっていろいろ試してみたんですが、双方向の機械だということで、双方向というのは村民の方からもメッセージを送れると。意見があったりなんかするときボタンを押して、何かこの人がボタンを押したよというのが役場の方に届いて、そして問い合わせの電話を入れるという、双方向というよりは片道の双方向かなというふうに思ったんですが。例えば、そういうふうに何か自分で聞きたいという意思表示をした。きちんと連絡がいつて、それを今度職員が担当するわけですよ。誰さん連絡ほしいよということで電話しましたと。そういうふうな職員の体制、これきちんとできるんですかと言ったら非常に失礼な話なんです、この体制をつくるのが非常に大変だろうし、ある意味ではそれを単なる文字の伝達だけでなく電話なんだけれどもコミュニティーをとりたいというところでその体制をとるということなんでしょうが、これの対応を間違えますと何のための双方向なのかというふうに言われますので、その辺の人的な手当あるいは各課ごとにそういうものを担当する方をちゃんと置くのかということまで見据えての双方向なのか、その辺について確認をいたしたい。

総務課長（中井田 栄君） 実際この2,700台のタブレット端末を入れて、今までのご質問にもありましたように、村民の方から案内があった場合に対応できるのかというようなことだと思いますけれども、村としては、専門の実際コンピューターを配置をして返事ができるようにというようなことで、実際今回はFCCの中央計算センターの方の方の入力の部分、データの入力部分で計算センターの方をお願いをしていきたいというようなことで予算も組んでありますし、全体のコンピューターの整備をしていくために専門の方を全国に配置をしていきたいというようなことで、今整理をしているところであります。ですから、どういうふうな形で今村民の方から来て、あと間違いなく答えができるようにしていきたいと考えておりますので、今後細部にわたって各課とも庁内の連絡体制については検討しながら、そして村民にある程度リアルタイムで返事ができるような体制を構築したいというふうに考えています。

7番（菅野義人君） そうですね。IT文化というのは非常に便利な半面、なかなか慣れない方にとって見れば、非常に高いハードルに感じられるというのがその辺なのかなと。できる、できないは別として、多くの村民の方々は、何か電話をするときに役場の誰々さんに相談に乗ってもらっているというのをやっぱり知りたがっている。なかなかその辺の姿が、もう今は仕事の勤務表も個人情報保護法でつくれないから、この係は誰だかわからない。そういう中で、機械を通して幾らでもコミュニケーションを整えようというときに、どうもその辺の対応の仕方が機械的になってくるということになると、こんなの使わねわいというふうになってくれば、これは何の役にも全然立たなくなると。ですから、やっぱりきちんと係の誰々さんがこういうことでお答えをする、あるいは電話で十分に対応できないときにはやはり再度それこそお約束をして答えていく、そこまでの対応だって必要なんだろうなというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田 栄君） ご指摘のとおり、村民から来た場合、庁内的な交通整理をきちっとしないと後々双方向でという話にならないというふうに思いますので、庁内的にきちっと交通整理をして、村民からいただいた内容については、庁内的に整理をして返せるよう

な形を庁内的にとっていくようにこれから制度設計をしまいたいと思います。

7番（菅野義人君） 除染について先ほど質問をいたしました。いわゆる国の考え方が先行除染というふうな考え方と。まだ3月末の避難地区の見直しについて、いろいろまたこれからも村としては議論を重ねていくものだというふうに理解しておりますが、いわゆる国の今の見直しの考え方から言うと、この長泥コミュニティーセンターは、いわゆる線量の高く居住が長期にわたって困難なところだというような位置づけで、除染については新たなモデル事業をやってそして新たな治験を集めて除染をしたい、そのような考え方ということなんですが、この先行除染について、では今、国の直轄で除染をやるということになると、ではこの地区の非常に高い線量を下げするためにどういう除染ができるのかという治験を集められる余地はあるのかなのか、それについてお伺いします。

産業振興課長（中川喜昭君） 現在までやってきましたモデル事業につきましても、やはり新たな技術を取り入れながら、どんなふうになれば放射線量が低減されるかとか、あとは作業員の健康管理をどんなふうにしていったらいいかとか、あとはモニタリングをどんな形でやればよりよい数値がとれるかというようなことを目的としてモデル事業が行われてきて、それらから集められたものを一つの治験としながら今後の本格的除染に進めるというものがモデル事業の考え方でございます。農地につきましても、村の方で行いましたプロジェクト、実証実験ですね、あれを今度、ある程度1反歩とかそういう田んぼで水田等でやってきましたので、今後大きな水田ではどのような方法がとれるかというようなことも実証するというところで農地なども実施するわけでありまして。

今回の長泥のコミュニティーセンター、あと実は農地の中に民家が2戸入っています。これについては、農水の方ではやっぱり農地のみということでありまして、今回の環境省の方の先行除染の中にここもやらないわけにいかないということで入れてもらっておりますが、場所的には農家と集会所の方が環境省の方でやっていただけるように今話をしております。そういう意味では、今までのモデルの治験をそこにどう生かしていただけるか、あとは今までの場所的には線量が中程度と、高線量地区が今回初めてという部分もありますので、それらの部分をモデルとしてやる方向でも考えているのかなというふうに思っております。ですので、今後高線量地区については、国の工程表の中では50ミリを超える部分についてはモデルとしてどんな高線量地区でできるのかという部分も入っているところでもありますので、それらも含めて行われるものというふうに考えてございます。以上です。

7番（菅野義人君） 当然、村としてもこの高線量地区でやる先行除染については、やはり今までの治験を十分に生かすということと、それぞれいろいろ提案があった新しい技術についてそれなんかをフルにやはり投入していただくと、そのような要求を明確にやっぱりしていくと。それでないと、どうも先行除染だということで、大師堂の東工区までの家、コミュニティーセンター、私、横並びの意味とは違うんだと、ここは。まさしくここが、どのように除染されるかが、ある意味では村の帰村計画に大きくかかわってくることなんだと。そういう点では、やはり村の方は、きちっとここに対する位置づけを明確にしながら国に要求していく、この姿勢が必要なんだろうというふうに思いますが、いかがでしょう

か。

産業振興課長（中川喜昭君） 私自身もお質しのとおりというふうに思っております。今回、農地を選ぶにも小宮、向押については3から5、高いところで6くらいのマイクロかなというふうに思っておりましたけれども、長泥はやはり高い線量地区ということで、国の方とも農地のモデルとしてはやっぱり高線量地区もやってほしいと。やはり技術的にも違う部分も出てくるし、手法も変わってくるものもあるだろうということをお願いをしているところでございます。でありますので、環境省という別の省ではございますけれども、長泥の集会所並びに民家についても、やはり高線量地区としての除染をしていただくように強く要請をしてみたいと思っております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

10番（佐藤八郎君） 何点か質疑をしたいと思えます。

まず、29ページの教育費補助金診療等緊急整備支援事業ということで、たしか443台といいましたか、434といいましたか、これで村民が自由に必要と思うときに使うなり、全体の放射線各物質を健康な面、食品の面、土壌の面、いろんな面でこれで村が持っている検査実力というのはどのぐらいあって、どういう方がどういう手続をして借りたり使ったり、自分のそういうものを測れるのか。今まで企業なり見守り隊なり、教育委員会とかいろんな部分で数回にわたってきていますので、総合的にどれだけのものがどういうふうに使われ、みんなの、村民の身に寄り添っている診療体制をとったという形を示していただきたいと思えます。

あと41ページですけれども、先ほどもありましたけれども、までい復興基金、ことしは復興支援交付金の額がその額だと。これは来年度以降どうなるのかわかりませんが、この利用の考え方、条例案にも出されていますのであれですけれども、この基金そのものはどういう、設置目的は条例ではできますけれども、使う使用目的ですね。どういうことのために使うものと考えているのか。あとは今ほど大分各人からあったように、タブレット、タッチパネルというやり方ですけれども、これを村で全戸設置をする、そして負担は電気代のみだと。使用方法、希望などをどういうふうに今後取りまとめたり、取りまとめしてから設置、使用できるまでの具体的な工程というのは、どのように考えているのか伺います。

あと49ページの人工透析患者通院交通費、減額でありますけれども、これは人数としてここ二、三年の推移はどんな形になって、現状の避難した中での人工透析はきちんとうまくいっているのかどうか、その辺を伺うものです。

59ページの見守り隊のこと、いろいろ出されましたけれども、見守り隊にかかわって働いている方々は、避難地域なり避難以外で動いているところの放射線量というのは、個人的には24時間測った中できちんと、菊池製作所での話では24時間で個人ごとにわかっている、本人も周知しているという話でしたけれども、全くそのとおり見守り隊もそのような形になっているのかどうか。

あとは、全村警備保障業務、セキュリティー、希望したものよりは、大分結果的には加入件数が減ったというんですけれども、加入されている中での実績と申しますか、今の運営

状況はどういうふうになっているのか。さらに、これからやっぱりそういうものをつけたいという人がいたり、やめたいという人がいたり、そういう動きはあるのかどうか。それにどう対応されるのか。

あとは、71ページの広域市町村圏組合負担金、緊急無線の整備ということで、これまでの部分が今度改善されてすばらしいものになっていくということでありまして、今までのと比較しての成果は、このことでどういうふうに緊急的な部分で 消防の活躍が上がっていくような成果か伺います。

75ページにおける教育施設石像設置工事、これは具体的には何をどういう目的をもってこれを設置するのか。

あとは、東日本大震災、屋根瓦事業、これについても期限があるようなんですけれども、申請した採択されている工事が終わらないということになってくるとどういうふうになっていくのかわかりませんが、この辺の工事との関係での要件はどういうふうに整理されていくのか、伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 市町村圏組合の負担金ということでございます。もともと南相馬市にありますいわゆる広域の消防本部、非常に古くなっておりまして、建てかえなければならぬ、あるいは情報網が非常に今の時代については古くなっている、こういうようなことであったわけでありまして、それで、何とかしなければならぬということだったんですが、いろいろな事情がありまして、消防本部なども今進行中ということでありまして、今回の震災によって情報網の整備にかなり高額な補助が出る、こういうことで、まず先行すべきではないかということでありまして。

どのような形になるのかと。私も詳しくは存じ上げませんが、今の段階はほとんど電話や何かでやりとりをしているということでありまして、それが今回入りますと、もう電話が入った時点で、どこから電話が来てどういう状況になって、行く車がどこにあるかということも全部わかるような形になるのではないかと。ですから、かなりのスピード感が出るということなのではないかというふうに思っています。今、いろいろこれから入札などをかけてやっていくということでありまして、その補助残分ということで、それぞれの自治体の人口などによっての配分がここについてきているということでありまして。

産業振興課長（中川喜昭君） 私の方から1番目の質問で線量計の部分のお話がありまして、この29ページについては教育委員会の方で購入した部分への支援事業ということでありまして、産業振興課の方でも村民の方々に線量計の貸し出しをしておりますので、状況についてお話をしたいと思います。

今回、子供たちがいる家庭にそれぞれ、貸し付けという形でありますけれども、配付されているという状況で、村の方の貸し出しの方も若干減っている状況であります、それがいかなの間には教育委員会の方、あと私どもの方に保護者の方からやはり今住んでいる部分、あとは通ったりする部分での線量がどのくらいになっているかという部分の確認をしたいということでの貸し出しを行っております。また、住民の方々につきましても、いろいろ夏以降ホットスポットの話があつたりしまして、実際自分のところはどのくらいあ

るのかというようなことで調べたいということがありまして、30個ほど持ちましてそれらを貸し出しをしてきたというところでございます。

それぞれの避難先での部分での放射線量ということでありまして、福島市内のホームページ等、あと県のホームページを見ればそれぞれの地区のことがわかるところでありますけれども、実際に直に住んでいる場所の部分について確認をしてもらうということでは、やはり安定的な部分が得られる方もいたのではないかなというふうに思っております。

あと、線量計とは別に、食品の放射能測定器という部分でも購入をいたしまして、現在まで住民の方々からいろんなものを持ってきていただきました。もらった米とか自分の家の井戸水とか庭になっている木の実とかそういうものを持ってきていただきまして、いろいろ自分たちの身の回りにある部分がどのくらいの濃度になっているのかという部分を調べたいということで、役場、本庁におきましてそういう方々の対応をしてきたところがございます。食品については、やはり口に入れるということで内部被曝の部分の関係もございまして、住民の方々につきましては、やはり興味を持っている部分ということでもあります。そういう意味では、県の方からも消費者庁の方から追加の測定器をいただいておりますので、今後それらについて強化を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

教育委員会の方からあとお願いいたします。

教育課長（愛澤伸一君） ただいまご質問の29ページの補助金でございますが、今回教育委員会で今年度購入いたしました線量計は434台でございますが、本日現在まで418台を既に配付済みでございます。配付対象につきましては、15歳未満の子供たちのいる世帯と妊婦さんの世帯ということで、飯館の学校に通っている子供たちについては、子供たちを通じて各家庭に配付をし、村外の学校に通っている子供たちの世帯につきましては、教育委員会でそれぞれ電話で確認をして、貸し出しの希望があるという世帯については、ほぼすべての世帯に貸し出しを終わっている状況でございます。

教育委員会では、このほかにサーベイメーターを3台ほど所有しておりまして、今後学校等で教育施設の線量管理に活用してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

総務課長（中井田 栄君） 41ページのまで復興基金でありますけれども、経過と使用目的についてということでもありますけれども、経過につきましては、先ほど3月補正予算の説明でもご説明しましたように、とにかく歳入でこの福島県市町村復興支援交付金というのが入って、それを基金積み立てをするために歳出にこの4億6,965万9,000円をとっているものであります。このお金は、国の第二次補正の分で、震災の支援金として県に来たものが基金積み立てをしてあって、それがそれぞれ市町村ごとに今回交付になったというお金であります。議案の第17号に載っていますように、その目的は震災からの復興に向けて生活再建とか健康づくりとかコミュニティー再生のために使うというものでありまして、今回平成24年度につきましては、新しい事業の目的に沿って1億7,000万円ほど含んでいる内容でございます。

次に、2点目の43ページのタブレット端末の2,700台の導入の具体的な工程はどういうふ

うになっているのかということでありますけれども、先ほどお伝えしましたけれども、今回3月の補正に計上させていただいて、議決をいただき次第入札契約を行って、そして7月の運用開始をめどにシステムの設計と工事を進めていきたいというように考えております。進めるに当たっては、先ほどお答えしていますように、飯館村の場合は公営宿舎、仮設住宅、あと県の借り上げ住宅にばらばらに避難しているわけでありまして、公営宿舎、仮設の臨時組織にまともっている家につきましては、そのまとまりを利用しながら説明会開設をしていきたい。あと、県の借り上げにつきましては、先ほど申しましたように、ユーチューブのテレビ会議でございますNPO法人の民間の力なんかもおかりをしながら、その対応とかその利用方法について個別訪問しながら利用度が上がるように行ってまいりたいというふうに考えております。

あと、デジタル化については、先ほど町長がお伝えしましたので割愛いたします。

健康福祉課長（菅野司郎君） 49ページに人工透析患者の通院交通費の件であります。昨年あたりまでは5人程度が該当しておりました。23年度は7人になっています。そのうちタクシーを利用される方が2人、自家用車が5人というような中身になっておりまして、ただ今回の避難に伴って、自家用車なりタクシーなりを利用されている方が人工透析ができる病院のすぐ近くに避難をしているということで、距離的にももう出てこないだろうということで今回減額の補正になった次第です。ただ、中にはちょっと離れている方もいらっしゃいますので、その方については若干の予算額を残してありますので、請求があればすぐ出すというような形をとっております。以上であります。

住民課長（大久保昌憲君） 59ページの見守り隊の線量の件であります。隊員全員に24時間という形で線量計を携帯していただいて、毎月1回集計をしております。毎月月ごとに線量が高くなった隊員には、聞き取り調査をして改善をしていただくようお願いをしています。

次に、ホームセキュリティの加入の件数ということですが、当初1,750、全戸という形で予定しておりましたが、実際の希望者は436戸ということでございます。実績というんですか、異常警報は毎日数多くあるようであります。主な原因としましては、ネズミですね。あとは原因不明という形で、実際の盗難等の住居侵入というような形での警報ではないようであります。あと今後加入あるいはやめたいという方の対応はということですが、今年度夏9月まででしたか、最終的な加入の申し込みを受け付けておりました。その後も若干移動があるのかなということで、実は12月までの申し込み延期をして現在に至っております。そろそろ加入あるいはやめたいという方、移動はもうないのかなというふうには考えておりますが、どうしてもそういう状況が出てきたということであれば、加入の方はどうなるかあれなんです、ご相談いただければ対応が可能であればそれは対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

教育長（廣瀬要人君） 75ページの石像と備品購入の件でございます。環境は人をつくるといえますけれども、避難先で校舎を建てるということ、曲がりなりにも校舎を建てるようになるということで、大変私はずばらしいことだなど。ほかの市町村からも、避難している市町村からも大変うらやましがられている状況であります。本当にご理解をいただいて感謝しております。その中で、小学校と幼稚園にそれぞれ2体ずつ石像を設置する予定で提

案をさせておりますけれども、このねらいは、教育環境に潤いを与える一つの道具というふうにとらえております。今手元に写真を持ってきておりますけれども、いずれもほのぼのとする像ばかりですので、子供たちに大変喜んでもらえるのではないかなというふうに考えております。

産業振興課長（中川喜昭君） 75ページの屋根瓦の件でございますが、先ほど大谷議員の答弁でお話ししましたように、今施工中の件数が71件ございます。その中で3月終了が大体20件程度ということでございます。そういう中でありまして、補助要項のルール上、繰り越してできる事業でもございませんので、とりあえず3月31日を工期の竣工日にしていきたいというふうに考えておりますので、もし3月中にできない状況であれば、取り下げをお願いしながら来年度の事業にしていければということで、現在申請者の方々に今の状況を、まだでき上がっていないところの申請者の方々には、できない状況を把握しながら場合によっては取り下げをしながら次年度施工をお願いしたいというようなことでの案内文を出しているところでございます。

次年度におきましても、今回の補助要項がそのまま適用しまして、経費の2分の1、10万円を限度とする補助内容で進めていきたいというふうに思っております。なお、年度が変わるといふことがありますので、次年度希望される方につきましても申請をまた出させていただく形になるかと思っておりますけれども、あとその見積等につきましては、今年度の部分で執行していければというふうに思っております。それにつきましても申請者の方にまた業者の方との打ち合わせを一度していただくというような形で進めてまいりたいと思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 線量計、村長を初め職員なり努力されて、保健を含めいろいろな団体の努力もあって、それなりの物がそろってきたのかなと。一時的に器械もなかった、そういう線量計自体が不足していたときよりは、だんだんと落ち着いてそろってきたのかなと。これからは、充実も含めてきちんと村民の要望に応えられる体制ができてきたのかなと思っておりますけれども、もう少しこの点あるかもしれないけれども、それにしても全体図が村民に見えないと、あるあるあると言っても、飯館の放射能に対する測り方の仕方というのはどの程度のものになっているのか、そういうものをきちんと整理をされて、使用方法、申し込み方、いろいろ含めて整理をされて総合的に、これだけの飯館は村民に対する健康なり客人に対する計測をきちんとやっている、それだけの今の力だということを示しておくべきだと思います。

復興基金は、生活再建、コミュニティー云々っていうとすべて含まれるのかなという気はするんですけども、具体的には、先ほどの村長の答弁だとリスクコミュニケーションに使わせてもらうという部分もあって、そういう提案理由の説明にあったものが主なものなのかどうか、もう一度、村民にとってどこが基金の活用、村民のためにというように見えるのか。

あと、タブレットですけども、村民にはこういうものをこういう形でという、使用方法なり希望をとったりはしないで、最初から2,700個据えつけるという形で進めると。その……

議長（佐藤長平君） 済みません。佐藤議員、2回目だから一問一答に切りかえた方がお互いわかりやすいのではないかと。

10番（佐藤八郎君） ああ、そうですか。3ページ終わるかと思って。いいです、では。

村長（菅野典雄君） 線量計についてのご質問、全くそのとおりだと思います。精一杯村としてもやっているんですが、そのときそのとき、あるいはその部署、部署ということでありまして、やはりしっかりと広報の2ページぐらいを使って、飯館村はこのような形でやっているというのをやっぱり出すべきだというふうに、こうご質問をいただいて感じたところでもあります。この次あたりのところにしっかりとその辺を村民に出していきたいと思えますので、ご理解をいただければというふうに思っています。以上であります。

総務課長（中井田 栄君） まいで復興基金の具体的にどういった事業に使うのかというようなことでありますけれども、先ほど時間がなくて24年度の実践事業の説明までいかなかったんですけれども、ちょっと見ていただきたいんですが、その概要です。重点事業の1ページ、復興基金ということが書いてあります。ここの事業ですね。ですから、例えば復興計画の基本方針の1番の「生命をまもる」でしたら、先ほど佐藤議員さんが言われましたようにリスクコミュニケーションの方に800万円、あと16歳以上の総合健診、8番でありますけれども3,300万円、予防接種事業に1,000万円、内部被曝の方にホールボディの検査業務とありますけれども1,200万円というような形で、このような形で例えば「生命をまもる」でしたらこのような事業を今回復興基金の中で出させていただいております。以上であります。

総務課長（中井田 栄君） つけ加えてでありますけれども、この復興基金につきましては、ハードでなくてソフト事業で進めるというふうな趣旨がありますので、そちらの方に使わせていただきます。

10番（佐藤八郎君） では、タブレットについて。今ほど総務課長の答弁を聞きますと、最初から2,700個というのがあって、あとは使用の仕方を指導なり、集会を開くのかな、それで設置をして具体的には7月から使えるということで、内容的にはほかの議員に答えたような内容であるということなんですけれども、多分私らもあんまり得意じゃないからあれですけれども、なかなか使いこなせない。そうしますと、2,700個つけるのはそれはそれで自由でしょうけれども、本来本当にそれが稼働されるものかどうか、その辺はどういう考え方で希望をとらないで設置するというふうになるのでしょうか。

総務課長（中井田 栄君） 希望をとるかということでもありますけれども、今回の事業につきましては、2,700個を村として情報提供、あと双方向のコミュニケーションの事業として今回進めさせていただくというようなことで設置をさせていただきたい。利用に当たっては、先ほどからご指摘ありますように、とにかく使ってそれこそ情報をお互いに双方向に流れるように若干注意をして努力をしてまいりたいというふうに考えています。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、まず設置をしてもらおうと。そして、なかなか使いにくい高齢者なり、なかなかそういうものに対応できない人には、それなりの対応をできるような使用可能なものにしていくというふうには、この間の説明を聞いていると個々に対応は難しいのかなと思ったんですけれども、ある一定の項目を上げてそれだけで対応みたい

になってくるという説明であったので。個々対応は難しいのかなど。そうした場合、私らは関係ないというようになってくると全然電源も入れられないで眠っている物が出てくるのかなという、何か無駄ではないでしょうかけれども、どういうものかなど。必ず設置することそのものも、何か製品を設置する側は、2,700個売れるし工事するしそれはそれでいいけれども、何のために入れるかっていったらやっぱり、先ほど来やられている村民と村との認識なり、共通認識を高めるなり、情報をお互い出し合ったり、村民の声をつかんだり、健康状態をつかんだりということなんでしょうから。例えば、健康問題であれば、今までのひとり暮らしの非常ベルというか、あれ以上に効果を発揮するものになるのかどうかもわかりませんが、いろいろこの間の説明の範囲ですからわかりませんが、その辺がどの程度拡大されて2,700台が本当に稼働していくようになるのか。それをちょっと確認。

総務課長（中井田 栄君） ご心配のとおり、私らも初めてなので、実際うまいこといくように進めたいというふうには考えておりますけれども、とにかく村営宿舍あと仮設住宅のまとまり、県の借上げの散り散りばらばらになっての避難でありますので、まとまって説明できて配付できるところはまとまってやらせていただく。あと、それぞれの県の借上げの部分については、先ほどお答えしましたように民間の力なんかも借りながら、あと方部ごとにできるのであれば方部ごとに、あとできなければ個別訪問もしながら、とにかく対応して、今ご心配のあるようにうまいこと利用ができるように心がけて努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

10番（佐藤八郎君） 瓦屋根の件ですけれども、3月31日に一応工期という、するということなんですけれども、以後は次年度において昨年度の要件で受け付けていくということなんでしょうか。そういうことの中身ですか。

産業振興課長（中川喜昭君） 一応会計上の部分もありますので、申請したものをそのまま次年度に流すという形に行きません。補助要項のルール上、取り下げるという部分を一度していただかないと、それを申請という形で受けてそれを会計の上で流すという形になります。それで、できなかった方々については一応そこで23年度は終わって、24年度については同じ条件で受けられますので、再度24年度用の補助申請をしていただくという形をとらざるを得ないということでございます。以上であります。

10番（佐藤八郎君） この事業そのものは今年度限りの事業なんですよ、大震災という名前がついている限りは。だから、3月31日までに見積を出してそれなりに申請した方のみということで、もし万が一3月31日まで工事ができない人は1回取り下げて来年に申し込みで、この取り下げた人は来年度も同じことはできますけど、新たに、昨年度自分らは放射能来て、もう家なんか屋根直すまで必要はないということで直さなかったけれども、やっぱり直すべきかなという思いになった人は、無理なんだろうというの。

産業振興課長（中川喜昭君） 東日本大震災という項目ありますが、これは村の単独事業というふうに考えております。そういうことで、先ほども大谷議員にも答弁いたしました、次年度も継続すると。それは取り下げをして継続してやりたいという人ばかりではなくて、新規も考えていきたいというふうに今私たちは考えているところでございます。以上であ

ります。

10番(佐藤八郎君) そうすると、その要件も全く昨年と同じ対応をされるということですか。

産業振興課長(中川喜昭君) はい。ことしの補助内容で次年度も進めていきたいというふうに考えております。

議長(佐藤長平君) ほかに質疑はございませんか。

6番(佐野幸正君) 35ページのいやしの宿の利用者負担金ですが、109万5,000円ということで、その辺のまずは村としての感想をお聞きます。

49ページ、災害弔慰金、500万円が7人、250万円が23人ということですが、それに該当しない人も大分いたと思うんですが、その辺の見方、非常に不満が何か出ているんでしょうか。

あともう一つは、59ページの見守り隊ですが、非常に見守り隊からは不満の声がいっぱい出ております。あそこの部落はみんな夫婦でやってもいるし、年齢制限は80近くになってもやっている。片方の部落では、出たいと言っても青年会しか出れない。また、高線量の地域は4日に1回でないとだめだと。やっぱりこれは、こういう不満が出ないためには、全村を一つにくるめて全体でぐるぐる回せば、決してそういう不満は出ないんじゃないかなと思います。その辺の考えを伺います。

副村長(門馬伸市君) 感想はということですがけれども、非常にこれだけの人数の方に、これは泊まりの方だけの利用者の料金でありますので、通常は日中はただですから、泊まりだけでこれだけの収入が上がったということは、当初予定したよりもはるかに利用者が多くてこの金額が計上されたのかなというふうに思っています。

それで、次年度以降の見直しというんですか、料金体系の見直しをしております。新年度は、500円ではなくて一応1,000円を徴収をして、今浴衣とかやっていないんですね。自分でパジャマを持っていかないと風呂にも入れないということなので、浴衣と丹前とタオル、セットでそれは1,000円の中で対応していくということで今検討しているところです。

健康福祉課長(菅野司郎君) 49ページの災害弔慰金の関係であります。審査件数40件、認定29というような形でできていますが、不満がないのかというようなことでございますが、今のところ村の方に直接不満であるという形は入ってきておりません。ただ、まだ申請をしてらっしゃらない方、案内はしているんですがまだ申請を出していない方がかなりまだいらっしゃいます。こちらの方についても、今後引き続き審査をしていくようになりますが、災害給付金については普通の民法の時効が適用されません。ですので、かなり長い期間かかるんじゃないかなというふうに今審査会の中では話し合っているところです。ですので、申請があればそのときに審査というような形になりますので、1年かかるか、もしかすると2年かかるかというようなこともあるかと思えます。いずれにしましても、今のところ500万円と250万円についての不服についての声は、まだ村の方には来ておりません。以上であります。

村長(菅野典雄君) 見守り隊についてお答えをさせていただきます。避難のときに村を守ら

なければならないということで、国を説き伏せてあの事業ができたわけでありまして。その結果、300人から約400人近くまでの方たちが、雇用という形でそれぞれふるさとを守っていただいているということでありますが、どうもやっぱり先ほど大谷議員からもありましたように、やはり村の臨時職員であり、お金をもらっている以上きちんとするところがあるが、どうもやっぱり欠けてきているなという気がします。ただただ権利だけを主張して義務の方が怠っている嫌いが出てきているのではないかという気がいたしまして、2年目に関しては、やはりその辺をしっかりとやっていかなければならないというふうに思っています。

先日、隊長会議に出ましたが、やはり今お話のようないろいろな不満が出ているわけがあります。もう少し仕事としてのしっかりとした仕事と、さらにお互い様、こういうときでありますから、力を合わせてやっていくということをやっているかなければならないのではないかと思います。ただ、全体という形になりますと果たしてどうなのか。やはりある意味では調書でも出てくるんでしょうけれども、やはり地元の人たちがいろいろなところをわかっている中で回っていただいた方が安心もできますし、また不安も少なくなるということではないかなという気がします。その辺、改めてまた新年度をやるに当たって、隊長並びに住民の参加している皆さん方に、もう一度何らかのこちらからのお願いというものもしっかりとしていくということではないかなという気がします。隊員の皆様方には、やっぱりもう一度原点に戻っていただくということでありますし、先ほどのように警察並びにガードマンの方からの指導も必要ではないかと、このように思っているところであります。改善に努力をしていきたいし、不満が少しでも少なくなるように努力をしていきたいというふうに思っています。以上であります。

6番(佐野幸正君) 私も、いやしの宿は3回ばかり泊まって、非常にいいなという感想でございまして、やっぱり行ったら浴衣がなかったんだな。浴衣だり歯ブラシ、タオルくらい出したらいいんだよ、金なんか出してもいい、こう思っていましたので、この辺の改善策をわからなかったもんですから、私もそういう改善がされたらいいと思うんですが、必要な人だけにそれはいいと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

副村長(門馬伸市君) 必要な人だけにということではなくて、やっぱり一律に泊まり今500円なんですけれども、泊まりの場合は1,000円ですよということでセットで。着ないと言う人はどうなるかわかりませんが、何も不用の人は500円ですという決め方をするのも一つの手法かもしれませんが、村としては宿泊は1泊1,000円ということで、かわりに今の3点セットをつけてということで扱いをしていきたいというふうに思います。

6番(佐野幸正君) 弔慰金ですが、いただける人は非常に不満も何もないと私は思います。それに今の時点で避難していて気の毒に亡くなったと。因果関係で亡くなった人はもらえるわけですから、これは非常に不満はないと思うんですが、家で死んだんだって、やっぱり何ぼかは避難さもう関係あんだげんちよも、何だべおれん家は該当しないんだべかという人の不満が非常に多いのではないかと思います、その辺の審査会全体の対応というのはどういうことになっているんですか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 審査会ではまず死亡診断書をもとにします。それとあと家族からの経緯、避難してから亡くなるまでの、あと避難する前の経緯、そういったものをずっと見ます。あと、死亡原因にちょっと疑問があるねといった場合には、病院に照会をかけてそこで診断書をもって、本当の死亡診断書じゃなくて実際にこういう診療をしましたよという中身の診断書を病院からとりまして、それをかけます。そうすると、その中で当然お医者さんなり精神科なりの専門家の先生がいらっしゃいますので、その中で因果関係があるかどうかというのを判断していくことになります。中には、確かに亡くなってはいませんが、病気が震災がなくてもあったんじゃないのというような病因があり、そういった場合には当然その方は認定できないということで、次回の審査会の方に回して調整をしてもう一度またかけていくというような、2回、3回かかる方がいらっしゃいます。そういったことで判定していくわけです。ですので、確かに不認定になった方、11件ございますが、こちらの方は今のところ震災前から施設に入っていたり、病院に入っていた方、そういった方が主で不認定になっているということ、関係が何も変わっていないですよ、1人じゃないですね、そういう形で不認定になっているということでありまして、それ以外の方については、何しろかなり時間をかけて審査をしているというようなことであります。ですので、単に亡くなったからすべてが該当というわけではありませんので、その辺、何か話を聞きますと、亡くなったら全員もらえるんだというような話もちらっとは聞いています、確かに。それではないということをご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

6番（佐野幸正君） 見守り隊なんていうのは、やはり行政区によっては出る人が少なくて、本当に夫婦で出ているなんていうところもいっぱいあるので、あとは俺らのところはいっぱいで枠になって出たいという人も、ああ定員だからだめだ、あんたんところは、なんて言われるところもあるもんですから、これはやっぱり行政区単位でやると非常に不満が出る。やはりある程度、見守り隊、ほかの地区もわからなくちゃだめだということのときには、やはり国にあわせるということもできると思いますので、その辺はきちんとやりながら、言って悪いんですが、ある程度他に行って働けない人で見守り隊はつくったので十分だと私は思います。若い人は、なるべく見守り隊じゃなくて、いろいろな仕事についてもらって頑張ってもらっていったらいいんじゃないかなと思います。その辺はいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全くおっしゃられることはわかります。いろいろな問題があって、行政区の大きさ、小ささでかなりいろいろな問題もあるだろうというふうに思います。ですから、以前は多いところは少ないところにフォローしてというようなお話もあったんですが、だんだん行政区的になってしまったと。そうすると、1軒のうちに誰行っていて結構、あら、いいことという話になったり、そういうことにもなっていますので、ただそれぞれのことに村でたがをいろいろかけていいものなのかどうか、非常に悩ましい問題だなという点があります。変えるに当たってはやはり、それぞれ行政区の区長さんなりあるいはまた隊長さんのお話なりも聞かないと、なかなかそう簡単ではないなど。スタートしてしまっているわけでありまして、その点でもう少し改善の余地はあるなと思っていますので、

もう一度もうちょっと細かくそれぞれの実態を整理して、この辺までならば改善の決まりといたしますか、そういうものやってもいいのではないかとこのところを至急調べてみたいと、そんなふうに思っています。ただ、余り難しくするのも、また皆さん方がいなくなって守れないということでも困るなと思いますので、その辺もう一度内部で検討して改善できるところは改善していただきたい、このように思っています。

6番（佐野幸正君） 高線量のところは4日に1回しか出られない。これは非常にやっぱり働く人にとってはお金にならなくて大変だなと。そういうところもあるもんですから、やはり全村的な考えでやればそういうことはなくなると思いますので、高線量のところの人も低いところに行けば、4日に1回でなくて2日に1回か3日に1回は何とか出られるという形でやるもんですから、そのような考えはいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 不平等という言い方はどうかわかりませんが、それで先ほど課長の方からも話しましたように、今回公務員のほうもいわゆる危険手当という法律ができましたので、その法律を使わせていただいて、線量の高いところの日数が少なく出る方には危険手当をさせていただくということでもあります。ただ、それでいいというわけでもありませんから、どうしてもやはり少なくてなかなか人が足りないというところは、そういう方たちに回っていただくということもできないわけでありませぬので、何度も言いますが、もうちょっと内情を現場の方から聞いてみて、できるものやっつけていきたいというふうには思っているところであります。以上です。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） それでは、暫時休議をいたします。
再開は16時45分といたします。

（午後4時35分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時46分）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

8番（大和田和夫君） 先ほどからありますタブレット端末、インフラ整備ということで大変便利でいいのかなと思うところではありますが、心配な点がございませぬのでお尋ねをしておきます。

全協の中でもご説明をいただいたんですが、総事業費4億7,800万円ですか、その中で村予算が1,600万円で、NTTさんが3億3,000万円のこれは避難期間であるため3カ年は無料でいたしますということでした。この3カ年を過ぎた後の3億3,000万円の動きはどうなっていくのかお尋ねしたいと思います。

総務課長（中井田 栄君） 全協のときにもご説明しましたように、この3億3,196万1,000円につきましては、まず一つはタブレット端末代1億8,796万1,000円。これは端末を導入すればこの部分はかからなくなります。あと通信費でありますけれども、6,000円の12カ月の2,000台分ということでございまして、この部分は今6,000円でありますけれども、とにかく安く3年以降については検討していくというようなことでもありますので、その辺は今

後通信業者とも協議の上、とにかく村負担にならないようにしてまいりたいということでございます。

8番（大和田和夫君） そうしますと、このタブレット端末代というのは初年度のみで消えちゃうのかな。あと、1億4,000万円のタブレット通信費、これが後で、3カ年過ぎれば格安で提供するということがよろしいですか。そのタブレット通信費、これも約1億4,000万円ですから、3カ年の中での担保といいますか、約束はどのような形でなされているのか伺っておきます。

総務課長（中井田 栄君） 今協議の中で、これを入れるために通信業者、あと国の方とも協議をした中で、避難の期間である一応目安として3カ年については民間の通信業者で持つというふうな、書面は交わしておりませんが、そのような約束のもとに今回進めさせていただいているといった内容になります。

8番（大和田和夫君） しっかりとした約束をして進めていただきたい、このように思います。

もう1点。75ページなんですが、先ほど義人議員、佐藤議員の方からもありましたが、関連でお尋ねをいたします。それぞれ開校に向けての教育環境の整備ということで予算計上させていただくのですが、私は構想設備、遊具等々それでいいのではありませんが、先日草野小学校の父兄の方々にお聞きしたんですが、草野小学校の机、いすが大分痛んでいるということをお聞きしましたので質問するわけでございますが、机、いすはこの開校に向けての整備は考えていないのか伺っておきます。

教育長（廣瀬要人君） 今ご質問ありましたように、白石小学校と飯樋小学校については、これらの机、いすについては木製でされておりまして、草野小学校については、実は今年度大規模改修を予定しておりましたので、これにあわせて机、いすも木製化するという計画であります。今回の改装に当たっては、草野小学校の机、いすについては計画にありませんでした。しかし、今ご指摘のように保護者の方からも要望がありますので、今後相談をして皆さんと相談をして検討していきたいというふうに思います。

8番（大和田和夫君） 検討するという事なんですが、実は、大分痛んでいるという話は、授業中ジャージを着ているそうなんです。それで、机ががさがさなために胸のところだけが痛むとか、あとがさがさになっているもんだから、机のとげというのか、刺してけがをするという人がいるようなので、これは早急に、検討じゃなくて整備するように考えられないのか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 全くわかっておりませんでした。県の県産材をつかっている事業も多分あると思いますし、いわゆる森林の基金もありますし復興基金もありますから、できるだけ早く対応していきたいと思います。以上です。

議長（佐藤長平君） 今、本日の会議時間ではありますが、あと5分程度になっています。本日の会議時間については、議事の都合により、あらかじめ延長してこのまま続けたいと思います。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第3号「平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第12号)」を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号「平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第12号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第4号 平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議長(佐藤長平君) 日程第7、議案第4号「平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第4号「平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号「平成23年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第5号 平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

議長(佐藤長平君) 日程第8、議案第5号「平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第5号「平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第6号 平成23年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議長(佐藤長平君) 日程第9、議案第6号「平成23年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

9番(大谷友孝君) 137ページの処理委託料でございますが、維持管理業務、汚泥処理業務、減額になっております。現状はどのような状況にあるのか。この減額によって水質汚濁等々は生じないのか。

産業振興課長(中川喜昭君) 処理場の維持管理業務ですが、現在土地連の方に委託の方をお願いしてやっております。今回の減額につきましては、見積合わせの結果ということでの減額ということで、維持管理については、従来のとおりにやっていただいております。何ら問題はなく稼働している状況でございます。

あと、汚泥につきましては、一時出入り許可の部分がございまして、稼働している状況でございますが、実質汚泥の出る量が普通の年と比べましてかなり少ない状況になっております。それで、土壌セシウムの濃度もはかりましたところ5,000ベクレル以下ということでございまして、一般廃棄物での処理ということもできる状況でございますが、やはりセシウム等が入っているということで、将来的には特別指定の廃棄物処理の中で国の方をお願いしていきたいという思いもございまして、今現在振興公社の方に保管をお願いしている状況でございます。以上であります。

9番(大谷友孝君) そうすると、通常のように運営をされていると。今5,000ベクレル以下ということですがけれども、振興公社においてあるということですがけれども、一般処理、産廃の絡みになるのかどうかわかりませんが、村の処分場でも処理できるのではないかと話でありますけれども、いかがでしょうか。

産業振興課長(中川喜昭君) 今の汚泥の濃度の基準値から見れば処理できるという基準でございますが、やはりクリアセンターの方をお願いするというのも一つの手段でございますけれども、やはり将来的にはいわゆる汚染廃棄物の処理をしていった方がより安全ではないかということで、当面振興公社の方の一面にお世話になっていると。このことについても今後検討はしてまいります。今後の出る量の濃度も測りながら管理をしなければならぬと思いますので、その辺の状況を見ながら進めてまいりたいというように思います。

議長(佐藤長平君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第6号「平成23年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号「平成23年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第7号 平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第4号)

議長(佐藤長平君) 日程第10、議案第7号「平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第7号「平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第4号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号「平成23年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第4号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第8号 平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議長(佐藤長平君) 日程第11、議案第8号「平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第8号「平成23年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号「平成23年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」
は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

議長(佐藤長平君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後5時02分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月6日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤長平

” 会議録署名議員 大和田和夫

” 会議録署名議員 大谷友孝

” 会議録署名議員 佐藤八郎

○

(1

平成24年3月8日

平成24年第2回飯館村議会定例会会議録（第2号）

平成24年第2回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成24年3月6日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成24年3月8日 午前10時00分				
	閉議	平成24年3月8日 午後 3時21分				
応（不応）び 招議員及並 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原経	○	4	伊東利	△
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
	署名議員	11番 志賀 毅		1番 松下義喜		2番 飯樋善二郎
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 菅野久子		書記 今井一起	
					書記 松下義光	
地方自治法の 第121条のた めに出席した 者の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	菅野典雄	○	副 村 長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 栄	○	住民課長	大久保昌憲	○
	健康福祉課長	菅野司郎	○	産業振興課長	中川喜昭	○
	会計管理者	高橋一清	○	教育委員長	佐藤真弘	○
	教 育 長	廣瀬要人	○	教育課長	愛澤伸一	○
	生涯学習課長	浜名光男	○	代表監査委員	渡邊守男	
	農業委員会 会 長	菅野宗夫		農業委員会 会 長	高橋一清	○
選挙管理委員会 委 員 長	齊藤次男		選挙管理委員会 書 記 長	中井田 栄	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成22年3月8日(木)・午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(通告順1～4番)

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員11名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

3月6日に予算審査委員会が開かれ、委員長に佐野幸正委員、副委員長に北山文子委員を選任した旨の届け出が議長にありました。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、11番 志賀・毅君、1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

1番 松下義喜君の発言を許します。

1番（松下義喜君） おはようございます。

第2回飯舘村議会定例会で一般質問をいたします。

大震災、原発事故から1年が過ぎようとしている中で、村民が避難生活で大変苦勞なされている中、国では三つに区分けした最初の方向で、村民が大変不安と心配している状況の中で、帰村しても何も先行きが見えない、その中で村の帰村計画について質問いたします。

復興計画、除染工程表が出されたが、さらに国や県で新年度予算が審議されている中で、本村の除染に係る予算についてはどれだけ進む予定になっているのか伺うものであり、帰村後の生計を立てるのにどのような形で自立した生活を送ることができるか、早目の計画を立てることによって村民も当面は安心して生活ができるのではないか、計画の中にもっと詳しい内容をすべきではないのか伺うものであります。

2点目には、除染についてであります。

農地除染をする中で、土中の放射性セシウム量が1キロ当たり何ベクレルまで下げられるのか伺うものであり、またどのくらいのレベルまで下げれば作物をつくれるのか伺うものであります。さらに、その作物の販売先と販売手法をどのようにしていくか考えを伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 1番 松下議員のご質問にお答えをさせていただきます。

帰村計画についてでございます。

現在、村では緊急雇用対策を発表いたしましたして、飯舘全村見守り隊や避難者支援などで500人程度の雇用を行っているほか、飯舘ホームを含む村内事業所の継続によっても400人から500人程度の雇用を確保しているところでもあります。村に帰るには、除染によって放射線量を下げること、放射線リスクコミュニケーションにより放射線のことを正しく理解すること、そしてご質問にある帰村後の生計の自立が重要であると考えております。

昨年10月に行った村民の避難生活に関する実態調査で現在の職業を聞いた質問では、「被災前と同じ職業」と答えた人が56.9%でした。ただし、この数字は被災前から無職だった方も含んでいると思っているところでもあります。また「失業中、休業中で特に働いていない」というのが13.8%、「失業中、休業中でアルバイトをしている」という方が6.4%、転職した方が4.4%、求職中が2.9%であります。

年代別に見ますと、20代のうち72.6%が「被災前と同じ職業」と答えており、以下30代が69.2%、40代が59.5%と、若い方が高い率になっているというのが飯舘村の一つの姿ではないかと。一方で、50代では43.3%、60代になりますと52.8%と率が低くなっているということでございます。

業種別では、運輸業、電気、ガス、水道、製造業、建設業、金融・保険業についている人は「被災前と同じ職業」と答えた人の割合が70%を超えているのに対し、卸売、小売、飲食業や農林業がそれぞれ44.2、20.0%と低い数値になっているところでもあります。

これらの結果から、50代以上の農林業や商業、飲食業関係者が今までどおりの仕事が続けられていないということがわかっているところでもあります。この方たちが帰村後に生計を立てられる施策が重要と思っているところでもあります。

まず、農林業関係の生計を自立に向けての方策であります。徹底した除染を行い、放射線量を下げた後から農業に取り組むこととなるわけですが、しかし幾ら除染しても飯舘の土壌で食べ物をつくる農業を行っても、消費者に受け入れてもらうことはかなり難しいと考えているところでもあります。まずは今まで取り組んできた花卉栽培や新たに、デントコーンなのかどうか、いろいろなこれからの実証でありますけれども、そういうものをつくってバイオエタノールとか、あるいは食品以外の農業の取り組みを検討してまいりたいと、このように考えているところでもあります。さらに、土を使わない植物工場とか水耕栽培なども検討の余地があると考えているところでもあります。

次に、林業関係では、先日、議会と職員が会津に建設中の木質バイオマス発電所を視察に伺ったようでありますが、村としても森林資源を活用した循環型の再生可能エネルギー施策について具体的な検討に入っていきたいと考えているところでもあります。

商業、飲食業関係につきましては、現在、村外での営業再開を支援しているわけでありまして、幾つかの事業所やお店が再開をしているところでもあります。また、帰村を考える上でこれらの方々が村で営業を再開していただくことがインフラの復旧という面からも重要でありますので、村に戻って仕事が続けられるよう国・県の制度などを最大限に活用して支援をしてまいりたいと思っております。

なお、復興計画、除染計画ともに、農地の除染が完了し、営農再開できるのは5年程度要するものかなと考えているところでもありますので、現段階で想定される事業を計画では

示しておりますが、今後新たな事業が創設されたり、必要な施策が生じた場合には村民の皆様と、あるいは議会の皆様と協議をさせていただきながら、計画の変更についてはこういう有事でありますので柔軟に対応させていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、帰村後についてもっと詳しく村民の方に示していくべきではないかというご質問、まさにそのとおりでありますので、これから誠心誠意考えて提示をしていければと思っているところであります。

他の質問は担当の方からお答えさせていただきます。

産業振興課長（中川喜昭君） 私からは2の除染についてであります。ご質問の1点目と2点目について、関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

まず1点目の農地除染における低減目標についてお答えいたします。

村の土壤の放射性物質濃度の状況であります。今回実施します農地除染モデル事業で土壤の放射性物質濃度の調査を実施したところ、深さ5センチ以内に放射性物質の土壤に含んでいる割合は、伊丹沢が89%から99%で、小宮は93%から100%、長泥は91%から100%の結果でありましたので、除染方法として深さ5センチ程度の表土はぎを実施すれば有効な除染が可能と考えられます。

村としての農地の除染目標値であります。村が昨年策定した除染計画の中で1キログラム当たり1,000ベクレル以下にすることを農地の除染目標値として掲げておりますし、本年4月より食品の新たな基準が適用され、一般食品は1キログラム当たり100ベクレル以下となりますので、土壤の放射性物質濃度については1キロ当たり1,000ベクレル以下を目指すことになると考えております。

次に、どのくらいのレベルまで下がれば作物がつかれるかについてであります。米については平成24年度から平成23年米からの放射性セシウムの検出値が1キロ当たり100ベクレル以下であれば制限なく出荷ができるようになりますので、作付は土壤の放射性物質濃度が1キロ当たり1,000ベクレル以下になれば可能かと考えており、野菜等も同じ状況でありますので、国へは農地の徹底した除染を要請してまいります。

次に、質問の2点目の作付した作物の販売先と販売手法についてお答えいたします。

現在、野菜等の食品に関しては、産地が福島県となっているだけで風評被害により消費者から敬遠されているのが現状で、消費者目線から考えれば安全安心な農作物が求められております。今の時点では販売先、販売手法については確立していませんが、村のままでの復興計画では植物工場での水耕栽培や花卉などの食用以外の施設園芸栽培など新たな農業分野で計画をしていますので、今後農作物の作付ができるようになりましたら、国・県と協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

1番（松下義喜君） それでは何点か質問したいと思えます。

本村の除染に係る予算については、どれだけ村では把握しているというんだか、つかんでいるのかお聞かせ願いたいと思えます。

村長（菅野典雄君） 除染がすべてのすべてだと、これは私たちも同じでありますし、国も言ってるわけであり。今、環境省が担当ということで、福島県に常駐しながらやるところであります。それに対して私たちも2年間ぐらいで村全体のとりあえず住居を中

心にしてやりたいという計画を出しています。国も2年ぐらいでとりあえずやりたい、中心的にやりたいという話があります。ですから、ある意味では年数的には合致してるのかなと思っっているんですが、今のところそれに対してどのぐらい飯館村に除染の予算を振り向けるかということがなかなか出てこないというところがありまして、そういう意味からすると今のところどの程度できるのかというのがなかなかわからないというところにもどかしさを持っている、こういうところであります。

もう一つの問題は、計画的避難の飯館村は国が責任を持ってやりますと、こういう除染の地域であります。皆さんからご指摘いただきましたように、ありがたいことではあるんですが、問題だらけということで、やはり一度かなりといいますか、村が主体的にかかわれるようなルートを、事業なり予算なりをとっていかないとだめだということで、議会ともども声を大にしているところでもあります。また結論は出てないということなんですが、聞くところによると考えているということでもありますから、早くその辺を返事をもらいたいものだというので、いずれにしても今ご質問のあったどのぐらいというのが実際まだつかみ切れてないと、こんなところでもあります。

1番(松下義喜君) それで、営農再開ができるのが5年程度というようにご答弁があったんですけども、5年間は帰村できないというようにとり方で結構ですか。

村長(菅野典雄君) そういうつもりではございません。営農再開というのは、いわゆる農業再開はもっと早い段階で可能だということも十分ある、あるいはそう願いたいと思っってますが、ある程度市場に出回るといのは、やはりいろいろのことを考えますと、風評被害という話もありましたけれども、やはり5年ぐらいかかるのではないかとこのところでの5年ということでもありますので、帰村についての5年というつもりでお答えを申し上げたということではございませんので、ご理解いただきたいと思っいます。

1番(松下義喜君) 復興計画と除染の工程表は出されたんですが、帰村の計画についてはどのような形で、いつ村民にお伝えするのか、その考えをお聞かせ願ったいと思っいます。

村長(菅野典雄君) 皆さんご存じのように、除染なしではだれとて住民なかなかそう簡単ではないのではないかと、理解はできないだろうと思っいますから、今のところ我々も国も言っっている2年に集中して除染をして、その結果どのぐらい下がるかということでもあります。大体しっかりと全村をやれば、全村という形になるかどうかはまだわかりませんが、ある程度1年間20ミリというようなことからかなり下がるのではないかと、このように思っっていますので、そのところで我々は議会と相談をさせていただきながら帰村の宣言、そういうことになるのではないかと思っっていますので、除染を早く、一日も早く下がるような、その除染に期待をし、また要望をしていくということなのかなと思っっているところでもあります。

1番(松下義喜君) 除染をして帰村を目指すのであれば、これからの若者また高齢者、戻りたくても戻れない、戻らない、戻りたいという村民のためにも、除染が終わってから帰村計画を出すんでなくて、ある程度の若者や、帰村して生計を立てるという中で、早目の村は、先ほどいろいろ我々もそうですが、バイオエタノールとかバイオマス発電所を視察したりして、こういうものをして村では生計を立ててやっっていくんだよというものを早くに

出して、村民の皆様にある程度の安心感を与えるのが当然でないのかなと私は思うんですけども、それで、時期尚早かもしれませんが、除染もまだ本格的に行われていないんですから、でもこのようなものでやっていくんだというものの計画案を出して、早目に村民にお伝えすれば避難生活も安心してできるのではないかと思いますので、もう一度。

○ 村長（菅野典雄君） 全くそのとおりであります。2年の除染を終わって、そこで「こうですよ」という話では、まさに村民は不安だらけでありましょうし、帰村に対する気持ちもなえていくだろうと思ってます。今いろいろな勉強をさせていただいたり、検討させていただいているところでもありますし、議会の皆様方にもいろいろな提案をいただいているところでもありますから、できるだけ早く、ある程度このようなこと、このようなこと、あるいは国のこんな事業がありますということを出していくことが村民に対して村としての対処の仕方と、こういうことではないかなと思います。なかなか今いろいろなことを全くこれ汚染された村の中でどういう組み立てができるのか、誠心誠意勉強したり、あるいは調べたりというようなことを検討しているところでもありますので、もうしばらくお待ちいただいて、できるだけ早く、途中であっても出していくべきだと思ってますので、それを出していければと。懇談会の中でもまた改めて新年度になればやる予定でありますので、そのときはまたご提示をできればいただければと思ってます。

1 番（松下義喜君） わかるんでありますが、我々議員としてもそうなんです、できるのであれば、やはり帰村計画は8月までは出しますとか10月までは出しますとか、前の見えたようなお話をいただければ、村民におつなぎする中でも我々もいいのかなという形でおりますので、もし村長の考えが10月ごろまでは出せるんであろうかとか、そういう思いがあるんだしたら再度お聞かせ願いたいと思えます。

○ 村長（菅野典雄君） なかなか思いだけではでき得ることもございませんので、庁内で必死にその辺を考えて、ある程度、今ご質問ございました「この辺まで」というのも大切な一つのご提示だと思いますので、庁内で検討してやっていきたいと、出していきたいと、このように思ってます。

○ 1 番（松下義喜君） 深さ5センチメートル以内に放射性物質が土壌に含んでいることについては去年の当初からの話でありまして、伊丹沢が89%から99%ぐらいですか、でもいろいろ聞き当たりますと、土壌にもよるんでしょうけれども、15センチメートルくらいまで入ってるんでないかという話が多く聞かれています。何年たっても、1年たっても2年たっても、これからモデル除染する中で、5センチメートルはぎ取りをしたから有効な除染と考えているんだかどうか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思えます。

産業振興課長（中川喜昭君） 今回のお答えさせていただきました深さ5センチの濃度ということではありますが、今回それぞれの地区に農地モデルで入るということで、事前調査ということでありまして、実施する農地、田んぼ1枚1枚を調査した数値ではないところでありまして、今回どの程度の濃度があつて、現在検討している中ではどの程度をはぎ取ればいいのかとか、もし2センチ、3センチであれば反転耕が適するのかなとか、そういう部分の事前調査でのモニタリングということでありまして、すべての農地の数値ではないということでございます。

それで、実際に今度本格的にモデル事業が始まれば、もっとモニタリングの箇所数をふやしながらそれぞれ1筆1筆を検討していくというようなことで考えているということでありまして、その時点になればまたそれぞれの田んぼによってははぎ取り、まずは反転耕とかの手法が変わるといふ部分になるのかなと思っております。

1番(松下義喜君) それで、この3地区やるモデル事業ですけれども、これは本除染のような形でやるというようなとり方で、再度、よろしいのでしょうか。お聞きしたいと思います。

産業振興課長(中川喜昭君) 農水省で検討されております内容につきましては、昨年、飯館村を会場としましてやりました実証実験ですね、1反歩程度のどういう手法があるかということでの実証実験で得た知見を今度面積をふやしながら検証していくというのが今回のモデルの目的でありまして、それらの手法によってそれぞれの除染をという形になるかと思っておりますが、先ほどお話ししましたように、主ははぎ取りという部分が今のところ小宮、長泥についてはその考えをしております。伊丹沢につきましてもはぎ取りを主に、向押につきましてもはぎ取りを主に考えておりますが、そのほか昨年やった実証の部分の土壌と水をまぜての沈殿工法とか、そういう部分も考えているようでありますけれども、それらの実証をやってきた部分の検証というのが主でありますけれども、村としましてはモデル事業といえどもやはり村民の方々については本格的除染の位置づけをしているということで、何しろ徹底してセシウムの濃度を下げてもらおうということでの話をしているところでございます。

1番(松下義喜君) それで、村が策定した除染計画の中で、1キログラム当たり1,000ミリ以下に下げるといふような結果を目指すということ、さっきのご答弁ありましたんで、3万ベクレルもある中で結局5センチのはぎ取りをしたりというご答弁がありましたが、実質的にはモデルであっても本除染であっても1,000ベクレル以下に下げるといふことをはっきりお聞かせいただきたいと思っております。

産業振興課長(中川喜昭君) 検討会の方に、東京の方でやりまして、その中で私も出席をさせていただきまして。先ほどのデータ、5センチ以内に89から100とかという部分でお話ししましたが、今回の事前のセシウムの濃度、これが例えば8,400あるところを5センチはぎ取れば、その割合で10分の1になるとかという部分のデータは出していただいております。これを見れば1,000ベクレル以内が割と多いかなと思っておりますが、逆に土壌の状況によっては1,000を超える部分もあるということでもあります。

今回モデル事業でやります。1,000ベクレル以下にというのは村の要望ということではお話をさせていただきました。東京の会場においてもお願いをさせていただきました。そうすることで、できるだけ1,000ベクレル以下に下げてもらおうように今後も、除染が始まるときにもお話をしていきたいと思っておりますが、もし下がらなければ、次の策としてセシウムをまぜ込んでのうない込みとか、そういうものも考えられるのかなと思っております、まずは表土はぎ取りをしてどの程度まで土壌が下がるかと。もし1,000ベクレル以下までいかないような場合は次の手法を国の方にお問い合わせしていくという形で私なりに考えているところでございます。

1 番（松下義喜君） 1,000ベクレル以下の作業を目指すということですが、何ベクレルだったならば野菜をつくって食べられるのか、ちょっとお聞きしたい。

産業振興課長（中川喜昭君） 何ベクレルになったら食べられるかということですが、答弁の中でもお答えしましたように、4月から食品の新たな基準値が設定されるということでありまして、その中で一般食品、いわゆる野菜類、穀類、あと肉等々の部分が一般食品というふうに分類されまして、それが100ベクレルという形になります。そういうことでは多分にして市場に出せるのは100ベクレル以下でないと出せないのかなと思っております。そういう意味では、土壌1,000ベクレルという部分の10分の1、春先、去年の4月の部分で500ベクレルだったのを農地の土壌から出る食品については10倍の5,000ベクレル以下であれば大丈夫という話がありましたので、土壌の濃度を1,000ベクレルにすれば10分の1ということ、100ベクレル以下になるのかなということ、土壌濃度の1,000ベクレルということ、市場に出すには100ベクレル以下でないと難しいかと思っております。

1 番（松下義喜君） それが安心して帰村して生計を立てていく中でも、本当に土中のベクレルを下げてください、国・県と協議をしてください、そのような安心して戻って農作物をつくれるようなベクレルまで下げてください。

これで質問を終わります。

議長（佐藤長平君） 2 番 飯樋善二郎君の発言を許します。

2 番（飯樋善二郎君） 改めましてご苦労さまです。

私は、平成24年3月議会の質問をさせていただきます。その前に少し話をさせていただきます。

あの忌まわしい大震災、そして東電の事故以来、私たち村民、福島県民にとって忘れることのできない3月11日から早くも1年が過ぎようとしています。依然として進まない復興、重くのしかかる放射線や賠償の問題、隠れた課題や新たな問題が膨らむ兆しも見せているのではないのでしょうか。かつて経験したことのない過酷な事故により、私たちの先祖代々つつましく積み重ねてきた財産や生活、そして家族の分断など、すべての大事なものを失ってしまいました。この間、次から次と新たな厳しい現実に翻弄され、対応に追われてまいりましたが、何一つとして好転しない状況が続いています。時だけが無情にも費やされていくような気がしてなりません。また、これから予想されるさらに厳しい事態が待ち受けていると思います。今になっていろいろと明らかになる実態、また近ごろ判明した林野庁が発表した森林の落ち葉に含む高濃度の放射性物質の現状など、切りがありません。ややもすると悲観的な考え方を持っている方も少なくありません。

しかしながら、現時点では村の再生、復興をすべてあきらめるなどというわけにはいきません。私たちがなれ親しんできたふるさとを取り戻す、そのためにあらゆる施策は確実に取り組まなくてはなりません。そのためには徹底した除染が不可欠です。そして、現時点では帰村がそれぞれの事情で難しいと考えている村民のためにも、はっきりとしたビジョンを提示すべきです。帰村を望む人にはすべての生活環境を整えていくことが望まれているのではないのでしょうか。そして、無理に帰村を促さなくとも、それぞれの方々のご判断で自由に方向性を選択できるような柔軟な対応こそが今村民に求められていると思わ

れます。そうしたことから、村民お一人お一人に寄り添おうとしている村の復興計画ではないのでしょうか。切にそのような村政執行の姿勢を望むものであります。

それでは通告順に従って質問をさせていただきます。

まず1点目は、除染事業の課題について。

まず、モデル除染の結果からして線量がおおむね半分程度軽減されることは実証されましたが、本除染でも同程度とすれば目標達成が厳しいのではないかと、所見を伺います。

次の1の2ですが、仮置き場を村内に3年程度としておりますが、双葉地方に予定されている中間貯蔵施設を設置するための協議が大変厳しい状況にあるが、このことも所見を伺います。

次に、2項目は、村の復興に欠かせない新しい産業と農地の再利用について伺います。

一つは、除染が一定程度確立されても元の農業をそのまま継続することは大変困難と思われませんが、雇用も含めてどう対応していくおつもりか考えをお伺いいたします。

その2ですが、二つ目は、新しい産業の一つとして再生可能なエネルギー導入を進める考えはあるのか、今ほど話がありましたからあるんでしょうけれども、あるとするならば、どのような産業を想定しているのか。

3点目は、国が求めている放射線量に応じた、今示されようとしている3分割についてですが、村では住民の分断につながるとして同じ対応を求めているが、どのような未来像を想定しているのか所見を伺うものです。

次に、高線量地域の復興をどうとらえているのか、さらには健康管理、影響をどう克服していくお考えか、ご所見をお伺いいたします。

以上3点6項目について質問をさせていただきます。

村長（菅野典雄君）* 2番 飯樋善二郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、一つの項目、除染事業の課題でございます。

除染モデル実証事業についてであります。今回の除染モデル実証事業は、警戒区域及び計画的避難区域などにおいて新しい技術も含めた有効な除染方法あるいは除染作業員の安全管理の進め方、モニタリングの実施方法などのことを見きわめるということもあって、そんなことも目的に入れて実施されたものであります。村といたしましては、モデル事業が始まる前に、国に対して、モデル事業とはいえ、やはり徹底した除染をしてほしいと、そんな実験的な話ではないですよという話をずっと言ってきたところであります。実施してからも、議員の皆様からも同様の要望をいただいているところであります。除染作業は、屋根及びアスファルト舗装は高圧洗浄、森林は宅地近くの腐葉土除去と枝打ち、宅内の庭、農地、グラウンドなどは土のはぎ取りということで実施をいたしました。

今回のモデル事業の詳細の成果については、現在国で取りまとめ中ではありますが、除染箇所の平均の速報値を申し上げますと、草野、大師堂、西工区は地上から1メートルの高さで時間当たり約3.66マイクロシーベルトが1.95マイクロシーベルトになりまして、軽減率は46.7%であります。いいたてホーム、いちばん館では2.85マイクロシーベルトが1.89マイクロシーベルトに下がりまして、低減率は33.7%、菊池製作所では約2.92マイクロシーベルトが1.08マイクロシーベルトで低減率が63.0%、さらに林製作所では3.21マイクロ

シーベルトが約2.37マイクロシーベルトで低減率が26.2%とのことであります。低減率の高い菊池製作所の状況を見てみますと、周囲の樹木の伐採、敷地内のアスファルト舗装の打ち直し、のり面の草除去などを実施したことにより低減されたと思われまので、今後の徹底した除染の参考になると思っております。

4月より本格的除染が始まりますが、今回のモデル事業で得られた知見を生かして可能な限り空間線量を低減させるよう国に対して働きかけていきたいと思っております。また、まidea復興計画にも明示をしております飯館村まidea除染会議を今月中に立ち上げ、除染の検証、評価を行い、国への提言など、よりよい除染ができるように進めてまいりたいと思っております。

同じ項目の2点目、中間貯蔵施設であります。

昨年10月29日に環境省から発表されました放射性物質によって汚染された廃棄物や土壌の処理、これのロードマップによりますと、平成24年度内に場所を選定し、それ以降、基本設計、実施設計を行い、本体工事などを平成26年4月から実施をし、平成27年1月から完成した工区に順次搬入をして、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分に搬送するというのが工程表であります。ご承知のとおり、国は中間貯蔵施設の設置場所として双葉郡内に設置する意向を昨年12月28日に福島県知事及び双葉郡内の町村長に正式に要請したところでございます。それ以降、年明けから国と双葉郡内町村長が協議をしておりますが、ご存じのように厳しい問題であり、なかなか協議が進まないということでもあります。今後、県も加わり精力的に協議を進めていく方針が確認されたようなので、早期に結論が出るよう望むところであります。また、村といたしましては、中間貯蔵施設問題は双葉地方だけの問題ではなく、福島県全体の問題であるという考えを持っておりまして、関係機関に強く要請してまいりたいと考えております。

なお、仮置き場での保管は3年程度であると村民に説明しておりますので、国が示したロードマップの工程表どおりに実施していただけるようしっかりと要望してまいりたいと思っております。

3点目の放射線量による3分割の線引きについてお答えをさせていただきます。1と2それぞれ関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきます。

1点目の避難区域の見直しですが、ご承知のとおり、現在、飯館村は全域が計画的避難区域に指定されているわけでありまして、マスコミ報道などによりますと政府はこの3月末を目途に避難区域を三つに再編成することを決めたと報道されているところでありますし、また説明にもまいったところでございます。これらの避難区域の見直しについては国が一方的に決めたものであり、村や村民がこれ以上分断されることのないよう村としては新たな区域の見直しを行わないよう強く求めてきたところであります。まず徹底した除染をして、みんなで一緒に帰りたいという考えをしっかりと伝えているところであります。

しかしながら、除染を行って放射線量が下がって帰村宣言をしたとしても、子供がいる世帯はすぐには戻らず、高齢者だけの村になってしまうのではないかと、あるいは前のようにな農業や林業をすることができないのではないかと、戻っても働く場所がないのではないかと

いなど、いろいろな問題が山積みあるわけであります。

どのような未来像を想定しているのかとのお話しであります。村としては除染後に放射線量が低くなった地域に復興住宅のようなものを整備をし、子供もお年寄りも一緒に帰ることができるよう飯館版的なスマートビレッジ構想なども一つの案として検討しているところであります。農業については、食品以外の農業の取り組みとして、実績のある花卉栽培の特産化を図ったり、あるいは前にも申しましたが、バイオエタノールなどの燃料の生産あるいは土に頼らない農業ができるなどというものが何とか考えていければと思っています。また、林業関係では、飯館村、山が多いわけでありますので、木質バイオマス発電による循環型の再生可能なエネルギー政策なども取り組みたいものだと考えているところであります。現在、村内で継続操業している事業所の支援なども積極的に行い、雇用の場を確保してまいりたいと思っています。未来のイメージとしては、これらの事業により村を復興することで、地球に優しいクリーンなイメージを持った村にしていきたいものだと、このように考えております。

2点目になります放射能の高線量地域の復興及び健康管理であります。

まず、高線量地域の復興であります。村内の南側の地区には年間被曝放射線量が80ミリシーベルトを超える地域も一部あるわけであります。ですから、1回くらい除染してもすぐに帰ることができないということも考えられるわけでありますので、そのような地域の除染については2回3回とやって少しでも早く帰村できるよう国に要望していきますが、除染を繰り返してもしばらくの間戻れない場合は、今述べましたような低い地域などでの一時住んでいただくなどというのもどうなのかなと、自宅に戻れるまでの間ばらばらに避難しているご家族がとりあえず一緒に住んでいただけるようにしていくのも大切なことではないかと思っていますところであります。この住宅の周辺には新たな雇用の場として再生可能なエネルギー機能や花卉栽培あるいは植物工場などというものも整備をするとか、あるいは商店、集会所あるいはその他の過ごしやすい、そういうインフラの整備もあわせて計画して進めていくというようにすればどうかと、このように考えているところであります。現在、これらの事業については、村民、議会代表、職員から成る飯館までの復興計画を推進する会議ということで立ち上げ、飯館版復興スマートビレッジ事業として検討をお願いしているところでありますので、議員の皆様からのご意見、アイデアをいただければ幸いです。

最後に、健康管理をどう克服していくかということですが、村としては内部被曝検査の機械を独自に購入いたしまして、甲状腺検査や村独自の健康診査も含めて無料で検査を継続していったり、あるいはリスクコミュニケーションを含めた健康教室や、仮設住宅などでそういうものを開いたりすることによって健康管理を徹底してまいりたいと、このように考えているところであります。

他の質問は担当課長の方からお答えを差し上げます。

総務課長（中井田 栄君） 私からは大きな二つ目の新しい産業と農地の再利用について、ご質問が二つありますけれども、関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

まず、1点目の避難前の農業形態を復活させることにつきましては、村としても大変困

難なものと考えております。したがって、村としては除染のみを推進するのではなく、同時に帰村のための生活基盤の整備をしていくことが重要課題であると強く認識しております。例えば、除染の推進と同時進行でバイオエネルギー生産の可能性や木質バイオマス発電所の整備、スマートビレッジ構想など、植物生産のみに依存しない方向性と、さまざまな雇用の場を検討してまいりたいと考えております。

なお、帰村までの間の対策として、現在、避難先での営農要望にこたえられるよう国・県の事業活用を検討中であります。

次に、2番目の再生可能エネルギーの導入に関するご質問であります。村の復興計画では帰村してからの新たな雇用の場を生み出すために新たな産業の導入を積極的に進めることとしていますが、その一つとして、基本方針⑤のまでいブランドを再生するの中に再生可能エネルギーの事業を進めることを掲げております。現在検討している再生可能エネルギー施策は、トウモロコシなどを使ったバイオエタノール事業、森林資源を活用した木質バイオマス発電や熱の利用、太陽光を使った発電などについて、現在検討を進めたいと考えております。

2番（飯樋善二郎君） 何点か再質問させていただきます。ここからは一問一答で質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、モデル除染の課題ですが、私、2月28日に除染後の線量を確認してみました。数カ所測定してみましたが、答弁にありましたように、非常に線量が高かったというのが印象です。まず、草野のあるところは1.5から1.7を示した。それから、高いところは2.4ぐらいありました。それから、現在報道されているところでも、どうなのかなと思って測定を三つの機械を利用してやってみました。同じ値は一つも示しませんでした。雪があると線量が遮蔽されるのではと言われてますが、それでも飯舘村が当初目標としている年間5ミリにはほど遠いのではと思われませんが、こうしたことからしても除染作業はいかに困難なことかと痛感しています。このことをまずどうとらえているのか。

産業振興課長（中川喜昭君） 議員お質しのとおり、まず空間線量については、先ほど答弁させていただいたものはそれぞれのポイントの平均ということでありまして、それぞれのポイントではもっと低いところもありますし、高いところもあるという数値であります、その辺の平均をとらせて答弁をさせていただきました。

それで、それぞれの高い部分、低い部分あるわけですが、やはり土のはぎ取りを行ったようなところは割と低くなっているという状況でありますし、あとは山際ですね、今回は木の伐採等もしておりません。奥までも入っていない状況もありますので、やはり山際の方は高いという状況になっているというふうに私も見ております。そういうことで、今回モデル実証ということでやっていただきましたけれども、やはりそれらの成果、来週の13日も速報値ではありますが、議員の皆様方の訪問されたときにもお話をいただくというようなことで打ち合わせしておりますが、その時点でも全体のものが出てくるかどうかという部分もありますが、やはり精査する部分があるのかなと感じております。そういう意味では今後モデル事業とはいえ徹底した除染をお願いしたいというふうに前もお願いしておりますし、あと議員の皆様方にもその都度現場の方に行って監視をしていただいた

という経過もありますので、そういうことも含めながら今後国の方と今回の成果についての部分を精査していきたいと思っております。

2番（飯樋善二郎君） 答弁にもありましたが、あくまでも検証ですから、線量のお話は本除染の結果が出ないとまだわかりませんから、それを見きわめなくてはなりません、丁寧なきめ細かな対応が望まれると思うんですが、今答弁で4月から本格除染を始めるということなんですが、本当にこれ4月から始められると思っておりますか。

産業振興課長（中川喜昭君） 今のところ環境省からの話であります、まず今回4月からという部分で先行除染という一つ、補正予算の審議の中でもご答弁しましたが、まず先行除染ということで、23年度の3次補正の繰り越しを使ってやるということと、あとは本格的な除染ということで実施するということなんですが、まだその本格的除染については、先ほど答弁しましたように、予算的なものの部分が確保できてないという部分が、まだはっきりしてないという部分があります。そういうことで、本格的除染が4月からすぐ始められるか、現地調査なりモニタリング関係ですね、それがすぐできるかという部分では今のところ難しいのかなと思っておりますが、国の方には早期に実施するよという部分で要望しているところでございます。

2番（飯樋善二郎君） まず、4月から始めるにしても、準備期間が非常に短いのではないかなと懸念しているんですが、多分この作業を始めるには多くの受益者の承諾を得るという作業が待っている。これが全然始まらないで、今3月、本当にこれが可能なのか疑問なところが多いんですが、この作業はいつごろから始める考えか、わかれば。

産業振興課長（中川喜昭君） 議員お質しのとおり、除染作業が始まる前に、まずは、今回村の方で除染工程表ということで出させていただいておりますが、24年度には左側半分、あと右側半分というようなことで考えておりますけれども、まだその行政区単位でお願いしたいという部分も村では言っておるんですが、どの地域をやるという部分まだ、どの地域を、どの行政区からやるかという部分もまだ明示されてない状況であります。ですので、それらがきちんとできないうちは予算の確保もできないという状況なのかなと思っております、きのうも事務レベルで環境再生事務所の方と協議させていただきましたが、まずはそのどこをやるんだ、どのくらいでやるんだという部分を早期に出してほしいということはお願ひしてきました。その区域が出れば、その後今度立ち入りとかをする部分の同意書をもらう、そういう部分が出てくるということになります。そういうことで、4月からやるという部分は言っておりますけれども、なかなか進んでないというのが現状であります。何しろ進めるように、まずは区域ですね、予算は国が担保として、その区域を指定すれば担保として取るだろうと思っておりますので、まずはどの区域から始めるんだという部分をすぐ出してほしいということで今お願いをしているところでございます。

2番（飯樋善二郎君） まずこの承諾を得るという作業は非常に難しい作業になると思うんですね。まず丁寧な説明をしながら住民の理解を得る、この作業がすべてではないかなと思っております。

質問を変えます。

2番目の中間貯蔵施設の問題ですが、間もなく協議が再開されるようです、先ほども答

弁されていますが、仮に設置が可能となったときに出てくる問題として、県内すべての市町村の放射性物質をあの場所に受け入れるということになるんだと思うんですが、これが果たして地元の双葉町のようになれるのか、今報道されています「負の遺産は二つは要らない」という声も聞こえています。そうした中で、このことが今国では一生懸命説得をしようとしているんですが、このことについて村ではどうお考えか、まず伺います。

村長（菅野典雄君） 飯舘村、除染しなければ一步も前に進めない、除染するには仮置き場が必要だということで、議会の皆様方のご理解をいただきながら住民に説明をさせていただきながら、とりあえず仮置き場の場所が決定したわけでありまして、そのときに住民の方からもその3年程度というのは守られるのかという話がありまして、それはすべて中間貯蔵施設にかかっていると、こういうことでもあります。

今、双葉地方と国が精力的にやっているようでありましてけれども、なかなかそう簡単ではないというのは新聞その他の報道でわかっているわけでありまして。どうなるか全くわかりませんが、少なくとも双葉地方と国との向き合いということではないのではないかと私は思っています。会津地方にしる、あるいは県南地方にしる、みんなそれぞれ仮置き場の課題を抱えているわけでありましてから、仮置き場の上が間違いなく中間貯蔵置き場というのがあるわけですから、もっとやはり県がリードをとって、福島県全体の問題の中で、じゃどこに置くかという協議をしっかりと進めていくことが私は一つの解決の糸口にもなるのではないかと考えています。そういう意味で、双葉地方だけに国と向き合えというやり方ではない方法を何とか模索をして中間貯蔵が決定するように進めていきたいものだと、このように私としては思っているところであります。村としてもそう思っているところであります。

2番（飯樋善二郎君） まさしく今答弁にあったような課題が多いわけでありまして。私が一番心配しているのは、膨大な量になるということで、果たしてこのことが双葉地方で協議されたとしても、この福島県全域のものをすべてその場所に集めるという作業が本当に可能なかどうか、これが全く私らには見えない姿で、これを解決しない限り、飯舘村のみならず、福島県のすべての市町村の除染の課題になってくることは間違いありません。ですから、私はこのことに知事も加わって県も一緒に考えていくということですから、そうなることを願う、これしか私らには今の段階では言えないわけですが、ぜひそういうことにならないように村としても一生懸命そのことについて協議の場に加わっていただいて進めてもらうように、何としてもそのことが進まない限りは、除染、除染と言っても進まないのが現状なんだと思うんです。まずこのことでもう一度。

村長（菅野典雄君） 現在、モデル事業だけでもかなりの量になっているということでもあります。したがって、今ご質問がありました飯舘村でもこれからどうなるのか、あるいは中間貯蔵施設に持っていくのにもどうなるかというのは大きな課題だと思います。今、減量化というのが、多分国でもやっているんだろうとは思いますが、民間の動きがかなり活発になってきているなという感じを持っています。水にしる、あるいは土にしる、あるいは木にしる、いずれにしても、現物のままという形もあるだろうとは思いますが、幾らかなりとも量を減らすという形でやっていかざるを得ないのではないかなということ、我々にも

いろんな情報も入ってはきますが、それ以上に環境省あるいは県もそういう民間の減量にしろ、あるいは除染にしろ、それを取り入れざるを得ないという状況になってきて、申請をしてくれ、それで実質的に何とかなるなというものは採用してやっていく、このような流れになっていますので、そう期待が持てるわけでもないかもしれませんが、その辺でここ一、二年の間に新しい技術なり何なりが進むことを我々としては切に願っている、こんなような状況でございます。

2番（飯樋善二郎君） 質問を変えます。

農地の再利用についてですが、答弁がありました。食するものは大変現時点では難しいということです。私が心配していることは、除染が一定程度隔離されたとしても、震災事故以前から既に高齢化や農業離れで耕作放棄地がどんどん進んでおります。このことがさらに進むのではないかなと憂慮しているんですが、まずどうとらえているのか、現時点の考え方をお伺いするものです。

副村長（門馬伸市君） まさしく今のご質問のとおりだと、ご指摘のとおりだと思っております。

これだけ放射能に汚染された村になりましたので、やはり土地利用計画、今、村の土地利用計画を全面的に見直す必要があるのではないかなと思っております。今、後継者不足の問題もありますけれども、この汚染された土地を前のような農業の村という農地の使い方では多分長期間にわたっては無理だと思います。ですので、これはことしの前半といいますか、半年ぐらいの間にきちっとした土地利用計画ですね、完全に使わない土地も出てくると思っています。あとは有効的に集中して使う土地も出てくると。例えば農地だけではなくて、住宅用地であるとか、そういう何点かお答えしましたように、エネルギーの施設であるとか、そういうことに土地利用を変えていくということをごひ村の方としては移らせていただきたい、こういうふうに思っています。

2番（飯樋善二郎君） 今、土地利用計画の見直しが必要ではないかなという話がありました。

これはぜひ考えていただかないと、まずいろんな利用方法があると思うんですが、一番心配なのは農業に取り組んでいる人が比較的高齢者が多いという現実があるんですね。その人たちは何としても帰ったときにまた同じ農業、今、副村長からありましたから、それは無理だということなんですが、それを村民は心配している。そういうことが今言われたような土地の利用見直しではっきりと村民にこういうこともあるよということで示していただければ、それならばまず考えてみるかという話にもなるんだと思うんですね。ですから、住宅用地も含めた、さらに後で質問しますが、再生可能エネルギーについても、場所は飯館村いっぱいあると思うんですが、農地の利用方法がないと荒廃地がどんどん進むということが非常に懸念される。このことについてもう一度伺います。

村長（菅野典雄君） 今、副村長からお話があったとおりであります。一つの問題は、6,000人で飯館村の中でやってきたわけですが、あの230平方キロですね。それが、これはこれからの話であり、仮定の話でありますけれども、当然人口が減る可能性もあります。そして、高齢化率も下がる可能性も、これもあります。そして面積はそのまま、こういうことでもありますから、そこをどういうふうに考えていくかということになりますと、いわゆる土地の利用を、田んぼ、畑、草地、山、いろいろあるだろうと思いますが、今まで田んぼは

田んぼ、畑は畑、草地は草地、山は山というふうな利活用だけでは、今言ったように人口が減り、面積の広い中を高齢化の方たちがすべてできるかという、なかなかそうはできないという可能性はありますから、もうちょっと農地法なり林野法なりまでも含めた考え方を国全体として考えていただくということも私は必要なだろうと思ってます。じゃ国の制度だけかという、我々もそこをどういうふうに乗り切るかということも考えていかなければならないなという気がします。以前、振興公社といますか、農業公社といますか、いわゆる高齢化になった土地をどういうふうに乗り切るかということで、請け負う会社みたいなものも必要ではないかという話があって、それはかなり前の計画でしたが、残念ながら計画のままでいったわけでありましてけれども、住民の雇用の場的な発想の中でそういう組織がある一部のところあるいはある程度のところを耕作をして土地を守っていくということもあるのかもしれませんが、いずれにしても、真剣にその辺を考えていかなければならないということにこの原発事故でなってしまったなど、こんな思いでありますので、ここを何とかみんなで知恵を出して、少しでも飯舘村の荒廃土地を少なくしながら維持していくと、こんなことを考えていかなければならないのではないかと考えているところでもあります。

2番（飯樋善二郎君） 今の話にもありましたように、土地の再利用につきましてはいろいろな進め方があるということですが、私は膨大な土地がある中で高地を利用した産業、これがないと今の村民にとっては、私は今までのような同じ考え方では農業は無理じゃないかという村民が多くいるんです。私もずっと回って聞いてみましたが、「農業は無理じゃないの」という声が多いんです。中にはそうでない人もいます。元の仕事、可能な限り続けたいという人もいます。ですから、それぞれの選び方があるとは思いますが、まずそういうものを含めて再生可能エネルギーの有効利用、これは新しい産業として何としても考えていかなければならない大事な取り組みの一つだと思われませんが、実施に当たっては、それぞれ今示されている自然可能エネルギーですね、一長一短あるようなんですね、見てみますと。その中で一番、今、村で、松下議員にも答弁ありましたようなバイオマス、エタノールですね、これは本当に採算ベースになるのか、そうした企業が来ることがあるのか。それから、私がこの前、皆さん全員そろって会津の燃料を燃やして発電する施設を見学させていただきました。これは私もばかな質問をしたなと思っているんですが、放射性物質を含む木材をこの燃料に取り入れるためには物すごい線量との戦いがどんな過程でも生まれてくると思うんですね。このことをどうとらえているのか、まず伺います。

産業振興課長（中川喜昭君） 今お質いただきましたのは、先日、会津の方に行って木材のバイオマス発電の工場等々の視察の件かなと思っておりますが、視察したところにつきましてはセシウムは割と低いということで、セシウム対策等はやってない状況であります。今、国の方との話の中では村の除染に伴う木材を使つての発電について協議しておりますが、今のところセシウムの部分についてはバグフィルターといますか、セシウムを集める機械をつければ何とか、燃やす部分は何とかなると。ただ、心配なのがその灰であります。結局、木材に入っているセシウムを今度濃縮されたものが残るといふ部分がありますので、この辺の灰についてはやはり調査研究をしないと難しいかなと。ただ、木材を燃や

すものについては、今いろんな経験とか知見とか持ってまして、燃やす分には問題ないと。ただ、その出た灰の処理が一番大きな問題になるのかなと思っております。今後の課題かと思っております。

2番（飯樋善二郎君） まさしく灰についても高濃度の灰が出るというのは、南相馬の風呂たきの灰からも出ているという事例もありますから、大変心配されるところであります。さらに私が心配しているのは、そうした、今、林野庁で、四、五日前の新聞に発表されました、報道でもありました、その値がどうなのか知りませんが、私らはうといですから、放射能の経験、100万ベクレルの針葉樹の落ち葉が検出された、それは飯館村と南相馬市の山林からだという報道がありました。こういった報道があるということは、飯館村の山林の中には非常に高い値の放射性物質が潜んでいることは間違いない事実なんですね。その中で作業に携わる、その木を切ることも必要だ、そしてまたそれを持ってきて、私もずっと工程を見させていただきましたが、チップにする作業があるんですね。ここにも一定の従業員が携わる。そうした携わったときに影響はないのか、健康に全く影響はないのかどうか、それをしっかりととらえないと、雇用の場は必要です。当然これもいろんな工夫をしながらやっていかなくちやならないことは十分私も認識しています。ですから、あえてその課題を克服しなくちやならないのではないのかなということで、質問させていただきました。そのことについて。

産業振興課長（中川喜昭君） まさしくお質しのとおりだと思っております。高線量地区におきましては、今お話ありましたように、かなりの高いセシウムを含んだ腐葉土が出ているという部分が新聞報道されております。木材のバイオマスという部分、これはとらえ方なんですが、私は除染をしていく過程の中で不用となる、結局仮置き場と中間貯蔵施設等になかなか持っていくのにも大変だと。そういうものを活用してバイオマス発電に利用するという部分が、という考え方してるんですが、その前の前段で除染という部分ですね、何度もお話をしておりますが、森林については24年度やるという部分でお話ししております。ですから、環境省とのこれからの協議ですが、どこまで入ってくれるのかという部分も今後の協議なんですが、高線量地区においての作業に当たっては、モニタリング関係、あと（ ）は一度検証するという部分が必要なのかなと思います。そういう部分を含めてきちんと順序立てをしながら高線量地区においての森林除染等については考えていかなければならないのかなと思っております。

2番（飯樋善二郎君） 時間があと30分ぐらいになってきましたから、次の質問をさせていただきます。

その再生可能エネルギーの中で、私はこの中では幾らかは取り組みやすい発電の作業があるのではないかなと思っておりますが、まずメガソーラーとか省水力発電、これは飯館村については非常に放射能の影響が少ないということが優先されるとするならば非常にいいアイデアではないのかなというふうに、このことも含めてすべての作業員をこれからきちんとする必要があるのではないかなと思っております。

間もなく指定されようとしています線量に応じた区割りについて、これは線量地域の除染は困難をきわめる大変な作業になることは今までの話でも十分わかってきました。これ

は何も特定された地域だけではないと私は思っています。既に今まで発表されました年間積算線量20ミリを超える地域、これは飯舘村はほとんどの地域が超えています、既に1年、発表されていますから皆さんもご存じだと思います。そうしたことからしますと、この線量に応じて線引きをするということは、先ほどから皆さんが言ってるように、まず分断されるということは非常に私らも避けなくちゃならない一つだと思っていますが、なかなかそうもいかないのが現実ではないかと思うんですが、この線引きの実態、どうとらえているのか、まず最初に。

村長（菅野典雄君） 飯舘村は、去年の4月22日、計画的避難という決定の中で我々は全村避難と、こういうことになったわけでありまして。その当時も一部低いところはあったわけでありましてけれども、やはり残された方も困るし、出た方もそれでいいというものではないということで、いろいろな問題がありましたけれども、全村に我々は承諾をしたという形で今に至っているということでありまして。

さて、これから、除染というものの次第ということがありますが、今度は村に戻っていく段階でどういうふうにするかというのが課題であり、そういう時期に少しずつ来始めている、あるいは国はそれに手をつけていこうと、こうことなのかなという気がします。当然私たちは一緒に出たわけですから、一緒に戻りたいというのはだれもが思うところではありますが、現実的にはこの1年の間にはっきりと線量の高いところ、低いところ、真ん中のところなどなどそれぞれホットスポットからわかってきたわけでありましてから、そうしますと、そこも住民の、村民の健康を守ることとなれば当然その通知に対しても我々としては配慮しなければならない、こういうことではないかなという気がします。

そこで、今回、国が3分割ということでありまして、これからそれについてのここ1カ月の広報かなと、こんなふうには思っておりますが、一番問題なのは我々の状況を聞かずに、ただただ国の判断だけで出しているというところに問題があるんだろうなと思っております。国は国なりに我々のことを考えてということだろうと思いますが、もう皆さんご存じのように、それぞれの自治体あるいは自治体の中でもいろいろな思いがあるわけでありましてから、こういう大変なときにはできるだけそれに寄り添って考えてやる、あるいはもらうというのが大切なんだろうと思うんですが、残念ながらそういうところがまだありません。しかし、今ご質問があったように、村としてはこれからこの3分割にどういうふうに向き合うかということで、ここ10日あるいは場合によっては半月ぐらいの間に皆さん方と真剣にお話をしていかなければならない状況にあるなど、このように思っているところがあります。

2番（飯樋善二郎君） まず、その指定の基準の考え方なんですけど、本当に私からしますと乱暴な考え方だなと思っているんですが、国の考え方としては20ミリ以下も10ミリシーベルト以下は大丈夫なんじゃないのというような意向。それから、20から50の地域、これ飯舘村はほとんどこの地域に当たるわけですが、この地域の20から50の値、これがすべて同じだという考え方、それから一番高いところの50以上、これどのような違いがあると言ってるのか私もちよっと理解に苦しむんですが、この基準で、こんな大きな基準でこの指定がなされたならば、51のところに住んでいる人と49のところに住んでいる人の違いが生じて

くることは明らかなんですね。これを何としても要望していかないと違った対応になるというのは現実としてあらわれているのではないか、そのことについて。

村長（菅野典雄君） 放射能に対する数値でありますから、なかなか一、二の違いのところはどうなんだと言われても、多分これは国も我々もなかなか難しいところだろうなと思ってるところであります。一番の問題は、その数値というよりは、その3分割に対して、まだわかりませんが、私は補償の問題をかざしてくるだろうと思ってます。そこに問題があると私は思ってます。ですから、そう簡単に村全体が同じようにという話にはいかないというところもあるのかなと。もうちょっと、ここ何度も言いますように、精力的に皆さん方と相談をさせていただくということになるのではないかと。それさえなければ、村は一緒に出たんだから一緒に帰るというエリアでお願いしたいというのが言えるわけですが、なかなか国もそういうものをわきに置きながら対応してくるのではないかと、このように思ってますので、その辺をこれから検討していきたいと思ってます。

2番（飯樋善二郎君） このことは補償の問題が絡んでくるんでないのという話、私もまさにそうだと思うんです。今まで、ややもするとこの補償の問題、賠償の問題を話しすると、どうも金ばかりじゃないということにもなるのかなと思うんですが、必ずこのことがついてこないと村民はどちらを選ぶにしてもどうしていいのか、このことがなければ決めるなどということとはできないんです。まず、ぜひそういうことも含めて村としてもそういう姿勢を示していただきたい、これを特に望む。

それから、私たちのこの苦しい思いを全く考慮していない国の解決策、私は本当に疑問が大きいのですが、もっとそれぞれの人たちが納得のいくような工程を組んでいかないと、何だ、これで解決を進めるなどということは到底容認することはできないという声がどんどん大きくなっていく。そうならないためにも、そのことは避けて通れないのではないのかなと、この補償、賠償について。ぜひこのことも肝に銘じてやっていただきたい。

それから、今回の指定に当たっては、字単位での指定が有力視されてます。これ行政区でさえも皆さん不公平感が生じているのに、字単位ということになったら、さらにまたこの地域のコミュニティーが分断されるというのは、3地域の分断よりもさらに大きな分断が広がってくるおそれがあるんです。これをどう私らはとらえればいいのか。多分、多分の話ですからまだ確定してませんから、こういう区域割りになったときに、片方のうちは高線量のところになったけれども、私らのところは20違いで違う判断になりましたということが必ず起きてくるおそれが出ていますね。それを私は大変問題だなと思ってます。

まず、これ、あと20分くらいになりましたから、あと最後の問題がありますから、質問を変えさせていただきますが、高線量の地域の復興、これは本当に大変な除染と作業になることは間違いないと思うんですが、二、三日、福山官房副長官が来たときに、何としても除染はやっていただいて、その上で判断をしてもらいたいという願いもしました。私も同感だと思います。何もしないで、高線量の地域はバリケードを張って「入っちゃいけないよ」なんていう話になったんでは、村が今懸念しているそれが実施されるわけですから、そういうことにはならないように私も望んでいます。

そういうことの中で、村としてやる仕事としては、私はそれぞれの人のことをまず意向を聞きながら自分に合った選択肢、これが自由にできるような方向性、それを示してやることは私は血の通った政策なんではないのかなと思うんです。そうすることによって賠償と今の復興の問題がそれなりに見えてくれば、村民は今のような「村には期待しない」「議会もどうだ」という話は多少はおさまってくるんじゃないのかなと思ってます。このことについてもう一回。

村長（菅野典雄君） 先ほど3分割について、「補償」という言葉を私使いましたけれども、大変間違いでした。「賠償」ということで、そのつもりで向き合わなきゃならないなと思ってはいます。

それから、今ご質問の中に字単位という話がありました。これも皆さん方と、あるいは村民の皆さん方とお話し合いをしなければなりませんけれども、飯舘村は一貫して行政区単位、こういうことでやってきましたから、この字単位がどういう意味を持つかは国の方はわかりませんが、村としてはたとえそこに同じ行政区の中で20から50と50以上とか、あるいは20以下と20から50とかあったとしても、その辺、その量とといいますか、面積の問題から行政区でやっていただくというのが我々の今までずっと生活してきた中になじむのではないかと、このように思ってますので、そんなつもりで今村はいますが、皆さん方とまたご相談をさせていただくということではないかなという気がいたします。

それから、選択肢を多くしていく、全くそのとおりだと思います。どの災害もさることながら、放射能という特殊な災害でありますから、人それぞれ非常に思いは複雑でありますので、その選択肢をどういうふうにしていくかということ、それは我々も選択肢でありますけれども、国が選択肢を多くしていく、この態度を持ってもらわないと、全く我々はただただつらい思いをするだけだということだと思います。今、飯舘村は今度の3分割に向けても、あるいは帰村に向けても、もっと我々の心に寄り添ったハード・ソフトの心の通った事業とといいますか、政策とといいますか、予算とといいますか、そういうものを早く打ち出して、細々としたことは多分なかなか、やはり基準をどうする、ああする、大変だろうと思いますが、それは後でいいんです。まずこういうことをしますよということなぜ早く言えないんだということです。本当に腹立たしいところでもありますけれども、それを飯舘村はしっかりと国に向き合っていくということが村民の心に寄り添うということではないかと、このように思っているところであります。

2番（飯樋善二郎君） ぜひそのような形になっていかないと村民の不安は募るばかりというような今の現状ですね。

次の質問になりますが、答弁の中にスマートビレッジということでありました。これはある意味では村民が望むものであれば必要でしょう。しかし、そうでない人はどうするかということになるのではないかなと。そのためには、これが、まずは私の考えです、子供さんのいる家庭は、当分はまず何とか帰れる環境が整った人でも帰村は無理ではないかと思ってる人がいることは事実なんです。その人たちのためにもまず家族が分断されている、特にそういう家族、その人のためには、これ前にもちょっと話ししましたから誤解を招くかもしれませんが、村外でもそういう公共的なものでなくても、当面帰れるように

なるまでの間そういうものも必要なんではないかなと、こう私は思ってるんですが、まずこのことだけ伺います。

村長（菅野典雄君） 多くの皆さん方から、スマートビレッジという言葉がいいかどうかは別にしても、ご質問をいただいているようであります。まだまだ理解がいただいてないなという気がしますし、またそれについてももっと皆さん方になるほどと思われるような組み立てをしていかないと決していい形にはならないだろうと思ってますので、これはまたこれからの議会の皆さん方の本当の議論の中あるいは今計画委員会が、推進委員会がやっていますので、そこにゆだねさせていただきながら皆さんとご協議をしていきたいと思っています。その中で、すべて村の中に戻るという話では全くないというのは今ご質問のあったとおりであります。一応今村としては、戻れない方も少なくとも今借り上げにしろ仮設にしろ無償で入ってるわけでありましてけれども、それがあるときから高額な宿代といえますか、取られるということでは大変ではないかと。そこをしっかりと見ていただきたいという話を提言をして、国に何とかというふうには思っていますが、ただ、今お話しいただいた村外にも家族と一緒に住めるような、これも全くそのとおりだなと思いますから、どういう形ができるかわかりませんが、精いっぱい考えてみたい、このようにも思っているところであります。

2番（飯樋善二郎君） 時間が10分程度になりましたから最後の質問をさせていただきます。

本来ならば一番最初にやらなくちゃならない健康管理、影響の問題、これ最後になってしまいましたが、村ではしっかりと取り組むとしておりますが、私はこのことが何よりも優先されなければいけないことではないかなというふうにとらえていますが、まず今までに実施されている調査や検診でいずれも「問題ない」としてはいますが、本当に大丈夫なのかどうか、もう一度伺います。

健康福祉課長（菅野司郎君） 今のところ特にそういったことは出てはおりませんが、ただ、将来的に心配があるかなと思うのが晩発性のがんなんです。ですので、がん検診についても村では皆さんに無料で受けていただくような方向で新年度は予算を見ていると。当然23年度も無料で受けていただいているということでもありますので、その辺をしっかりと見ていきたいと思っております。

2番（飯樋善二郎君） 懇談会で報告されました。甲状腺の結果です。A2判定が221人、25%の数が出ています。それから、B判定の方が5人、0.6%、これ数字で明確にあらわれているんですね。いろんな先生がいますけれども、全然影響がないとは言い切れないよと、影響があれば0.6%ぐらいの人がその影響を受けるのではないかという話もしている先生がいます。だとするならば、本来ならばあつてはならないしこりや膿疱があるわけですね。これが何年か後に絶対出ないという保証はありません。恐らくだれもわからないんだと思います。この影響のことをどうお考えかお尋ねします。

健康福祉課長（菅野司郎君） 子供さんの甲状腺に関してであります。まず一番心配されるのがヨウ素によるものであります。ヨウ素については、かなり体の中からはなくなっちゃって、調べられない。そこで、定期的に甲状腺を継続検査していく必要があるのではないかと。ということで、今回も医療機関で受けるような形になるようですが、何しろ当然、先ほど

議員がおっしゃいましたように、人数についてはかなりの数が医大の方に照会をかけてると聞いております。医大の方ではとりあえず問題はないですよというふうには言っていますが、子供を持っている親御さんに対して、やはり心配であるということで、次の検査までは多分そのままいけないだろうということでもありますので、村でもその子供さんを長く見ていく必要があると。当然毎年1回なり2回なりの検査を受けていただいて、そのしこりが育たないように、もし大きくなるような場合には摘出手術を受けていただくようなことも考えられるということで、新年度においてはこの予算を計上しているというような形でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番（飯樋善二郎君） 新聞報道があります。99%の人は再検査の必要はないけれども、残りの1%の人には懸念が残るという先生がおりました。このことからしても全く影響ないとは言いきれないと思うし、この221人の中からもそういう健康に影響が出てこないことを私は願ってますけれども、この話のように今の段階では問題がないとはしていますが。だとするならば、私はこの人たちの健康を守る上では、私がずっと言ってる健康管理の問題、これを徹底して追跡調査をするなり、違った医療機関に検診をさせてみるなり、そういうことがないと決してその人たちが不安を解消することは無理なんではないのかなと、私は思っているんです。そのことについてはいかがですか。

村長（菅野典雄君） 今回の原発事故、まず飯舘村、指定が国の方から遅れました。それから、我々もできるだけ何とかいい形で村民の生活リスクも少なくしてということで、それなりに努力はしましたけれども、やはり線量の中に村民がいたと、こういうことでありますから、当然ほかの市町村以上に線量に対して、村民の健康に対してしっかりと向き合っていくということではないかなと思います。福島県もそれなりにやっけてはいるようでもありますけれども、それにおんぶすることなく村としてもできる限りのことはやる。その場合に、お話がありましたように、一律という考え方ともう一つはケース・バイ・ケース、いわゆる一人一人にというところを肝に銘じてこれからやっていくということかなと、このように思ってますので、何か知恵なりご提案がありましたらまたお知らせいただきながら、真剣に向き合って、村民の健康を守るためにやっていきたいと、このように思ってますので、よろしくお願ひいたします。

2番（飯樋善二郎君） 悪性所見がないものは細胞診を行わないという記事が載ってました。これは今の時点では良性か悪性かわからないということ、これを検査するには膿疱の中にある水たまりを手術して細胞診をしないとわからないということなんですね。ただ、これをするのには非常に小さいお子さんには危険だということなんですね。ですから簡単にできないよと。県ではこの検査をこれからやっていく上で検査体制を整えて、もっとすぐわかるような検査体制を整えるまでもうしばらく待ってくださいよと言っている。そのもうしばらくが2年半後なんだという話なんです。これは何が根拠で2年半ごろまでかかるのか、そのころまでに確立されないのか、その検査体制、私は疑問なんですけど、まずこの因果関係を立証することも難しい。その中で万が一にもそういう人、子供たちが出たとするならば、私はこれはほとんどもない話ではないのかなと本当に心配しているんです。ですから、この健康問題については私はこれからもずっと言い続けなくちゃならないんだと思

いますし、村としても細やかに寄り添って見ていってあげなくちゃいけない、私はそう思うんですが、もう一度。

村長（菅野典雄君） 思いは全く同じでありますので、できる限り、ただ、我々も忙しい中で取り落ちてしまったり、いろいろなこともあるかもしれませんが、お互いにそういうことは指摘し合いながら、村民のためにいい方向に向かいたいと思いますので、よろしくお願いたします。（「終わります」の声あり）

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休憩いたします。
再開は午後1時10分といたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時11分）

議長（佐藤長平君） 7番 菅野義人君の発言を許します。

7番（菅野義人君） 3月定例議会の一般質問ということで、やらさせていただきます。

午前中の松下議員、飯樋議員との先ほどの議論を通じ、改めて今回の一般質問に対して強く感じたことを申し述べますと、今回の東日本大震災、原発事故前の飯舘村というのは、比較的少ない自主財源を上手に生かしながら、国・県の補助金をうまく活用し、インフラの整備、地元村民の知恵や力を活用しながら地域づくりを行ってまいりました。もちろんその陰には担当される職員の皆様方が村に合ったお金の使い方について相当知恵を出し、汗をかい努力されてきた結果だと、今さらながら思う次第であります。

しかし、今回の大震災に伴う原発事故に対応すべき対策は、基本的に国がその方針と予算を決め、なかなか村が裁量権を発揮できない状況にある。今まで積み重ねてきた村民の知恵や工夫あるいは力を上手に活用することができにくい状況にある。そのような所見を強く持った次第であります。

先ごろ久々に地区の役員会がいやしの宿で行われ、それぞれ近況や考えをゆっくり聞く機会がありました。それぞれ村を取り巻く状況については広報やお知らせ版等や、あるいは新聞、テレビの報道で関心を持って見てくれているということでしたが、先の見えないことに対する不安と国・県、村を初めとする行政や私たち議会議員も含めて非常に大きな不満を持っているという状況であります。このような前例がなく前代未聞の出来事ですので、やむを得ないことかもしれませんが、今後具体的に進める復興計画に対してはできるだけ多くの村民が求めるものを取り組み、そして可能な限り同じ方向を向けるような政策の組み立てが必要ではないかなと強く感じております。

そのような中、現在、村では除染を初めとする復興計画の概要を取りまとめ、復興に向けて第一歩を踏み出そうとしております。しかしながら、主体となる国の計画と村の計画とでは除染の目標や新たな避難地域の見直しなど、午前中もいろいろ議論ありましたが、さまざまな点で差異が見受けられる実態があります。そして、特に避難生活が長期化するにしたがって村民間の帰村、村に帰ることについての意識についても違いが出始めている

状況があります。それらの点を考慮しながら、どのようなことを配慮し、どんな政策が必要なのかを提案しながら議論を深め、進むべき道を模索したいと考え、一般質問をさせていただきます。

まず第1点ですが、復興計画の推進に向けて留意すべきことについて、最初の質問であります。

復興計画は、帰村可能な条件整備を図ることにより多くの村民に帰村意識を持たせるべく施策の実現を目指すべきで、計画の推進に当たっては、先ごろ開催しました住民懇談会を通じて出された意見や要望をまとめ、反映させるべき点を総括すべきであると思っております。特に、将来を担うべき青少年層や低線量被曝に対する意識の違いから来る不安が多く、この認識の違いを埋めるべく政策を進めるべきであると思っております。これについて所見を求めるものであります。

特に、復興計画と住民懇談会の内容について言及させていただきますが、12月16日にまとめられました村の復興計画第1版では、帰村に向けて施策事業の段階的实施を行うとして、2年後の短期目標に一時帰村、そして5年後まで想定した中期目標の中に希望全村民の帰村の実現と掲げ、除染の徹底、除染早期化の拠点づくり、低線量地域の復興住宅整備、生活基盤の整備、地域産業の導入などと方向を打ち出しております。しかし、帰村したくてもできない村民への支援あるいは帰村しない村民への支援も行うとありますが、それについては避難者への必要な支援の継続あるいは村外で新たな生活を開始する村民への支援というふうに表記があるだけで、極めて抽象的な表記にとどまっております。そして、2月7日に相馬市仮設住宅から始まった2回目の住民懇談会において配布した資料にはソフトランディング的な避難開始に向けた取り組みも国に求めていくと表記されたにすぎず、お話では帰村できないあるいはしない村民に対しての支援についての考え方に触れたかもしれませんが、方向性を示すと言われるほど具体的な説明はなかったかのように思います。このような点から全体的な印象として、復興計画は村に早く入ることのみの計画で、放射線量の高い地域に住まいを持つ村民や小さな子供を持つ親に対しての不安を解消することができず、不満を引き起こしていたものと思えて仕方ありません。あわせて所見を求めたいと考えております。

次に、計画推進に当たり留意すべき2点目の提言としまして、生きるすべとしての帰村後の収入の確保の方向性が見えません。もちろん先ほどの午前中の議論の中でもいろいろありましたが、除染作業以外の従事以外に新エネルギー導入のための模索、除染後の農地の活用策など多面にわたり検討を今から始めるべきではないかということであります。住民懇談会におけるやりとり、私のとった記録の中では各会場で放射能物質の除染の効果に関する不安と、仮に戻ったとしてもその後の生活を営む上での収入の確保についての不安がかなり多くの声が寄せられたと考えております。当然、住環境や農地の除染をしても従来のような作物を栽培して販売することが直ちにできるわけではありません。そのことを行く末が非常に不鮮明なるがゆえに多くの村民の帰村意識をそぐことにつながっているのではないかと、このように考えるわけであります。もちろん、計画的避難を実施する際、努力して操業継続を国に認めさせた村内企業や事業所による雇用、そして除染に伴う雇用

の確保なども必要な雇用資源となることでしょうか、現在、議会を初め少しずつ可能性を見出そうとしている新産業の提案について、これは窓口を一本化して今から早急にさまざまな課題等について研究、検討、場合によっては国への提案をしなければならないと考えております。これについて、今後の対応について所見を求めるものであります。

次に、除染の考え方について尋ねます。

責任を持って行うと言いつけた国の除染の進め方や避難区域の見直しなど、これらの対応について確認をしながら伺いたいと思っております。

最近出されました国の除染工程表と村の除染プランとの違いが明確になってきております。特に高線量地域の除染の進め方や国の考える避難区域の見直し、それと村除染目標線量の実現に向けて、どのように要求をし、実現をしていくのか伺いたいと思います。また、村としていわゆる帰村宣言可能な条件を空間放射線量や農地の除染の関連において具体的にどのように考えているのか、どの時期にそれを発表しようとしているのか、所見を求めたいと思います。

避難区域の見直しについては、先ほどの飯樋議員の質問と重複しており、答弁は理解しました。特に、国においては、高線量地域、これは正式にはまだ決まっておりますが、4月に向けて設定をしたいという国の意向が働いておりますが、高線量地域・長期居住困難地域、年間積算50ミリシーベルト以上については土地買収も検討すべく報道がなされております。これについて、まだ具体的に国の方からは指示がないといっても、私は今からいろんな対応を考えていかななくてはいけないんじゃないかと思っております。その対応について伺うものであります。

また、村としての除染目標は積算年間5ミリシーベルトと復興計画には織り込みました。国の除染目標は明確な数値目標は掲げてありません。村の除染目標を設定するに当たってはかなり議論を重ねて決めた経過もあり、国のあいまいな目標との違いをどのように埋めていくのかお伺いをいたします。そして、何といたっても帰村に当たり空間放射線量でいかほど考えているのか。村民が判断するに当たり、帰村できる条件の設定が復興計画では重要なポイントでないかと考えますので、あわせて伺います。

次に、このほど発足しました復興推進委員会に諮問されました、先ほども議論がありました復興スマートビレッジ構想についてお伺いをするものであります。

除染後の具体的な帰村プランの一つとしまして、復興スマートビレッジ構想をもとに復興住宅を建設する構想が復興推進委員会に諮問されました。これは12月に立案された復興計画には含まれてはおりませんが、十分に含まれてはおらず、住民懇談会でもそれほど丁寧な説明はされてはなかったように私は思っております。住民意識の格差を生む可能性があるため、慎重に検討すべきと考えますが、所見を伺います。

12月に立案されました復興計画には含まれておらないと書きましたが、再度調べたところ、その目的として、帰村したいがすぐにはできない、すぐにも帰村したい村民に対する支援という位置づけで除染後低線量地域の復興住宅設備と記述がありました。この点は私の通告を訂正したいと思っております。

しかし、2月7日から始めた住民懇談会資料には記述がありません。そして、2月27日

の第1回目の復興推進委員会には、新聞報道ですが、復興住宅について諮問を行い、自分の宅地に戻れない人や高線量地域の住民や子供のいる家庭のために復興住宅をつくるというふうに報道されました。微妙に復興住宅建設の目的が振れており、記述があいまいになったような気がいたします。ましてや、高線量に住む村民が対象であればその建設目的というのは大方理解できるんですが、村内の大方が含まれる居住制限地域と予想される地域の方々が利用しなくてはならないようであれば、そもそも帰村するのが無理である状況と考えられ、そのための対策として重ねて除染をすとか避難を継続するとか、そういったことが対策として上げられるのではないかと、その辺のことを確認をいたしたいと思っております。

次に、村民に寄り添った避難生活支援のために伺うものであります。

23年10月に行った村民生活実態調査、先ほどの答弁の中にもありました。それによりますと、避難生活を続ける上での補償に関しての情報提供を求める声が非常に多くなっております。特にひとり暮らしや高齢者世帯に対しては補償請求に当たって支援策を充実する必要があるのではないかと感じております。これに対しまして、今定例議会の初日の冒頭で村長の提案理由の説明の中に触れられました。国及び原子力賠償紛争審査会への重ねての要望と賠償を拒否された項目について村が取りまとめを行い、賠償紛争解決センターを介して再度請求を進めると報告がございました。もちろんそのこともこれから大切なことになってくるとは思いますが、既に2回分の請求が実施されている中で、恐らく全体の3分の1ほどがまだ請求を実施されていないような状況であると私は理解しております。積極的な支援を求められているのではないかと考えますので、質問をいたします。

以上5点の質問をいたし、答弁を求め、初回の質問を終わります。

村長（菅野典雄君） 7番 菅野義人議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、復興計画の推進に向けての留意すべき点、4点ありますが、3点についてお答えをさせていただきます。

一番先のいわゆる意識の違いが年代層などによってあるのではないかと、こういうことをどう進めるという話であります。復興計画を進めていくに当たっては、住民懇談会など住民の意見や要望をお聞きし、可能な限り復興計画に反映させていくことが重要だと考えてはおります。そのため、昨年10月には避難生活に関する実態調査を実施して、10月から12月にかけて17回の住民懇談会を開催した。それから、復興計画住民会議においても十分とは言えないところもありましたが、できるだけ多くの村民から直接お話を伺い、復興計画に反映してきたところでもあります。また、ことし2月には村の復興への動きを説明する住民懇談会を5回ほど開催いたしまして、意見を伺ってきたということでもあります。現在、復興計画を具体化していくために、先ほどもお話ししましたが、村民や議員の代表あるいは職員から成る推進委員会を立ち上げたところでございまして、その中でいろんな議論をしていただきながら、これからの復興事業に取り組んでいきたいと思っております。

将来を担う青少年層の低線量被曝に対する意識の違いから来る将来への不安などに対してどうするかと、こういうことをございます。

まず、来年度から放射能のリスクコミュニケーションというものをさまざまな形で実施

をして、放射線に関する学習の機会をつくってまいりたいと思っております。例えば、村民が放射能に関してどのような不安や疑問を抱いているのか、避難生活で起こっている心身の健康問題や悩みをお聞きする心のケアというものを行ったり、あるいはPTAや仮設住宅など少人数でのリスクコミュニケーションや一般村民を対象とした講演会の実施あるいは広報などの掲載などなど、いろんな機会を通じて放射線や健康に対する学びの機会を設けていきたいと、このように思っております。放射能に対する正しい知識を身につけることで、将来への不安を少しでもやわらげられ、帰村の選択に入れていただくと、あるいはそれぞれの人生設計に生かしていくということになっていただければいいかと、このように思っているところであります。

それから、二つ目は、帰村後の収入の確保策の方向性が見えない、こういうことでございます。先ほどの前の午前中の質問にもお話がありまして、お答えもさせていただきました。間違いなく復興には帰村後の収入確保が不可欠であり、重要課題の一つであるということはいままでもございませぬ。収入確保の方策を具体的に村民に示していくことが帰村への帰村率を上げると、こういうことではないかなと思っております。村といたしましては、除染作業の受け皿となる組織の立ち上げを行っているところであり、除染による収入の確保というのも一つかなと。それから、新エネルギーの導入による雇用の確保、それから飯舘版のスマートビレッジ構想の中でもそういうものを検討していくと、こんなようなことでありまして、まだまだ、先ほどご質問にもお答えしましたように、距離についてはわかるということで、これから精力的にその辺を出していくことが大切ではないかと思っているところであります。

農地の活用ということでは、除染後に植物生産以外の作物などをつくりまして、いろいろな方法があるんだろうと思っておりますけれども、その辺を検討してまいりたいと思っております。もう一つは、農地の転用による活用策であります。メガソーラーパネルの設置とか工業団地化、再生可能なエネルギーなどを含めたスマートビレッジなどを検討していきたいと考えているところであります。いずれにしても、除染の効果を見きわめるまでは両方の活用策とも可能性を追求して、より効果的な収入確保策を探り、村民に示していければいいかと、このように思っているところであります。

この後段の質問だったかなと思っておりますが、土地の買い取りについてというお話もあったと思っております。なかなか、どのような形で国の方が出てくるのかわかりませんが、多分虫食いの買い取りであってはいけないだろうと思っておりますし、また買い取りによってふるさとがなくなるという話でもないのかなと思っておりますし、その辺これから慎重に協議をさせていただき、このように思っているところであります。

四つ目のスマートビレッジ構想ということで、どうもまだ内容が見えてないのではないかというお話かなと思っております。先ほど午前中もありましたように、まだ内容が完全に固まってないというのがありますし、またご理解をいただく努力もしてないと、こういうことなのかなと思っております。村民の一刻も早い生活再建と帰村のための拠点として、村内の比較的線量が低い地域に帰村希望者が、出身地ごとでも構いませんし、また別な形もあるかもしれませんが、エネルギーの技術も含めた復興の拠点として整備をするという

ことかなど。コンセプトとしては、徹底した除染と健康管理で子供たちも安心して住める村にしていかなければならない、あるいは避難で散り散りになった家族あるいは地域コミュニティを少しでも再生するというか、元に戻す、こういうことも必要だろうと。それから、当分の間、仮設の幼稚園、小学校、中学校への通学を確保しつつ村の教育施設の整備を行っていくというのも考えなければなりません。除染の加速化とバイオマスエネルギーの利用を進めて循環型の地域を目指す。さらに、雇用の確保と飯舘ブランドの再生を目指すというのもあるかなど。そういうことでありますので、村民の中には帰村宣言後すぐに戻りたい人もいれば、戻りたくない、戻りたくとも仕事や子供の学校、親の介護などさまざまな理由ですぐには戻れない方もいることが予想されます。村としてはそうした方々がある程度の猶予期間の中で帰村を判断できるよう、いわゆるソフトランディングといえますか、猶予期間といえますか、そういうものが大切だと考えており、帰村宣言した後しばらくの間は避難先の住宅に住めるよう借り上げ期間の延長などを国・県に求めてきたところでありますし、また戻った場合もどういうふうにしていくか、あるいは戻る場合に家の問題あるいは仕事の問題という話かなど。いずれこのスマートビレッジ構想もソフトランディング施策の一つとして考えているんですが、除染しても線量がなかなか下がらない地域の方が家族そろって復興住宅に住むということで帰村を果たし、線量が下がったところで自宅に戻れるようなことも考えていくということであります。

なお、この復興住宅は単に復興という考え方だけではなくて、村の将来において、それだけ考えるということであれば余りにも投資が大きい事業でございますので、そうではなくて、間違いなく村の人口は減少するわけにありますから、その村の将来をスマートビレッジ構想の中で場合によっては村の人口増のもとになり、あるいはまでいライブの村のシンボルになり、あるいはまさにこういう避難生活を強いられた飯舘村の復興のシンボルとなるような構想にすべきであろうと、こんな思いで飯舘までいな復興計画推進委員会に諮問しておりますので、ある程度計画がまとまった段階で議会の皆様や村民の皆様方に事業計画を公開し、説明会を開催するなどして広く意見をいただきながら、より住民の意向を反映した計画にしていきたいと、このように考えているところでございます。

他の質問は副村長以下担当の方からお答えをさせていただきます。

副村長（門馬伸市君） 私の方からは、復興計画の推進に向けてということ、3項目めについてお答えをいたします。

国は、去る1月26日に除染特別地域における除染の方針ということで、除染の工程表を公表いたしました。その内容は、空間線量で三つの避難指示区域に見直しを行い、その空間線量ごとに除染をするというものでありまして、特に高線量地域についてはモデル事業として効率的、効果的な除染技術と作業員の安全確保を確立させ、その結果をもって除染の実行可能性や効果等を明らかにするというものでありまして、除染対応の方向性を検討するという考え方で実施をするというものであります。

村としては、空間線量での区域ごとの除染工程を予想しておりましたので、同時期に村独自の飯舘村除染工程表を策定し、国の方に提示をしてまいりました。村の除染工程表の基本的な考え方は、行政区ごとを優先的に実施するというもので、空間線量に関係なく村

民が一緒になって戻れる環境をつくるということでございます。高線量地域においても、国との協議では村の除染工程表に基づいて実施をしたいという確認をしておりますが、なお低・中線量区域と同じ除染方法では空間線量等の低減が図られないものと考えております。国は現在まで警戒区域でのモデル事業を実施しておりますので、それらの結果待ちですけれども、当然他の地区より下がらないことが考えられますので、時期を置いてもう一度というのも要求していかなければならないのではないかと、こんなふうにも思っております。

なお、現在、国直轄のほかに村独自の予算を、いわゆる除染の村枠というんですか、自治体枠ということですが、それを予算を求めているところですので、場合によってはそれらの予算を使ってということも考えられるのではないかと、こんなふうにも思っております。

また、長泥において4月から農水省の農地モデル事業、そして環境省の先行除染ということで、長泥のコミュニティセンターあるいはその周辺の民家などの除染が実施されることになっておりますので、その結果等を踏まえてさらに国と協議をしてみたいと、こんなふうにも思っております。

また、帰村可能な条件ということではありますが、今後の農地モデル除染あるいは先行除染、さらには本格的な除染などの結果を見てみたいということもありますが、空間線量では復興計画でもお示しをしておりますように年間積算線量5ミリシーベルト以下、農地では土壌の放射性物質濃度がキログラム当たり1,000ベクレル以下ということを目安として考えてまいりたいと思っております。

産業振興課長（中川喜昭君） 私からは、2番目の村民に寄り添った避難生活支援に関するご質問についてお答えをいたします。

昨年10月に行いました住民の避難生活に関する実態調査の結果によりますと、今後の暮らしに関して知りたい情報についての設問に対して、東電の補償関係と答えた方が71.8%と高い値となっており、補償関係の情報や相談を求めている村民の方が多くは重く受けとめております。東京電力の原子力損害賠償につきましても、3月16日より3回目の本払い請求受け付けが始まります。この原子力災害の賠償につきましても、第三者機関である原子力損害賠償紛争審査会が損害の範囲の判定基準を示しており、現在、中間指針及びそれに付随する追加補償までが基準として示されております。具体的な賠償請求は、東京電力から請求要旨が示され、項目ごとに請求をすることになっておりますが、当初の請求要旨から幾分か簡略化されたとはいえ、複雑な様式であり、お年寄りなどには請求が難しいものとなっておりますことは、議員のご指摘どおりと考えております。

ご質問では賠償請求に当たり支援策の充実をとのことでございますが、村としましては来年度より村顧問弁護士の増員を図るとともに、弁護士による相談会を定期開催し、個々の事案ごとに対応できる体制を整備していくことを予定しております。また、原子力損害賠償支援機構と連携を図り、仮設住宅や公営宿舎を会場とした弁護士出張相談会を定期的に開催し、専門家による賠償請求の支援を行うとともに、東京電力に対する請求で認められなかったものについては村が取りまとめた上、原子力損害賠償紛争解決センターを介して

再請求の進め方を進めることにしております。このほか、本請求の状況を調査し、賠償請求が難しいお年寄りに関しましては、村から個別訪問し、請求の支援を行うことも検討してまいります。今後、県及び被災した他の自治体、関係機関と連携し、賠償が速やかに支払われるよう村民に寄り添った支援を進めてまいり所存でございます。

7番(菅野義人君) それでは、ここから一問一答で進めさせていただきます。

最初に、復興計画の持ち方、進め方あるいは低線量被曝についての意識の違いから来る不安、その辺について議論していきたいなと思っております。

いただきました答弁の中では、特に低線量被曝に対する意識の違いからの不安等については、新年度、来年度から放射線リスクコミュニケーションを実施して放射線に関する学習の機会をつくってまいりたいと考えていると、そのような答弁をいただきました。ご存じのように、放射線に対する認識、かなり村民の中でも分かれているんだろうと思います。この放射線災害の特徴の一つは、非常に意識の違いが先鋭化するというのが特徴なんだろうなと思っております。放射線、そのためにリスクコミュニケーションということで、国の方では盛んに言っておるということでありまして、低線量被曝につきましては先般の専門家の会議の中で一体どの程度の線量が健康被害を受けるのかというような議論がありました。その中で出てきた資料をちょっと精査してみますと、20ミリシーベルト、健康被害、直接は100ミリシーベルトでも影響ないという話になってくるんですが、どうも20ミリシーベルトでも被害ないんだよというふうな、何かそんなふうな結論だろうと。そうしますと、その考え方が今国の方で20ミリで戻っていいよという考え方になっている。場合によってはこれから来年度に進めようとしているリスクコミュニケーションの考え方、講演会、学習会を行う考え方のベースの中に20ミリシーベルトという数字が出てくる。私はこれは学習会としてはいいんだろうが、リスクコミュニケーションとして学習会をやったり、講演会をやったりということだけでこの差が埋められるものではないんでないか、それを実は今から危惧をしております。非常に当初、国の情報開示についていろんな不安が皆さんお持ちになって、大したことはないよ、大した放射性物質出てないよというのがどんどんどんどんそのところ出ていて、結局飯館村は避難せざるを得なくなった。そのような状況、スタートだったもんですから、余計そういった情報については皆さん懐疑的、こういう前提を踏まえてどのようにその溝を埋められるのかというふうな質問をいたしたつもりでありますので、もう少しリスクコミュニケーションあるいはそのほかの方策について突っ込んだ答弁をいただければと思っております。答弁を求めます。

村長(菅野典雄君) 放射能の災害の特殊性だと思います。今ご質問にあったように、非常に線量の高いところの方、低いところの方あるいは年代の違い、性別の違いあるいはいろいろな生活の違いなどによって被災者の心が何ていうんですか、離れるというところがある、普通の災害ですと、災害あったことによって力が合わさっていくわけでありましてけれども、なかなかそういかないというところに特殊性があるのかなという気がします。ただ、特殊性だからといって、そこに甘んじていたのではどうしようもありませんから、それをどういふふうにご我々の中でできるかといいますと、実は三宅島のお話を聞いたときに、有毒ガスに対するいわゆる勉強会、リスクコミュニケーションを60回ぐらいやったという話があ

りました。有毒ガスよりも大変な放射能ですから、まして放射能について我々は全く無知だった、勉強してこなかったという反省もあるわけでありますから、その辺をしっかりとやっていかなければならないというところから復興プランの中の一つの柱にさせていただいたということであります。ただ、全くこれも私ら暗中模索であります。学者さんの中にも右から左までいますから、そういう中で非常に難しいということがあります。そういう意味で、一つはもっと一般の人がわかるような字にしる、絵にしる、何にしる、しっかりと住民の皆さん方に委員会をつくらせていただいて協議をした中で、そういうことはいいのではないか、これはちょっと行き過ぎではないか、あるいはこれでは話がわからないのではないかとか、そういう中で壁新聞的なものがあるのか、漫画的なものがあるのか、あるいはそれとももっと違う形がいいのかということのをこれから協議をしていきたいと思っております。

それから、もう一つは、多分そういう目に触れるものは、それはそれで私は大切だと思いますが、多分一人一人の心には物すごい不安なり疑問なりいろいろなものが内在している、特に子供さんを持ったお父さん、お母さんにとってはそうだろうと思います。ですから、そこにどれだけ寄り添えるかということになりますと、そういう紙ベースとかインターネットベースとかという話ではなくて、対で、1対1で話を聞かせていただく、ある意味では胸の内を吐き出させてもらうというところも一つのリスクコミュニケーションかもしれない。あるいはそこに幾らかなりとも、ちょっとした表現というわけでもありませんでしょうけれども、「そうだよな」という寄り添うような言葉があることによって違ってくるのではないかと、そんなことも含めての全体としてのリスクコミュニケーションということでありまして、そういう意味からするとまだまだいろいろな方法がありそうな気がするなど。まだこれからある程度期間があるわけでありますから、いろいろな形でそういうものをしていく。というのは、最終的には村と議会で帰村の判断はしなければなりませんけれども、何度も言いますように、そこから先はやはり一人一人の判断にゆだねざるを得ないだろうと思います。そのときに少しでもそういうものが頭の中に入っている、そういうのをきちんと我々行政として提供していかないと、ある日突然「あんたどっちにするの」「右か左か」という話、これはやはり乱暴な話なんだろうと、その人にとってはつらい話なんだろうと、こんなことを思って、今いろいろな案をこれから検討していきたい、このように思っているところであります。

7番（菅野義人君） 確かに、今答弁いただいたように、リスクコミュニケーション、どうも私どもの今までの感じだとリスクコミュニケーションの専門家が来て、何ミリシーベルトでも健康に影響ないんですよ、何ぼ以上だったらば少し0.5%上がりますよという話をさんざん聞いてきたもんですから、その勉強会では私はこの溝は埋まらない。今、村長の答弁にあったように、リスクコミュニケーション、お互いに共有するという部分での飯舘村ならではのリスクコミュニケーションのあり方、これをやはり模索すべきなんだろうと。ただ、残念ながら、先ほど冒頭に申しましたように、国の方ではリスクコミュニケーションの考え方について予算化して恐らく事業としてまた押してくる。その事業を利用しようとする、ややもすると村が求めている事業と国が予算化した事業との乖離が生まれてく

る。その辺のことを十分に想定しながら、今、村民の置かれたリスクに必要なリスクコミュニケーションのあり方についてきちっとケアをしながら実現していくような方法を今からやっていかないと間に合わないんじゃないかと私は思うので、単なる学習会とか講演会とかという話では私はないんだろうと思いますが、その辺について再度答弁を。

村長（菅野典雄君） 学習会、講演会も私は大切だと思います。ただ、間違いなくそれで事足りる話では全くありませんので、今のようなお話を、もっといろいろな方法があるかもしれないませんが、考えていきたいと思っております。

それで、国の方もやっとそこに気づいてのちょっとした文書なり何なりが回り始めました。そこでどういうふうに出てくるかわかりませんが、今、村で国の方にお話ししているのは、除染も国が全責任を持ちますよという除染だけでは、どうもやはり、ありがたい話だけでも片手落ちだと、我々はただ待ってるだけかという話で、何とか自前の事業費をいただかないとよい形にはならないと、こういう話をしていますが、その中から動かせるのか、動かせるような話はこちらとしてはそれも除染の一環ではないかみたいな話は言っておりますが、どういう形で出てくるかわかりませんが、いずれにしてもまた国の一つの流れということではなくて、こちらが主体性を持って、飯館らしい組み立てをしていくということが大切だと思っておりますので、その辺これから進めるに当たって何かありましたら、またご指摘なりご助言をいただければと、このように思っております。

7番（菅野義人君） 放射線のことについて、先ほどの答弁の中で一般の人たちがもっとわかるような字にしろ、絵にしろ、そういうものはないだろうかというお話がありました。現在、文科省の方でそれぞれ小学生向け、中学生向け、高校生向けに副読本としての何か放射線の教育の素材があって、私、小学生向けを読みましたんですが、わかりやすく基礎的な知識を得るには非常に便利な道具だなと私は思っていたんですが、ぜひコミュニケーションの方を大事にされるようなリスクコミュニケーションであってほしいと考えております。

質問の中で、離れて暮らす人への支援、戻れない人への支援ということで取り上げさせていただきました。戻るための政策は、非常に先が見えない中でもちょっとイメージがわくような具体的な施策をしています。だけど、戻れない人への支援、場合によっては戻れない人の支援というものが、支援の継続とか支援をするよというふうに言葉の中では言われ、資料にも書いてあります。ただ、それが具体的にどういうものなのかというのがいまいちその姿が見えない。それがやはり懇談会の村民の中では非常に不満だと、そのように私感じたので、そのことについての答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） これからであります、こういう言い方は「何やってんだ」という話もあるかもしれませんが、今、ソフトランディングという言葉の中には、戻れない人の一つとして、支援として国に求めていることは、今、借り上げ住宅など無料で入っているわけでありまして、それがあるところで切られると、こういうことになるわけです。そのまま居続けられる人もいるかもしれませんが、大方は高額な住宅費を払ってという生活はなかなか大変だろうと。ですから、永遠というわけにはいきませんが、そこに二、三年の猶予をいただければ、もう一度村に戻るか、あるいはまたそこで生活する

かというのが考えられるのではないかと、そんなことを一つ何とか国に継続してつくらせたいなという思いがあります。あと、村としては、例えば健康の問題があるのではないかなという気がします。もちろん多分その住んでいるところの自治体である程度やってくれると思うんですが、少なくとも大勢の中の飯館村村民ですから、そうはいかないので、こちらの方で、たとえ福島市に住もうと川俣に住もうと、場合によっては住所を持っていてももともとの飯館の村民だという考え方、つまり3月11日以来、我々はああいう線量の高いところにいたわけですから、そういう村民だということでやって、その対応をしていくということもあると思います。

それから、子供たちの問題があります。今までも転校された子供たち、あるいは県外に行った子供たちも飯館村の子供たちだということで、いろいろな事業には必ずそちらにも案内を出して、これまでも遠いところは大阪からわざわざ参加をして再会を喜んだと、こういうこともありますから、常にそのところに意を配りながらやっていくということもあるのかなと。

あるいは、一番また生活の糧ということになりますと、農業をどうするか、あるいは仕事をどうするかということでもあります。農業となるとこれはまた、今国の中でいろんな事業がありますから、それをうまく使ってそこでやるという意思の方には支援をしたいと思っておりますが、仕事ということになるとそう簡単ではないんじゃないかなと。例えば、村で知ってる範囲で、こういうときでありますから、企業とか何かだとえ1人でも2人でも雇用のチャンスをもたらえないとか、そんなことを村としてこれからこつこつとやっていくということなのかなと、このように思っています。まだまだいろいろな支援はあるだろうと思いますが、午前中の質問にもありましたように、そういうものを戻らない人にはこんなことを考えてます、戻る人にもこんなことを国にも要望してますし、我々も考えてますと、こういうのを具体化してこれから懇談会に臨んでいくことが村民の不安を取り除くという、幾らかなりとも取り除くということになるのではないかなと、このように今のところ思っているところであります。

7番(菅野義人君) 懇談会2回やって、多くの村民がいろいろ意見が分かれる中で、どうしても村は議会も村に帰ることのみを検討していただいた、この声が多くずっと続いてきたんですね。当然、答弁の方では、いや、すぐに帰れない人たちにも支援しますよという話だった。これは、今、答弁にあったようなこと、それは期間の問題だったり、先ほど申しましたように国の事業との関連があったり、非常に村単独でやるというのは難しいと思いますが、やはり村の今の方向の中できちんと示す必要があるだろうと。そして、時間はかかってもいつかは飯館村に戻れるように村を復興していこうというふうな、そういう方向で私は行けるんじゃないかなと。それがどうしても帰村のみ重視という印象が非常に強かった。ですから、これからの復興推進会議の中でもぜひ検討いただいて、その方向、具体的に決めるというわけにはまだいかなと思うんですけども、方向性はやはりきちんと村民に理解してもらい、その努力が私は必要でないかと思っておりますので、今後の復興計画の中にどのような形で織り込むのか、あるいは場合によっては検討した結果をそのような支援策ということで、可能性という形になりますが、そういう方向であるということ計画

の中に織り込むのかどうか、具体的に、その辺について再度答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） こういう有事であり、皆さん方が不安を持ってるわけでありますから、できるだけ抽象的な話ではなくて、それを具体化といいますか、村民の身近な生活にこたえられるような項目、言葉にしていくということが大切なんだろうなと思ってます。そういう意味で、十分そこら辺に注意をしながらつくっていきたいと、このように思ってます。

7番（菅野義人君） 次の質問に移らせていただきます。

計画推進に当たっての収入の確保策について、見えないというような質問をさせていただきました。午前中からこの問題について、松下議員、飯樋議員ともいろいろ議論もありましたので、簡単に再質問させていただきます。

新しいエネルギーの導入について、飯館村版スマートビレッジ構想の中で検討してまいりたいという答弁が一つポイントありました。それから、農地の活用という部分の中で、トウモロコシなどのバイオエネルギーの生産ということもありました。これですね、政策としてはスマートビレッジの中で新しい新エネルギーの取り組み方について一緒に検討していくというのは非常にいいんですが、私が言ってる収入策というのは、いわゆる帰村意識を高めるために早くこれも方向を見出す努力をしなくちゃいけないという点で質問させていただいたんです。もちろん線量だけの問題ではなくて、帰りたい、帰らなければならないという方の中には、収入をどうするんだ、どうやって村で生きればいいのかというふうな疑問を皆さん持ってるわけです。そのために早くこういった新しい産業については採択をしていく、場合によっては研究をし、国に提案していく、そのために村の中に私は受け入れできる部署を一つつくるべきではないか。今、民間ベースからさまざま何か提案が上がってきております。それを単なる個人の立場でそれこそ検討していただくだけでなく、村としてやはりきちんと検討していく、必要な施策は国に訴えていく、これを今からやる必要があるのではないかと考えてますが、再度答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりであります。ただ、いずれにしてもそんなに簡単な話ではないなということがあります。あともう一つは、いずれやはり何ていうんですか、村のお荷物にならないようにということも常に頭の中に、今こういうときですから新しいものにどんどんと話もありますし、案もありますし、飛びつきたいという気持ちも私たちもありますが、それは一時的にはいいかもしれませんが、後になって大変だったという話にはならないように、特にこの村、いずれ人口がある意味では一気に減る中で、厳しい財政の中でやっていかなきゃならないということでもありますから、その辺をどう考えていくかということも頭に入れながらつくっていかなきゃならないというところで、どうしてもやはり時間がかかったり、もう少しスピード感で考えないかという話になるのかなと、これは弁解がましいかもしれませんが、そんなところかなと。

それで、一つは、我々も真剣に考えてますが、いかんせんこれですべて我々だけでできるという話ではないということで、できるだけ、委員会とか何か、検討委員会、委員会ありますけれども、もうちょっと民間ベースの知恵なり力なりをかりながら、その人たちのうまい話に乗られたんでは困りますけれども、その主体性をきちんと持ってそういうものをうまく活用していくということが、今国でも何かそんな動きなのかなという気がしま

すから、その辺をもう一度早目に立ち上げて、いろいろな民間の人たちの力もかりながら、ちょっとした職場であり、あるいはちょっとしたエネルギー基地であったりとか、大きなのも必要だろうとは思いますが、その大きなのはいかんせん後でどういうふうになるのかというのを考えないと、今はそれでいいかもしれませんけれども、いずれまた後のやる人たちが大変になる、住民が大変になるということになってはいけないのではないかと、このように思いながら今模索しているところであります。

7番（菅野義人君） 今お答えありましたように、よかれと思って始めたのが将来大変なお荷物になってしまう、まさしく新しいエネルギーですから非常に簡単な話ではない、まさしくそうなんです。提案の中には非常に魅力的なプランを持ってくる方もいらっしゃいますが、それは多額の国の財政的な支援が前提とされています。あるいは技術的に最後の詰めの方がまだ可能性として開発がされないがために、なかなか実用されない。そういったものでもいろいろ提案を取り組む。ですから余計そういう新しいエネルギーの政策についてはどこかで窓口を一本化してきちっと検討していく、あるいは何が課題なのかをきちっと明示していくという努力を私はしていかないと、無用の混乱が起きたり、むだな投資になったり、場合によっては、よかれと思って始まった村民が非常に大きな借財を背負ったり、このようなことも私は考えられるのではないかと実は懸念をしております。提案の中には土地を何平米当たり幾らで借りるから、太陽光発電、手を挙げてくれよ、そんなふうな提案も私が知ってるだけでも二、三件あります。先ほど言ったように、それは国の財政的な支援があるからそういうお金が生み出されるという部分の視点だってこれは必要なんです。ですから、それは個人が判断して、自分がそれに取り組むとか取り組まないとかという判断ではなくて、村の新しい産業政策の中にすべて添付をしていくということを私は飯館ではすべきなんだろうと思って質問したんです。再度ちょっと認識について答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 先ほど一番先のご質問の中にも窓口をという話がありました。今のお話で十分了解しましたし、まさにそうだなと思ってます。どういう形がいいのか、今回の機構改革でもいろいろやったわけですが、多分それで事足りるということではないんだろうと思います。ちょっと内部で検討させていただいて、場合によっては特別プロジェクトチーム、これは場合によっては議会も、あるいは住民の何人かとか、指導者の中で本当にコンパクトな形でそういうものにてきぱきとやれるということが必要なのかなとも思って今ご質問を聞かせていただきました。今まで考えてもいなかったことでありますので、考えていきたいと、このように思っているところであります。

7番（菅野義人君） 次の質問に移ります。

国の除染工程表と村の除染プランとの違い、これも最近、明確になってきています。それから、除染目標線量の違い、これもかなり明確になってきております。答弁の中にありました中・低線量区域と同じ除染方法では、空間線量、高い線量の区域は低減が図られないものと考えるというご答弁でありました。場合によっては時期を置いてもう一度という要求もしていきたいというようなことであります。一つは、まだこれ環境省の方から明示されてないんですが、新技術の実証事業の方向等はどのようにとらえているのか、答弁の

中で求めていきます。

産業振興課長（中川喜昭君） 昨年からJAEAの方で実証事業ということで公募しまして、25項目になっておりますが、現在実証をやってその成果を出し始まっているという状況でございます。その中では、土壌からセシウムを分離させる方法とか、あとは減容化をするとか、あとはアスファルト舗装からなかなか高圧洗浄で取れない部分を取れるような技術の実証とかというような部分を今やっていただいているようであります。昨日たまたまJAEAの方と話す機会ありまして、その辺の今後の結果を見てどのように環境省の方につないでいくんだということを聞きましたが、それは実証の結果を私どももいただいている部分もありまして、かなりいいものもあると感じておるものですから、そういうことでは今後出しながら環境省と詰めていくという話でございます。

今のところ、農地等含めて土の関係についてははぎ取りという部分が主だということになっておりますが、それ以外の部分ではなかなか土壌関係は出てきてないようであります。あとは屋根とか舗装とかを洗浄した後に出る水の処理としては、逆に水路を使って、そこで吸着剤を使ったりして取り除くという方法もあるようでありまして、いろんな部分で今やっております。そんなことが今後出されて、すぐさま取り入れるというようなことは難しいのかなと。あくまでも実証ですので、今後もっと大きなエリアづけをしてやっていくとか、そういう部分が環境省で考えてくるのかなと思っておりますが、ただ、いいものは早く使ってほしいと。また、仮置き場、中間貯蔵施設でも見られますように、置き場がなかなかとれなくなるのではないかとこの予想もしていますので、取った後に減容化する方法も出ておりますので、そういうことでは期待しているところでありますし、あとは早期にそれらの実用化を図っていただきたいということで、話をしているところでございます。

7番（菅野義人君） 実証事業がいろいろ成果が分かっていたり何かしているようだというのは私らも薄々つかんでいるんですが、具体的に例えば高線量地区の代表である長泥地区あたりは今年除染始まる。たしか農林省の農地除染の方の技術では単に表土をかき取るんじゃなくて、表面に土壌固化材を使って確実にかき取りをする。そういう技術は今回の国の事業の中では採択される見通しにあるとお考えでしょうか、いかがでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 今お話しいただきましたように、今回農地モデルで長泥等、多分向押、小宮もだと思いますが、固化材をまいて白く固めてから、簡単に言いますとバックホーのバケットでかき取っていくという手法をとるといような計画でいるようであります。正直なところ、環境省がどういう形でやるかという部分が見えてないのが実情でありまして、環境再生事務所ではいろんな省庁から集まってきていると、その連携の中でやっていただくということもありまして、多分はぎ取りはするということではありますが、その固化材を使ってのはぎ取りをするとか、そういう部分がまだ見えてない状況でありまして、ただ、事務レベルの打ち合わせの中ではやはりいいものは使って徹底した除染をお願いしたいんだという話はしておるところでございます。

7番（菅野義人君） ちょっと技術的なことで議論、ちょっと深めたいんですが、環境省の実証についてはまだ取りまとめが来てない。だけど、福島県の方では除染技術実証事業取りまとめの第1報が出ています、2月27日。県の方でもいろんな業者から20件の技術を提案

を受けていろいろ研究をやったと。構造物の除染事業については6件、家なんかの事とか路面の事の除染、それから汚染水の排水についての研究、これがそれぞれ福島県の方で出てます、第1報ですから近々第2報も出るんだろうと思いますが。この中で効果があったと思っているのは、アスファルト路面のショットブラスト、いわゆる表面をはいでいく方法ですね、削り取る方法。それから、汚染水の排水では、いろいろ条件があったんでしょうが、効果が明らかに高いと認められたものは、水路を流れる水にもみ殻を入れて吸着させるというふうな技術が報告されてます。もみ殻はそんなに高価なものじゃないんだけど、ショットブラストという技術になりますと工費のかかる技術なんですね、お金のかかる、除染。多分に国の方の環境省も、工費、要するにお金の部分と除染効果の部分と非常にせめぎ合いになってくるのかなと私予想されるんですが、こういう点で高線量地区はある意味ではお金がかかる除染技術をやらないと線量が下がらないということも私予想されるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 本当にお質しのとおりでございます。環境省の方の担当者との話の中では、例えば舗装、今の高圧洗浄でやっても、役場の駐車場等もなかなか下がらないという状況を見まして、協議をする中で、もっと違う方法があるんじゃないかということで、私も菅野義人議員と同じくショットブラストとか超高圧での洗浄とかというのが出てます。そういうのでやったらどうなんだということで、環境省、再生事務所の今の話ですとなかなか落ちないところはもう一回やるんだという話、事務レベルの話ですから、そういう話があった際に、では100万かけてやった事業をもう一回100万かけるのかと、であれば150万の手法でやった方が、1回でやった方がいいんじゃないのかというような話もちよっと話をさせていただきました。やはり今お質しのとおり、環境省もお金、財政的な部分も頭に入れながらいろいろ除染の考え方をしているようでありまして、1回目で落ちれば何とかいいのかな、だめなところはもう一回かければいいのかなという話のような部分であるんですが、私どもの見方としてはやはり徹底した除染をしてもらわないと、それも1回で落ちてやれる方法をとっていただきたいというのがありますので、今その手法についてはいろいろ議論しておりますが、やはり環境省としては財政の部分はあるというふう感じております。

7番（菅野義人君） 答弁をいただいたことにもう1点、再質問の中でお尋ねをしたいと思えます。

帰村可能な条件をどのように考えるかという質問に対しまして、一つは空間線量5ミリシーベルトとか、積算ですね、空間線量、年5ミリシーベルト以下、積算で5ミリシーベルト以下ですね。農地は1キロ当たり1,000ベクレル以下ということで考えたいという答弁をいただきました。除染技術、今議論させてもらってわかるように、なかなか私たちが期待したほどすぐれた技術がそんなに簡単には開発されないし、効果のある技術は非常に経費がかかるというのが今傾向として出てきた。そうしますと、今雪が降って飯館村はかなり線量が下がっていると報道されてますが、空間線量年間5ミリというのは時間当たりになりますと、うちの中、うちの外、いろいろ計算しなくちゃいけないんですが、外で大体1マイクロシーベルトぐらいですね、そのぐらいの数値ということなんです、今の国の

持っている除染技術と使おうとする予算を総合的に加味した場合に、これを実現するというのは大変なことだと予想されます。その帰村宣言、みんなで帰ろうやという時期がかなり私は時間のかかる話になるだろうと、これは空間線量とかそういう話ですね。そのように予想されますが、ここでは国の方ではけさの新聞には野田総理はこう言ってます。「積算線量20ミリ以下は復旧に向けて準備を始める」というふうな報道がされてます。この村と国のギャップ、これをどのようにこれから埋めようとされるか、どんな努力が求められるのか答弁を求めます。

副村長（門馬伸市君） 実は、先日、内閣府の方で来ていきました。区域の見直し、こういった話をしておりましてけれども、20ミリ以下についての帰村の時期ですね、これはあくまでも除染をして、そして帰れる環境かどうか、それを見きわめて判断するのは国ではなくて自治体、自治体の考え方を尊重しながら国と、最終的には国も入って協議をしてその帰る時期を決めるという話でありました。ですので、いろいろマスコミなんか通じて誤解を招くような記事載るんですね。20ミリ以下はすぐ、今のような話の、その後のそういう話をしたとすれば、非常に現場の説明した話とはかなり違いますよね。だから、その辺のところは私ら方としても抗議をしなくちゃならないなと思いますけれども、少なくとも今回は三つの区域は多分選定されるんだろうなと思います。それと、村で除染計画をしている工程表ですね、今二つに地域に分けてそういう話をして、それも国の方ではある程度理解をしてもらいました。ただ、実施するというふうに、そういう関係の話は来ていません。当然その除染をしていく場合に、補償問題、これがセットになっている。ですから、例えば高線量の地域のところが一緒に村では除染をするという話をして、一緒に徹底した除染をして下がりますよね。そのときに50ミリ以上にならなかった場合に、その高線量地区は補償にならない、今国の方で言ってるそういう建物土地の買収ではなくて補償というような話をしていますけれども、買い取りという話はしてませんでした。賠償という話をしました。ですから、その補償ができなくなる可能性もあるわけですね、一方で徹底した除染をしたことによって。そうすれば、地域の人の選択肢、先ほどから言われてますけれども、地域の人々の選択肢もあるわけですね。ですから、補償とセットになってるものから、慎重に対応しなければならないのかなというのは村としても十分考えてます。ですから、単純にみんな一斉に同じく除染して、その補償の分まで、権利まで奪っていいのかというのもあるわけですね。ですから、その辺は今後十分、除染するにしても、高線量と中・低線量の除染の方法についても、補償のセットも十分考えながらやっていく必要があるのかなと。これは村だけで判断できませんから、当然住民の皆さんあるいは議会の皆さんと相談をして判断するようにはなると思います。

7番（菅野義人君） そうしますと、帰村の判断についてはかなり飯舘村の裁量権あるいは主体性が得られるというふうに確認できると、そのように考えてよろしいのかということをもまず答弁求めます。

それから、賠償が絡まる区域分け、やはりこうなりますとそれぞれ地区住民の意向というものが私かなり左右されるんだろうと思いますので、何らかの形でやはり該当する地区との、住民とのコミュニケーションは模索していく必要があるんじゃないかなと私思っ

ます。実は当然これ区割りをすることによって片方の地区賠償対象になるよ、片方の地区は賠償対象じゃないですよというのは、村の復興については非常に大きな問題になってくるわけですね。あとそれ以上に、それぞれがそれぞれの土地の財産とか所有権ありますので、当然そこに住んでいる方々の意向というものを把握しなくちゃいけない。その辺あたりについての取り組みについての見解を求めます。

副村長（門馬伸市君） 今お答えしました帰村宣言の時期というか、その部分については話し合いの段階でありますので、担保をとっているわけではないので、今後そういう書類上というのかな、そういうところできちっと確認をとっていく必要があるのかなと思います。今までもある程度口頭だけでやってきた部分もありますので、事は重要ですので、そういう意味では国と村ですね、村長と国ということで、そういう約束事項は一つ一つこれからこういう確認をして前に進むということが大切だと思いますので、そういうような手続を踏みたいと。

それから、いわゆる高線量の皆さんに対する補償と除染の関係でありますけれども、すべきではないのかということ、こういうことでありますから、全くそのとおりでというふうに思っていますが、なお大切な分野なので、ちょっと事間違うとまた変なふうに進むということもありますので、十分内部で相談をしまして、議会ともご相談を申し上げて、高線量地区の住民の対話集会とかそういうのはやっていきたいと思っています。

7番（菅野義人君） 先を急ぎます。

スマートビレッジ構想についてのいわゆる復興住宅だけでない、非常に幅の広い構想は考えてるようでございます。選択肢を広げるという意味で、非常にまたある意味では効果も考えられるという部分があります。恐らくこれ国の復興基金あたりで実施するようというふうなことになっていく、もし採択されればですね、なかなか簡単ではないと思いますが、そういうことになっていくんだらうと。その際に、今例えば宮城県あるいは岩手県それぞれ復興計画の熟度について随分国の方からいろいろ言われております。本当に熟度のある計画なのかどうか、それは結局復興基金を出す側の審査する立場で話が進むと。私はこのスマートビレッジが飯舘村の復興にとって非常に熟度の高い計画だというふうな位置づけの確認がどうも得られない。やはり村自体のことを考えれば、もう少し多くの村民がこれからの飯舘村で復興していくための施策というのは優先度からするともっと別にあるのではないかとというふうに私何となく考えられるんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 考えたのは、残念ながら飯舘村は線量の低い、真ん中、高いというのはい出てきてます。高いところの方にどう寄り添うか、決してその人は高いところだと思って生まれたわけでも何でもありませんし、我々が「あなたは生まれたところが悪かった」のような話も全くこれはすべきの話でございませぬから、そうするとそこをどうするかというのが一つ。そしてもう一つは、何が飯舘村のこれから戻っていった後の柱になるかということでありまして。多分それは新エネルギーとかいろいろあるんだらうと思うんですが、なるほど、までいライフをやってきた、あるいはこつこつ住民がやってきた村はこういうことを考えたんだなというようなことが何なのか。残念ながら今のところ、私は人口の減った中で考えるということになると、あの川俣町から上がっていったときに、あそこの交

通量はもっともっとこれからふえていこうと思えます。そのときに、あれは何だ、飯館村、復興のまさにシンボルであったり、あるいはこれからの村の新しい形のところなんだ、そんなものを考えていく必要があるのではないか、その場所として幸いに線量の低いところがあるということではないかということと、もう一つ、それには残念ながら私だけの知恵ではどうもやはり限界があるなど、できるだけいろいろな民間も含めての知恵をおかりして、先ほど言いましたように熟度の高いものやっていくということではないかと。ただ、私はそれがすべてだとは思いません。ですから、もう1本ぐらい、程度の差はあっても、あっていいのではないかなど。しっかりと熟度の高いものを上げていって、間違いなく村に復興交付金を取っていくという形が必要なんだろうと、このように思っています。（「終わります」の声あり）

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

再開は14時55分。

（午後2時40分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時11分）

議長（佐藤長平君） 私が一般質問を行いますので、議長の職務を副議長にお願いします。

この際、議長席を交代いたします。

副議長（志賀 毅君） 議長席を交代いたしました。

12番 佐藤長平君、発言を許します。

12番（佐藤長平君） 3月定例議会に当たりまして、質問をするものでございます。

間もなくあの忌まわしい3・11の大震災、大津波、そして東京電力福島第一原発事故の発生から1年がたとうとしています。思い起こせば、第一原発の水素爆発、3月15日夕刻から吹いた南南東の風に乗って舞い降りた大量の放射性物質、初めての計測値が44.7マイクロシーベルト、南相馬市、浪江町から避難された方々はマックスで1,200人までに上った。自主避難の決定により鹿沼市や親戚等へ村民の半数が自主避難しました。4月22日には計画的避難区域の指定により全村避難を言い渡され、補償の問題、家畜の処分、避難住居の探索、仮設住宅の建設、特別養護老人ホーム、菊池製作所など営業の継続、1次避難、6月末には役場機能を福島市飯野支所へ移設、そして2次避難へと、8月初めまで計画避難は続きました。避難の終結もつかの間、村への帰村と復興の問題に移り、除染工程表の作成、復興プランの作成、除染物の仮置き場の決定など目まぐるしく変動する1年が過ぎたように今感じているところでございます。まだまだこれからも続くのかなというふうに思うと感慨深いものを感じてしまいます。

村への帰還と復興には、私は人間としての心の復興がまずは大切なかなと思うのであります。それでは、心の復興には二つの心の奮起が必要であります。一つは、お昼のとき、東電の武井副社長が見えましたので、武井副社長にも伝えたところであります。人間はだれでもふるさとへの愛郷心があります。これは遠くにありても思うものであります。私

はもう一つ大切なもの、それはふるさとを放射能によって汚された事件に対する東京電力など原因者に対する大きな怒りであります。あの美しいふるさとを奪い返そうとする怒り、人間として絶対許してはならないとする怒り、この思いをいかに持続して戦っていくかが一人一人の被災者に問われていると私は思うのであります。村への帰還と復興には、申し上げましたように愛郷心と大きな怒りが必要ではないかと私は皆さんに訴えるものであります。

それでは質問に入ります。質問は1点のみでございまして、村の復興再生と村民の帰村に向けた取り組みについて伺うものであります。

私たちが帰ろうとする村は、3・11前に復旧された村ではなく、希望が持てる新しい村であることです。放射能が除染され、雇用が生まれ、安全安心な生活が保たれる新しい村づくりが提案されるべきだと私は考えています。一つの提案として、この際、新エネルギー、特に村の資源として活用されるべく木質バイオマスについて、地域熱の供給センターの導入を草野、飯櫃地区に展開できないものなのかどうか伺うものであります。木質バイオマスについては、バイオマス発電所をお願いしてきておりますけれども、阿武隈山系の北部の地域資源、この地域資源の森林の除染事業の一環としてとらえるならば、地域熱供給センターへの木質チップの供給は十分可能であることから、新しい村づくりのセンター的役割を果たす地域への導入として、環境に優しい村モデルを構築して、再生可能エネルギー研究所、除染技術センター、村民コミュニティセンター、高齢者集合住宅、園芸温室団地など総合的に整備し、新しい村として帰村を促す施策にしてはどうかということについて所見を伺うものでございます。

村長（菅野典雄君） 12番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の内容は、木質バイオマスエネルギーを活用した地域熱供給システムにより環境に優しい村モデルを構築して、再生可能エネルギー研究所、除染技術センター、村民コミュニティセンター、高齢者集合住宅、園芸温室団地などを整備するという、村民が思わず帰村したくなるような新しい村づくりへのご提案をいただいたわけでございます。村といたしましても、ご提案の内容を先日立ち上げた飯館まで復興計画推進委員会に諮問した飯館版スマートビレッジ構想や、その中で検討している循環型の復興事業などとともに新たな課題として取り上げ、十分検討に値するものと、このように思っているところであります。そして、提案いただいた事業について、一つでも多く実現を図っていくことで、新たな雇用を生み出す、新たな飯館をみんなで作っていききたい、このように思っています。また、これらの事業を実現していくことで、1人でも多くの村民が帰りたくなる新たな村づくりを議会及び村民一体となって進めてまいりたいと考えておりますので、今後もさまざまな観点から斬新なご提案をいただきたいと思いますところでもあります。これから精力的にこの復興計画推進委員会並びにそういうところから発する多くの知恵者などからの知恵をいただきながら、あるいは情報をいただきながら進めていきたいと、このように思っているところであります。（「終わります」の声あり）

副議長（志賀 毅君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

副議長（志賀 毅君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午後 3 時 2 1 分）



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月8日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

飯 館 村 議 会 副 議 長

志賀毅

” 会議録署名議員

志賀毅

” 会議録署名議員

松下義喜

○

” 会議録署名議員

飯 穂 善 一 郎

()

平成24年3月9日

平成24年第2回飯館村議会定例会会議録（第3号）

平成24年第2回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成24年3月6日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日	開議	平成24年3月9日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	平成24年3月9日 午後 1時19分				
応（不応） 招議及び並 出席議員に 欠席議員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	△
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	3番 北原 経		5番 北山 文子		6番 佐野 幸正	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 菅野 久子		書記 今井 一起	
地方自治法の 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	菅野 典雄	○	副 村 長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 栄	○	住民課長	大久保 昌憲	○
	健康福祉課長	菅野 司郎	○	産業振興課長	中川 喜昭	○
	会計管理者	高橋 一清	○	教育委員長	佐藤 眞弘	○
	教 育 長	廣瀬 要人	○	教育課長	愛澤 伸一	○
	生涯学習課長	浜名 光男	○	代表監査委員	渡邊 守男	
	農業委員会 会長	菅野 宗夫		農業委員会 会長	高橋 一清	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記	中井田 栄	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成22年3月9日(金)・午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問(通告順5～6番)
- 日程第3 陳情第1号審査報告
- 日程第4 陳情第2号審査報告

()

()

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員11名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。3月9日、産業厚生常任委員会が陳情第1号の審査並びに所管事務調査事項の協議のため、同じく総務文教常任委員会が陳情第2号審査並びに所管事務調査事項の協議のため、それぞれ委員会が開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 北原 経君、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告順に発言を許します。3番 北原 経君。

3番（北原 経君） おはようございます。

24年3月定例議会において一般質問をさせていただきます。

村の復興計画について2点ほど質問をいたします。

さきに2回にわたり住民懇談会を行いました。村民からは村広報やお知らせ版などのわからない話で、また2月26日の県青少年会館では時間のためか1回だけの質問に対し一方的な説明で、まていな復興計画の中での村民一人一人の復興は信用性に欠け、思いが届かないという声が聞こえております。私も、さきに一般質問の中で意向調査をすべきと質問をしましたが、ただ一度のそれも実態調査のみでした。村民は非常に不満を感じているのが実情であります。

質問の1点目は、アンケート調査を早急に、学生、一般村民など年齢別にきめ細かに行うべきと思うが、考えを伺うもので、また多くの村民もよいアイデアを持っているので、復興計画に生かすべきと考えるが、所見を伺うものです。

質問の2点目は、このほどつくられた飯館まていな復興計画推進委員会、除染推進委員会、リスクコミュニケーション推進委員会の三つの組織が立ち上げられたが、委員の構成で人数も含め村民の希望は入っているのか、多くの意見を聞くため、役職からの抜擢だけでなく、委員を公募する考えはあるのかを伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 3番 北原 経議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、村の復興計画の第1点目であります。村民へのアンケート、意向調査を早急に、また年齢別にきめ細やかに行うことについての質問であります。

昨年10月に行いました住民の避難生活に関する実態調査から約半年が過ぎているわけでありまして、現在行っている草野の除染結果を踏まえた上で、24年度の早い時期にアンケート調査を実施してまいりたいと思っております。今回の調査でも年齢なども含めてお聞きをして、年齢、階層別の調査結果が出るようにしてまいりたいと思っております。

次に、村民のアイデアを復興計画に生かすべきというご質問であります。村民からの意見やアイデアを復興計画に生かすということは、まさに村民一人一人の復興に通ずるということでございますので、大変重要なことだと考えているところであります。しかしながら、なかなか現在の避難状況では以前のように行政区などを通して意見を集約することは難しい点もございますが、関係団体との意見交換や住民懇談会、アンケート調査、3月末までに立ち上げる三つの復興推進会議などを通して、一人でも多くの村民からの復興に対する提言、アイデアをお聞きして、復興計画に生かしてまいりたいと思っております。

2点目の三つの委員会の構成人数についての委員の公募はどうなんだというご質問でございます。

まず、委員の構成であります。三つの委員会ともおおむね村民が5名、議員代表が2名、職員が2名、アドバイザーなるものが4名程度で構成されて、委員は十二、三名ということになっています。したがって、村民の意見はある程度反映されるものと考えております。

次に、多くの意見を聞くために、委員の公募はどうなんだというご質問であります。既にほぼ人選が終わっておりますので、委員の公募という形ではなく、別な形を考えることができるのではないかと考えています。

なお、今までの5名というのは、決して役職の抜擢ということではない中で選んでいるということをご承知おきいただければと思います。

それで、三つの委員会、例えばリスクコミュニケーションであれば、その委員会が主体となって、お子さんを持つ親とか先生などとの意見交換会を持つと、このような形で多くの方からの意見をお聞きする努力をしてまいりたいと思っております。その他の委員会も今のような形がとれるのではないかと、このように思っているところであります。

以上、お答えをさせていただきました。

3番（北原 経君） 今後はアンケートをとるといふことの答弁でしたが、前回、10月に村民生活実態調査というのを行いましたが、結果はどのようなものだったのか、村民にお知らせ等はしたのか。例えば、仮設住宅並びに借り上げ住宅などの生活の改善とかは要望はあったでしょうけれども、本当に村の除染問題とか帰村問題とか、そういったものに関してはどのような考えがあったのか、それともそれに関した調査はしなかったのかお聞かせください。

総務課長（中井田 栄君） 前、10月にやった実態調査の件でありますけれども、調査は10月にやりまして、配布ですね、2,700ほど調査をしまして、回収率は64%でした。ここに中

間集計の報告書の概要をまとめたやつを持っておりますけれども、全くこれと同じやつを昨年中にまとめて、そして各家庭に送付をさせていただいたところであります。

あと、調査の項目でありますけれども、1番から32番まであるんですけれども、実際調査というようなことで、避難をして、お住まいの住宅の選定の理由とか、避難前に同居していた家族の状況とか、あと現在の経済面を考えたときの今の経済の状況とか、あとさらには32番の方にありますけれども、現在の避難生活における自由記載なんかもできるような形で調査項目を32項目整理をしまして、その概要を取りまとめたものを各家庭に送付をさせていただいたところであります。

3番（北原 経君） 実態調査したということで、その報告もしたということですが、村民はかなりアンケート、意向調査というものに対して要望を強くしている状態です。今後、アンケートの回数を多くすることによって、リスクコミュニケーションにもつながり、そのアンケートからいろんな話し合いの場につなげていくという考えはあるのかどうかお聞かせください。

総務課長（中井田 栄君） ご指摘のとおり、懇談会の中ではアンケート調査をするべきだという声がありますので、今ほど村長の方からもお答えしてますように、24年度の早い時期にアンケート調査をやりまして、その内容を取りまとめながら、また懇談会の中で協議をしていければと考えております。

3番（北原 経君） 懇談会の中のそれも重要ですけども、やはり強く希望する方、またアンケートによる、人の前では話、人それぞれいろんな方がおまして、文章の方が恥ずかしくないとか、そういった方が村民にもかなり多いです。この前の懇談会の中でも手を挙げて話す人はある一部しかいない、本当の心の中のことを言えなくてそのまま帰ってしまったという方もかなり私は多いと感じております。そういった関連から、やはりアンケートも大変重要なことであって、きめ細かく回数を多くとることによって村民の心境の小さな変化でも行政はそれをきちんと知ることによって、までいな一人一人に大切な心配りだと感じております。その辺はどう考えているかお聞かせください。

総務課長（中井田 栄君） ご指摘のとおり、村民にどう寄り添うかということだと思いますので、とにかく懇談会のように大勢の中で質問される方というのは本当に時間も短いこともあって限られておりますので、とにかく早い時期にアンケート調査をやって、そのアンケートの内容も自由記載できるように、また調査項目も整理をしてやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

3番（北原 経君） それでは質問を変えます。

前回、復興委員会が立ち上げられた、前回のとき復興委員会だかがあった、そのとき議会からも2名ずつ選ばれて委員になっていった経過がありますけれども、前回のですよ、今回のじゃなくて、そのとき村民の代表の方で欠席が目立ったというような話も少し聞きましたが、その辺はどうなっているんでしょうか、お聞かせください。

総務課長（中井田 栄君） ご承知のとおり、復興計画の策定におきましては、大分短い期間の中で計画をつくると。また、幅広い層で、若いお母さんから農業をやっている方も含めて委員の選定をさせていただいたというような経過もあって、さらに避難をしているとい

うような経過もあって、なかなか全員の日程を調整するというのはかなわなかったところがありますので、欠席される方は何人かその都度いらっしゃいましたけれども、おおむね過半数を超える形で委員会はやらせていただいて、そして復興計画につながったと理解をしているところであります。

3番（北原 経君） 私が希望するのは、村のためにいいアイデアを持って、復興のためにいいアイデアを持っている人がたくさんいます。みずからそういったところへ出席して、自分の考えを発揮して村のためになりたいという方もおります。みずから手を挙げるといふ人は必ずしも村長の意見に反対だというばかりではなく、いいアイデアも持っていますので、今後、人数は間に合うような答弁を受けましたが、その辺もう少し考えて、いい方向づけに持っていくべきと考えておりますが、その辺はどうですか。

村長（菅野典雄君） 特別に村にどうのこうのということで選んだわけでもありません。できるだけ多くの中から意見を出していただけるような方と、こういうことで選ばせていただいたわけでありまして、今まで飯館村はそのような形で来たわけですが、こういうときですから、少しでも皆さん方の声をということでもあります。内部で検討させていただいて、まだスタートしたばかり、あるいはこれからスタートでありますので、こういうときですから皆さん方に周知がどういうふうに行くかわかりませんし、途中からということに問題があるかもしれませんから、内部でちょっと検討なんです、例えば各委員会にあと2人ぐらい公募で手を挙げる人がいましたらどうぞと、こういうことも考えられるかなと、今お話を聞いて思いましたが、果たしてそれがいいことなのかどうか、あるいは今ごろになってどうだという話も、何なんだという話もなきにしもあらずということになりますと、決して北原議員の思惑がそうでない形になったのでは決していい形にはならないと思っておりますが、どんな形になるか、少しでも皆さん方の声を聞くということは大切であります。ただ、大勢集まればそれでいいという話でもないということもご理解をいただきたいと思っております。ある程度みんなで密な意見を出して、そこからいい案を出していく、あるいはその過程でいろんな皆さん方の多くの意見を聞くと、こういう形がいいのかなと思っておりますが、どうしても手を挙げてまざりたいんだという人がいるとすれば、今のようなことも、ちょっと後からということになりますけれども、決してできないことではないのではないかと、このように思っております。ここで私の一存というわけにもいきませんので、内部でその辺検討していただいて、私が言ったようなことができるのか、やった方がいいのか悪いのか、その辺ちょっと検討させていただければと思っております。

3番（北原 経君） きのう菅野議員の質問の中で、交通量の多くなる川俣原町線の線上に「村に入ったらびっくりするよ」なんていうような言葉がどうかちょっとわからなかったんですけども、スマートビレッジをつくるという話が村長なされましたが、高線量の村民がどう考えているのか、また帰れない村民もどう考えているのかという、いろんな村民の考えもございまして、公募等もしていろんなアイデアを取り入れて進めるべきと思うし、また今後長引く東電、国との交渉問題に関しましても、弁護士ばかりでなく、村にいろんなアイデアを持っている人がおりますので、今後国に対する、東電に対する担保等も考えながら、そういった村民の考えを委員にして進めていくべきであると考えますので、その

辺もう一度お聞かせください。

村長（菅野典雄君） 国なり東電に向き合うのに委員会というスタイルがいいのかどうかというのはちょっと私も今の話の中で整理つきませんし、答えを言う話にはなりません、実はけさも打ち合わせの中で、東京電力なりあるいは国といいますと今はどちらかというところ復興庁あるいは除染をやる環境省ですか、あるいは農業関係であれば農水省と、こういうような方たちと住民の皆さん方とお話しする機会をつくっていくというのも、これ1年を過ぎた段階で必要ではないかというお話を私の方から出させていただきました。ただ、一般という形がまたこれもいいのかどうか、何ていうんですか、避難するときには当然皆さん方に周知をするために全員集まっていたいただいているということが必要でありますけれども、重立ったそれぞれの関係者、七、八十人から100人ぐらいの中でそういう機会をつくっていくということもこれから必要ではないかというお話をさせていただきました。ただ、今、年度末であり、多分、今ここ、ちょっとわかりませんが、10日、20日の間にいろいろ地域の分けという問題がありますから、時期としてはやはりその辺がある程度見えてきた段階でまたそういう今のような形で議会なり区長さんなりいろいろな関係者に100人ぐらいに集まっていたいただいやりとりすると、こういうことも必要なのかなど。そんなことも含めて考えてはいるところでございます。

なお、蛇足ではありますが、きのう東電の副社長が来られまして、私と議長、副議長で対応させていただきました。向こうから「大変申しわけない」ということで、申しわけない話ではないですよという話で、村の状況をきちんとお話をさせていただいたところでございます。それは我々だけでありますから、やはり今お話しのように、多くの方にそういう場を必要なんだろうなど、このように思ったところであります。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） 10番 佐藤八郎君。

10番（佐藤八郎君） 第2回定例会に際して一般質問を行います。

16年前の阪神淡路大震災からの復興の中で、被害者が生活再建できて初めて復興であることが示されましたが、原子力事故では被害の認定さえ終わっておらず、社会基盤の部分的な復旧が始まったばかりである。そんな状況なのに、去る12月16日に事故収束に向けたステップ2が完了できたとして、事故そのものは収束に至ったと政府が宣言したのであります。汚染水の漏えいなどトラブルが続き、本格的除染は手つかずの上に、除染後の廃棄物処分先も決まっていないため、「本当に大丈夫なのか」「帰れないことに変わりはない」「政府は信じられない」などの声がある。さらに、避難区域の見直しの発表には、「除染が進まないのに区域だけ見直すのは順番が違う」「地方のことを考えない動きだ」とか「損害賠償などの影響ないように」など、今度の収束宣言、区域見直しは、福島県民、被害者の置かれている現状等を思い、怒りとはかけ離れたものであります。

この動きを整理して考えますと、国が一方向的に原発事故の鎮静化を図り、賠償問題に波及し、原発の再稼働、さらに原発輸出推進という財界要求にこたえるものであります。県民、村民に今必要なことは、住み続けられる福島を一日も早く取り戻したい、一刻も早い除染、全面賠償、子供たちを初め県民の健康に責任を持つため、具体化と実践なのであり

ます。この間の村民の願い、不安に対して、安心と見通しを持ってもらえるように、4項目11点について質問、提案をいたしますので、わかりやすく不安解消となる村民の立場に立っての答弁を求めるものであります。

最初に、村民の生活再建についてですが、再建施策を執行されるには、村民の経済、住宅、ライフラインの実態をきちんとつかむことが始まりとなるが、どのように把握されているのか。3・11災害事故発生前の暮らしの目標、夢、希望に向かって生活していたのであります。それが原発事故という人災によって現実の生活以下に村民の生活は下げられ、3・11時点の生活にも戻れないで村民は苦しみ、先の見えない不安な生活となっています。まさか体験しようとは思ってない生き方をさせられた結果、健康的にも検診結果として通院療養者がふえ、施設入所者がふえてしまいました。人間にとって、家族、地域コミュニティは大切なものであり、生活の土台とも言えるものなのに、1,700世帯が2,700世帯など家族も地域もばらばらな実態であります。子供を初め村民の健康増進施策の充実によって、孤独死や病氣重症化、発病などを防止するかが問われています。

行政として、人員配置増加と関係者団体との連携強化を十分に図るべきであります。自治体は、職員は存在と役割があり、そのことが平常時より問われるのが現実ではないでしょうか。間もなく1年となりますが、職員は本当に存在を発揮し、役割を果たしていますし、臨時職員も加わり、倍以上の仕事をしていますが、なぜか村民からは不満や不安など多く上げられています。こんな大変な事故だから、何も型も方法もない手探りだらけという実態であります。そのことだけを原因としてよいのだろうか。議会の中では「正論を言っていたら前に進めない」発言が飛び出すように、本当に大変なことだというふうには思えるが、こんなときだからこそ民主主義や村民が主人公、村民との協働、行政と村民が顔も見えて声も届く関係を築き上げなければなりません。そのためにも被害者である村民のために、全面賠償させることが重要であります。もっともっと村が助言指導を積極的に行い、役割を果たすべきであります。

次に、放射性物質の除去についてですが、国の除染の基本方針は、放射性物質汚染解消特措法が本年1月より施行され、除染の対象は追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以上となる地域とし、飯館村は除染特別地域に指定され、国が除染を実施するとしています。経産省が昨年10月20日に発表した大気中の放射性物質の放出量の試算値によると31種類あるとしているが、試算値及び量などの発表は実態を正しく公表していないのが実態であります。国・県に求めることは、村でわかるものは整理をされて早く村民に公表すべきであります。SPEEDI発表、周知が遅いために、飯館、津島などへ避難した方々は二重に被曝したという経験もあるわけであります。除染計画の実施も村の考え方と国の実施がずれていますので、実態と事実をきちんと村民に示すべきであります。林野庁の森林除染実証試験発表によると、26から37%の線量低下があった、2,382キロもの放射能廃棄物の量があったという報告があります。これは郡山市での実証実験の結果だそうであります。中間施設にも関係しますが、村における仮置き場、仮々置き場問題では、線量低下目標、量は大丈夫なのかを含め、放射性物質の飛散を考えると、地区住民、関係住民は安心安全とは言えない実態であります。除染については西より住宅周辺20メートルのみという現時

点での実証試験のみとしているが、人が居住できる環境となる根拠というものはどういうことなのか、放射性物質は雨や風、雪、流水などでどのように移動すると考えているのか。見守り隊による自主計測によつての実態を聞くと、放射性物質は多くの森林にある限り計測数値は変化することですが、事実関係はどうか伺います。

次に、村で知り得る情報は、プライバシー以外のことは村民と共有すべきではないでしょうか。村民、職員、議員同行して北海道を研修しての発表、提案が過去にあるように、村の情報は村民の情報であります。村民とともに共通認識づくりながら前に進むために重要であり、基本となることではないでしょうか。そんな行政執行しながら村民の現状意識をきちんと把握することで、村、村民オール被害者となるものと信じてます。現時点では地区独自に賠償を求める活動、自主調査活動が実施されていますが、村としてはどうされるのか伺います。

この災害事故前もありましたが、このときにあつても議会議員より区長会、自治会、村民の方が村事業について知っているという実態がありますが、なぜそのようなことをやるのか、議会議員の役割、任務をどのように執行者は考えておられるのか。それだけでなくも7割の村民の方の住居もわからないでの議会活動、多種多様な役割、任務になっている現実であります。

次に、子供たちの健康及び希望についてですが、甲状腺検査、卒園、卒業、未来の翼体験事業、ラオス事業、沖縄の旅など行事を体験し、本年度の基本方針では放射性物質から守ること、未来をつくるとして、施設整備、教育環境づくり、沖縄、ヨーロッパ、オーストラリアなどへの派遣、子供にわかりやすいリスクコミュニケーション、村外での体験学習、甲状腺検査、医療費無料化、プリペイドカード交付、心のケア事業、保育所保護者負担金免除、給食費、通学費、学用品などの負担軽減、線量計の貸し出し、放射線教育、学力向上などありますが、このたび完成される幼・小・中施設における整備前・後における放射線量、土壌などの実態と今後における安全安心施策を伺うものであります。子供の個々の体についての検査と今後の生活指導の方針はどのように具体的に進めるのかも伺います。

大人にとつても先の見えない、どう生きるか考えにくい状態、情勢の中ではありますが、未来ある子供には夢、希望、目標を持たせたいし、大人、行政の責任で創造させる努力が求められております。学力向上、高校受験対応など具体的な学力が基本となりますが、具体的な施策を伺います。

国、マスメディアなどではどうも安く早く収束させるため発表するが、スピードがなく、実態も伴わない、そして国民、県民、村民分断をさせていく流れとなっている。現在、オール被害者の代表となるよう村長に要求をして、発言とします。

村長（菅野典雄君） 10番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点の村民の生活再建について3点ありますが、私の方からは1番目の経済、住宅、ライフラインの現状を見ての再建施策ということにお答えをさせていただきます。

農業では、全作物が作付制限の指示を受け、村内では作付ができなくなっているのが村の現状であります。また、商工業事業所では国からの継続を認められた7事業所が村内で

操業し、その他は村外での操業や休業、廃業となっているところでもあります。雇用については、全村見守り隊や緊急雇用対策事業、さらには県の絆づくり応援事業などで確保しているところでもあります。

次に、住宅の状況ですが、震災時の屋根がわらの損壊、長期間居住してないことから壁や畳などの傷み、水道管破裂により家屋内が水浸しになるなど、多くの住宅で被害があるようでもあります。道路は、一部通行どめ区間ではありますが、すべて仮復旧を実施しており、現在のところ通行などに支障となる路線はありません。また、上下水道、電気、電話についても地震による被害はすべて復旧しており、通常どおりに稼働している状態です。

このような中での村の再建施策ではありますが、まずは徹底した除染を進め、村民が安心して帰村できる社会基盤づくりが必要であると考えています。農業においては、当分の間、風評被害などにより食用農作物の出荷販売が厳しいものと考えられますので、今まで取り組んできた例えば花卉栽培の推進や新たな農業としてのバイオ燃料といいますか、そういうものの作付とか、あるいは水耕栽培などの導入を検討していくということになるのかなと思ってます。雇用については、避難した事業所へ再開のための移設費等の支援策を講じながら、帰村した村民の雇用の場の確保をし、一方では新たな農業での雇用や除染で発生する木材を活用した木質バイオマスの発電などの雇用なども検討してまいりたいと思ってます。そのほか、生活をする上での小売、飲食店、金融機関、ガソリンスタンド、郵便局、公共交通機関などの再開や住宅の改修も再建施策と考えていますので、関係者及び関係機関との協議あるいは要望をしっかりとやっていきたいと思ってます。

なお、再建に向けては、村民の声を広く聞きながら検討を重ね、国や県などの復興支援、東電の補償などを受けて再建に取り組んでまいりたいと思っているところでもあります。

二つ目の放射性物質の除去についてということで、これも3点ありますが、一番前のお答えをさせていただきます。

除染計画を示すことで村民の不安解消を図るべきというご質問ではありますが、ご承知のとおり村は計画的避難区域として指定をされ、村の除染についてはすべて国直轄事業として実施されることとなっているところでもあります。これまで村では国の方針や予算決定を受け身で待つのではなく、国に早期の対応と予算づけをこちらの方から促してきたところがございますけれども、他自治体に先駆けて村みずから積極的に除染計画や除染工程表を決め、提示などをして村民にも住民懇談会などで説明をしてきたところでもあります。国で提示、協議する中では、村の意向については理解をいただいておりますが、具体的な見通しは示されていないのが現状であります。今後、国から村の除染工程表が出されましたらば、村民の皆様に公表して不安解消に努めていきたいと考えております。

次に、放射性物質の実態を正しく公表すべきとのご質問ではありますが、議員もご承知のとおり、村独自で測定を継続している村内の40点での空間線量の推移については毎月の広報お知らせ版にて周知をさせていただいておりますが、一方で国・県の公表する数値についてはサンプル採取日や単位が異なるものが膨大に公表されており、これらはインターネット上に掲載されることがほとんどであるため、多くの村民の方の目には触れてないとい

うことだろうと思います。放射性の核種ごとに放射線の種類や強度は異なりますし、生体内への影響が明らかなものから明らかでないものまでいろいろありますので、これらの知識をもとにどうやって実生活上の注意事項として生かしていくのかということがこれから最も大切な課題であると思っていますので、今後、リスクコミュニケーションの活動の中で村民の方の不安にこたえていきたい、このように考えているところがあります。

また、村では平成24年度の現在発表されております国・県、村による核種の放射線量のモニタリング数値、土壌濃度数値を飯舘村民の方にわかりやすくお伝えするための情報収集、公表のための（仮称）モニタリングセンター事業により正しく公表してまいりたいと考えているところでもあります。

3点目の村の情報は村民の情報であるということについてお答えをさせていただきます。

2点目ではありますが、さきの住民懇談会で議会に報告がないことが発表されたことに関して改善を求めるご質問がございましたので、それについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、この件に関しましては、村で協議中の案件が議会より先に住民懇談会で報告してしまったことについて、この場をおかりいたしまして心からおわびを申し上げさせていただきます。本当に申しわけありませんでした。

まず、1点目のまできな心、村民の声ネットワークシステム事業についてではありますが、23年度の第3次補正事業ということもあり、ぎりぎりまで国などとの調整に追われ、事業実施、その辺の工程がなかなか立たなかったために、議会への報告の時期がおくれてしまったということがございます。

次に、2点目の食品の放射線量をはかる計測器の導入についてということではありますが、計測器の要望については議会からも要望があったと記憶しておりますが、計測器の配備、今回は国・県が市町村に測定機を配備するもので、村の予算には関係がなかったというのは弁解になりますが、そんなことから報告が漏れてしまいました。

いずれにいたしましても、こちらの不備でございますので、改めておわびを申し上げます。そして、村としては今後とも議会ともども村民に寄り添って復興を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、お答えにさせていただきます。

他の質問はそれぞれ担当の方からお答えをさせていただきます。

健康福祉課長（菅野司郎君） 私からは、村民の生活再建についての2点目と4の子供たちの健康及び希望についての2点についてお答えをさせていただきます。

まず、村民の生活再建についての2点目、健康増進施策によって村民の通院、療養、施設入所等を減少させることが求められているが、その方法と施策を示せとのお質しですが、震災から1年がたとうとしており、住みなれない仮設住宅や借り上げ住宅等での避難生活は村民の大きなストレスになっています。特に避難により地域のコミュニティーが寸断され、住宅から外に余り出ないなど運動不足による生活習慣病の悪化が見受けられます。これらに対応するため、全員、仮設住宅でサロンを立ち上げ、週1回程度の集まりを持っております。また、雇用促進住宅や公務員宿舎等においても現在4カ所でサロンを

実施しており、今後につきましても借り上げ住宅等について自治会やコミュニティ組織が立ち上がったところから運動教室もあわせたモデル的なサロンを随時実施してまいりたいと考えております。

また、現在、伊達東仮設住宅で伊達市の事業で実施しております高齢者健康プロジェクトを24年度には本村の事業として仮設住宅や公務員宿舎あるいは借り上げ住宅などにも拡大して、運動教室を初めとした健康増進事業に取り組む予定となっております。

また、松川第一仮設住宅内にあるサポートセンター「あづまっぺ」においてデイサービスや地域交流サロンが行われており、健康不安や困り事の相談に応じたり、健康講演会や介護予防教室などを通して高齢者の健康をサポートしています。今後もサポートセンターと連携を密にしながら高齢者の健康増進を図ってまいりたいと考えております。

精神面では、精神科医による心のケアのための巡回相談会を年20回ほど計画したところであります。

なお、介護予防事業につきましては、避難者特例法に基づき避難先自治体においてその地区の住民と同じ扱いとなるため、避難先自治体と連携を深めてまいりたいと考えております。

村民の健康に関しましては、特に重要な課題でありますので、健康診査の充実と受診率の向上、それに伴う保健指導に重点的に取り組むとともに、健康増進事業についても楽しく継続して参加できるような取り組みをしてまいりたいと考えております。

次に、子供たちの健康及び希望についての質問の2点目、今後における甲状腺検査と生活のあり方をどのような方針で具体的に進めるのかとのお質しであります。本村の甲状腺のエコー検査は18歳以下の子供を対象に県立医科大学において先行して行ったわけですが、対象者1,091人に対して検査実施者は885名になっております。受診者で直ちに2次検査を要する、いわゆるC判定と診断された方はいなかったようであります。しかしながら、病気と診断されないまでも小さなしこりや膿疱があると診断された方もいたということでもあります。今後の検査体制であります。県では定期的な甲状腺検査を今後実施していくということではあります。次回の検査予定が平成26年度以降ということでもありますので、その間空白が生じてしまいます。そこで、この期間は村独自で社会医療法人秀公会に検査を委託し、経過観察と不安の解消に努めていきたいと考えております。

また、放射能に対する生活のあり方についてのお質しですが、今後、リスクコミュニケーションを進め、正しく理解を深めていただけるようお知らせしてまいります。当面は放射線量が高い地域やホットスポットと言われるところに必要以上に近づいたり、長居をしないようにするなど、外部被曝を極力受けないように気をつけることが必要と思われ。次に、内部被曝については、現在、放射能が浮遊しているということはないというふうにされておりますので、必要以上に心配しなくてよいのではないかと思います。これからの春先、粉じんが多分舞うと思いますのでマスクの着用などとあわせて、食べるものについては放射能の検査が済んだものを食するように気をつけていただきたいと思っております。

産業振興課長（中川喜昭君） 私からは、1の村民の生活再建についての3点目、東京電力の

損害賠償請求に関する質問にお答えいたします。

東京電力の原子力損害賠償につきましては、第三者機関であります原子力損害賠償紛争審査会が損害の範囲の判定基準を示しており、この中で原子力災害に起因すると思われる損害のうち蓋然性の高いものについては標準額を定め、早期賠償を図るよう促しているところでございます。

ご質問の財物価値の損失に対する損害賠償につきましては、原子力損害賠償紛争審査会の指針においても賠償すべきものと明示されております。現在、協議しているようでございますが、まだ具体的な金額等については示されておられません。村としましては、過般、国に対して議会ともども要請活動を行ったほか、現在、県及び被災した他の自治体、関係機関と連携し、財物価値の損害賠償の早期支払いを求めて原子力損害賠償紛争審査会並びに東京電力に対し要請を行ってきたところでございますが、明確な回答がない状況でございます。

なお、本賠償請求につきましては、特に高齢者など個人で申請するのが難しいので、村が積極的にかかわるべきとの指摘もありますので、役場担当並びに弁護士相談態勢を充実させ、早期支払いに向け取り組んでまいります。

次に、2の放射性物質の除去についての2点目の仮置き場、仮々置き場の問題についてでございますが、今後、徹底した除染を進めるには放射性物質を含んだ土壌などの廃棄物が発生いたしますので、廃棄物を保管する仮置き場の設置は不可欠なものと考えております。国が村に設置します仮置き場の内容については、議会の皆様方初め地元住民説明会、住民懇談会などで安全安心を考慮した置き方や対策を講じることを説明してまいりました。

置き方については、平たんにした地盤にフレコンから浸水防止のための遮水シートを敷き、その上に除染で発生した汚染土壌の入ったフレコンを積み重ね、その上部には遮蔽効果を図るため放射性物質を含んでない土で30センチ程度覆土し、その上に雨水等の浸入防止のための遮水シートをかぶせ、その上にまたシートが落ちつくように土のうで押さえるなど、また積み重ねたフレコンの周りには遮蔽効果を図るため放射性物質を含んでない土の入ったフレコンで囲むよう計画をしております。フレコンからの放射性物質の漏えい対策としましては、地盤側の遮水シートとフレコンとの間に集水パイプを差し込み、パイプと連結した集水タンクで確認するようになっております。また、フレコンを積み重ねた周りの地下水中の放射性物質の監視や空間線量のモニタリングなども定期的実施することにもなっており、(仮称)モニタリングセンター事業で村民の方々にも公表する予定でございます。このように、安全安心に配慮した仮置き場を建設するよう国に対して万全を期すよう求めてまいりたいと考えております。

なお、仮置き場ができるまでの一時保管としております仮々置き場についても、先ほど述べました内容で保管をしているところでございます。

また、林野庁の森林除染実証試験の結果でもわかりますように、腐葉土や枝などの多量の汚染廃棄物が発生すると考えておりますので、国では3年分の住宅、農地、森林などから発生する汚染廃棄物量を試算して、それらに対応する仮置き場の用地を確保できるよう現在調査設計を進めているところでございます。また、一方では多量の汚染廃棄物の減容

化ということで、国及び県研究機関等で村内はもとより各地で実証試験をしており、早期の実用化に向けて取り組んでいるようでありますので、その成果を期待しているところでございます。

次に、3点目の住宅周辺の除染の根拠と放射能の移動についてであります。村で策定した除染工程表では、帰村を望む村民が村に安心して戻れる生活環境を早期に整備するため、2年間程度で住環境を中心に、住宅周辺の農地及びいぐね、森林を含めた除染を実施したいと考えております。また、住環境と一体で実施しなかった農地、森林については、昨年9月に策定した村除染計画書の計画年数である農地は5年、森林は20年の中で実施していきたいと考えております。

住宅周辺の除染の考え方でありますが、現在、住宅周辺の除染実施のエリアづけについて国と協議をしておりますが、県から出されました生活圏の森林除染にかかわる暫定技術指針の内容では、家屋を中心とし、林の縁部からおおむね20メートル程度の範囲を除染するようになっておりますので、これらを参考に住宅周辺の除染を検討してまいります。

次に、放射能の移動であります。現在、原子炉が冷温停止状態との政府の発表がありますので、原子力発電所からの新たな放射性物質の飛散はないと考えております。したがって、降雨や降雪での移動はほとんどないと考えておりますが、大雨による土砂流出や土が乾燥したときの風で放射性物質が浮遊する可能性はあると思っておりますので、適切な対応も必要かと考えているところでございます。

なお、流水につきましては、今までの検証では放射性物質が土壌と固く結びついていることから、ある程度の流水では移動しないと考えておりますが、今後、農地モデルの事業が実施されますので、森林から農地への流水対策についても実証するよう協議をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

総務課長（中井田 栄君） 私からは、大きな3番目の村の情報は村民の情報であることについての1点目の村民との共通認識に関するご質問にお答えをいたします。

これまでの答弁にもありましたように、村民の声をお聞きしてそれを復興に生かしていくことは、とても大切であると認識しております。そして、ご質問にもありますように、村民とともに歩むことは村民と村が共通認識を持つことであると思っておりますし、そのことが復興に向けて村民の力を結集することにつながっていくと思っております。村としましても、復興計画では村民一人一人の復興を目指すこととしており、復興計画の策定に当たっては村民全員とはいかないまでも、議会を初め各種団体などと短い期間の中で精力的に意見交換を行いました。また、昨年10月には住民避難生活に関する実態調査を実施しましたし、さらには17回の懇談会も実施し、多くの村民からもご意見をいただき、村民に寄り添う形をとってきたところであります。これからも復興に向けた長い戦いになると思っておりますので、村民との懇談会や生活実態調査などを通じて村民の現状や意識を的確に把握しながら復興を進めてまいりたいと思っております。

教育長（廣瀬要人君） 私からは、4の子供たちの健康及び希望についての1と3について答弁をさせていただきます。

まず初めに、整備中の幼稚園、小学校、中学校の放射線量の現状についてのご質問でございますが、村では子供たちの教育環境を早期に改善するため、現在、幼稚園、小学校、中学校それぞれの仮設校舎の建設を進めているところであります。小学校及び幼稚園につきましては、順調に工事が進んでおりまして、4月の開校に向けて、また中学校は2学期からの利用開始を目指して準備を進めているところでございます。

幼稚園、小学校、中学校の工事に当たりましては、定期的に放射線量の測定を行い、安全管理に努めているところであります。各施設の放射線量でございますが、川俣町飯坂地内の仮設小学校につきましては、着工前の地上1メートルの線量は毎時0.23から0.57マイクロシーベルト程度、そして間もなく完成する3月2日時点での線量でありますけれども、毎時0.11から0.25マイクロシーベルトであります。校舎内部につきましては毎時0.1から0.26マイクロシーベルト、この線量は除染の成果が出ている線量ではないかなと把握しているところでございます。

次に、福島市飯野町地内の仮設幼稚園でございますが、着工前の放射線量は地上1メートルで毎時1.11から1.24マイクロシーベルトでありました。3月2日時点の計測では0.21から0.3マイクロシーベルトに低下しております。園舎内部につきましては毎時0.1から0.2マイクロシーベルトになっておりまして、十分低い数値になっているところであります。

次に、福島市飯野町地内の仮設中学校につきましては、まだ着工前ではありますが、校庭部分の線量は毎時1.46から1.71マイクロシーベルト、工場内部の線量は毎時0.12から0.22マイクロシーベルトであります。この線量につきましては、今後、芝生のはぎ取りや土壌の入れかえ、建物外壁の洗浄等を進めることによって、小学校や幼稚園と同様、一定の線量の低減を図ることができるものと思っております。

今後とも放射線量の推移を十分監視しながら、子供たちの健康管理に努めていく所存でございます。

次に、子供たちの健康及び希望についての学力向上についてのご質問がございました。子供たちの学力向上に向けて具体的施策についてのご質問がございました。

子供たちは、避難生活という不自由な環境の中で、狭いアパート暮らしで静かに宿題に取り組む場所がなかったり、あるいはスクールバスで通学するために平常より夜も早く就寝しなければならなかったなど、さまざまな制約の中で日々学習に取り組んでおります。こうした環境の中で、学校の果たす役割はますます大きくなっており、毎日の授業の充実が求められているところであります。

特に、中学生は県北地方の学校を受験することが多くなりましたので、基礎学力の向上は喫緊の課題でございます。平成24年度におきましては、小学校は複式補正教員の配置をし、児童一人一人の学習進度に合わせたきめ細かな授業を行う配慮をしていきたいと思っております。また、英語活動に係る補助教員の配置を行い、5年生、6年生の英語活動の向上を図る計画になっております。中学校では、従来の数学の学力向上支援教諭に加えて、新年度は新たに英語の支援教諭を配置し、基礎学力の定着に努めてまいります。また、平成21年度から実施しております中学3年生を対象とした受験対策授業「村塾」につつまし

ては、大きな成果を上げているところでありますが、新年度もクラス編成を従来の2クラスから3クラスに分けて習熟に応じた指導をし、個別化を図る態勢をとっていきたいと考えているところでございます。

学力の向上は子供たちの今後の進路に大きな影響を及ぼす非常に重要な課題であります。村としても子供たちが将来自分の夢に向かっていけるよう全力で支援をしていきたいと考えております。

10番(佐藤八郎君) 1点目の経済、住宅、ライフラインのことですけれども、大倉線は仮復旧したんでしょうか、ちょっとわかりませんが、回答では支障になる路線はありませんということで。そうすると、早く帰村というふうな思いが、村長が2年という、1年は過ぎて、今度1年たつと2年ですけど、そういうことからすれば、経済にしろ、住宅、ライフラインにしろ、それと並行して進んでないのかなと見える部分あるんですけど、そういう意味では特に個人住宅なんかは非常にリフォームが必要なうちが幾らもあるという声を聞いておりますけど、そういう意味では帰村との絡みでのライフラインなり住宅の部分はどういうふうに整理すればいいのか。

村長(菅野典雄君) まずおわび申し上げます。大倉線、入札は終わっているんですが、お盆ぐらいまでかかるということですから、先ほど答弁したのは間違いでありました。訂正をさせていただきたいと思っております。

村のライフラインということでありましてけれども、今、期せずして2年ぐらいで戻りたいと、こういう希望プランを出したわけでありましてけれども、現実には1年たってほとんど除染が進んでないと、こういう状況でございます。24年度と25年度で除染をと国が考えてますが、これも予定どおりいくのかどうなのか。いずれにいたしましても除染がある程度進まない限り我々はそう簡単に、たとえなたであつてもそう簡単ではないのではないかと、このように思っています。ですから、その間にしっかりとライフラインをとということ、少しでもしっかりとしていかなければならないと思っておりますが、飯舘村は幸いに今でもほとんどのライフラインは動いていると、こういうことであります。

ただ、一つだけ心配なのは、今ご質問がございました住宅の問題であります。人が住んでない住宅がどれほど傷むものなのかというのが、まさに目の当たりにしているところであります。そういうものをしっかりと国の方に伝えて今いるところであります。戻る段階よりも一歩二歩前にそういうことをやっていかなければならないし、その前に制度をしっかりとつくってもらわなければならない。制度といいますか、補償制度といいますか、そういうものをつくってもらうことが大切だと思っております。今、ソフトランディングという事業の中にそのことも入れながら国に向かって村から発信し、要望しているところでございます。

10番(佐藤八郎君) 3・11の原発事故前における飯舘村の労働者の内容を見ますと、村外の労働者もかなりある中での飯舘村の産業振興というか、産業の、経済の仕組みだったなど見えます。そういう意味では、今このときに住宅にだけ入れる飯舘村の帰村ありきとなれば、そこから短い時間で通える職場づくり、村外における職場づくり、雇用の場づくりというのも重要なポイントになるのかなと考えますけど、その点ではどうでしょう。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、当然村民の避難はいち早くしなければならないという状況の中で、なかなか家畜の問題、それぞれの事情の問題で若干これ延びたわけでありまして、一方で企業の雇用であったり、パトロールであったり、あるいは今お話がありましたように村民の中で村外で、村に住みながら村外で働いている方もいるということで、できるだけ通勤時間の長短の調整によって仕事をやめないでいけるような状況をつくっていくことが放射能に対するリスクと生活のリスクというものをバランスよく見るべきではないかという形での今回の避難でありました。

そういう意味からいたしますと、今ご質問にあったように、村内での職場もさることながら、村外の職場ということもあろうかなと思っております。なかなかこれは村の中ということでありませんので、そう簡単ではないだろうとは思いますが、ハローワークを初め、あるいは村が今回のことあるいはこれまでのことで何かつながりのあるところでの何といえますか、会社なり何なりに今の村の状況の中で1人でも2人でも雇用をお願いできませんかと、こういうお話はこれから村として一つの雇用対策ということであり得るのではないかと考えています。

一番問題なのは、何度も言いますように、本人がやはりしっかりと労働していくんだというところがないといけないのではないかと。ここ1年の間にもいろいろな求人広告は、村の中の会社であり、ホームであり、あるいは村外も出ているわけでありましてけれども、なかなかそういうところに手を挙げる方がいないということでは、幾ら我々がそういう手を尽くしたとしても結果的には思うようにいかないと、こういうことになるのではないかと気がしますが、いずれにしても村民の雇用をしっかりと考えていくというのは我々の務めでありますので、努力はしますが、そのベースにあるそれぞれ住民の勤労意欲をどう高めていくかということにも幾らかなりともこれから意を用いていく必要があるのかなと思っております。

10番（佐藤八郎君） 村民のために財物などの関係で損害賠償についてですけれども、答弁にはなかったんですけど、提案理由の中で賠償を拒否されたものは取りまとめて紛争解決センターを介して再請求を進めるというお話がなされてますので、それはどのようなことで取りまとめなり何なり賠償担当配置をしていくのか。賠償一つとってもいろんな個人ごとの賠償、紛争もやってるし、紛争センターのものもあるし、いろいろあって、いろんな裁判なんかの実例もあって、いろいろそういう一体の情報を総合して、どの程度までが現時点での今回の事故に発する因果関係の持っている賠償になってるのかという、事実関係もきちんととらえた上で、そういうものをきちんと村はとらえながら村民にもそういうことをきちんと、被害者なんだから被害者としての立場に立って賠償をさせていくと、全面賠償させるという姿勢が行政にはどうしても足りないように思われてますので、その辺はどのようなふうに改善されるのか伺います。

副村長（門馬伸市君） 確かに、今2回目の請求まで進められていますけれども、申請をした、請求した方に何人か聞いてみますと、東電側としては審査会の基準、中間指針というのかな、それを基準にして、それにのってないものはほとんど却下といえますか、保留というのかな、却下はしないですけれども保留という形で支払いがなされないということなんで

すね。ですから、多分そういう中でなかなか決着がつかないもんですから、その仲介役の紛争解決センターの方に持って行って、そこで判断をしてということになると思いますけれども、そのまた紛争解決センターの方に出した方も、この前も新聞に出てましたけれども、1,000件以上出されて通ったのが10何件という話でありますから、またそこでも保留されているんですね。解決センターの方ではせっかく和解の仲介役になっているところを出した案が東電の方で認められないということなので、この前国の方に言いましたよね、センターの方で。東電はそういう対応をしているので、せっかくこうやって被災民のために仲介しているのに、和解しているのにその結論を出さないということですから、これはやはり本質的に加害者という意識が薄いのではないかなと、こんなふうに思っています。

村としては、今までも弁護士さんとか村の商工観光の方でいろいろ指導助言はしてきたんですけれども、なかなか進まないというのが実態です。それで、これはどうなるかわかりませんが、実態調査というのかな、1件1件、1世帯1世帯の申請の状況、申請はしたけれども却下というか、保留されているところ、今どんな状況なのかというのが、これは個人のプライバシーにかかわることで、村の方で積極的に入ってこなかったというのがありますけれども、やはりその時期になってきたなと思っています。ですから、まず1件1件、1世帯1世帯の実態調査を早い時期にやって、何が問題になっているのか、その辺も含めて、村が代理で請求をしていく必要があるらばそういう手続も一つの方法だと思いますし、まずその辺の実態がわからないもんですから、早く調査したいなと思っています。

10番(佐藤八郎君) 放射性物質の除去についてですけれども、インターネット対応されていない方は必要のないデータにインターネットで流れてるものはそういうことだというふうに村ではとらえている答弁なんでしょうか。

産業振興課長(中川喜昭君) お答えいたします。

まず質問の部分でありますがお質しのとおり、今、放射線の核種を見れば一番セシウムが今現在多くの量が出ているということでありまして、またその影響でこのような避難の形にもなっているということでありまして、そういうことで今セシウム対応という形で進めております。そういう中、村の方でもセシウムの放射性物質の状況ですね、空間線量ということで毎月お知らせ版でお知らせをしております、情報としてはまだまだ足りない部分でありますけれども、今の時点でする部分としてはそのものを行っているという状況であります。そのほか国・県の方でもそういう調査をしたものを公表ということではインターネットでそれぞれのホームページの方に載せているという状況で、これはその調査したところでの発表ということでもありますので、このインターネットを見て村民の方も理解されるというもので、一つの周知の方法ということでのとらえ方をしております。

10番(佐藤八郎君) 課長の言うのはわかりますけれども、インターネットを全村民が取得してやってるわけでもないという流れ、膨大な公表状況だというのはわかりますけれども、ある一定の部分は10日ごととか半月ごととか定例化した中で、インターネットの中ではこんな公表も飯舘村に関してやられてますみたいなものを公表されてもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがなもんですか。

産業振興課長(中川喜昭君) お質しの件でありますけれども、ホームページ等でそれぞれの

発表されている部分でのホームページで発表されているという部分、大変申しわけありませんが、私もそれをお知らせ版等に載せていたかという部分では今の時点では断言できないところでもあります。そういう意味で、今後ともそういう発表がなされているという部分をきちんとお知らせ版等で発表していきたいと思っております。

24年度の事業ということではありますが、今計画しておりますのは、昨日も議論となりましたタブレット、情報端末機ですね、これらを使いまして、今、村で調べているもの、あとは国から出されているもの、県から出されているものを整理をして、そのタブレットの端末機を使いながら公表をしていくということで今計画をしているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 仮置き場、仮々置き場ですけれども、どうも実態を見ている方々からすれば不安しかねないような状況なんですけれども、答弁には今国で設計やいろいろなやって調査をしているということなんで、住居から20メートル範囲のところの全体の放射能汚染物の量はどのぐらいになって、それが今実証試験ですから、本格的になった場合はどのぐらいの輸送体系の車が走り、放射能を集めた物質を振りまいて歩くようになるのか、それに伴って置く置き場の面積はどういうことになるのか。仮置き場の調査、設計やってるうちにまた雪が降るようになるぐらいの話ですけれども、いつから工事始まって、本来の仮置き場の機能はいつから役割を果たせるのか伺っておきます。

産業振興課長（中川喜昭君） 仮置き場の件につきましては、今、環境再生事務所の方に工程表を出すように求めています。今のところ、協議の中では、全員協議会か何かでお話ししましたが、なかなか森林の分をすぐ造成するとなると、伐採関係があってその後造成となりますとかなり時間がかかるということがありまして、一応東北電力の送電線の下を活用してということをお話をしまして、今、クリアセンターに登っていく途中のS字カーブのところから、よく歩いて現地を見に行った部分の送電線の下を活用してということで、あそこを第1工区としてやるということで、林野庁、環境省との話の中では4月から工事着手をしていきたいということでの話は今のところ聞いております。ただ、工事着手ですので、測量関係は空からの写真でやりながら、今、基本設計、実施設計を組んでいる状況ですが、すぐさま造成工事に入れるかという部分で確認しておりませんが、そういう意味で工程表を今お願いしているところでございます。まずそこでとりあえず先行除染なり本格的除染なり、あとはモデル事業でやった仮々置き場、クリアセンターに置きます汚染土壌を移行する考えはしておりますが、そこだけでは足りませんので、その以降、24年度中に二つほどの工区をつくりたいということでは今話をさせていただいているという状況であります。工程表ができましたなら議員の皆様方の方にも公表していきたいと思っております。

それで、一応発生する土壌であります。今現在、工区、どの地区をやるという部分が今検討しているところであります。ですので、その面積が決まればある程度数値が出るかと思うんですが、前に3年分をやったとして、これが例えば森林ですと20分の3とかという話の数値でありますけれども、3年程度では130万トンほど出るのではないかということでもあります。一応この130万トンに合わせた面積ということで32ヘクタールという部分を出していただいたところで、今現在はその辺で検討させていただいているものと思ってお

ります。

あと、仮置き場ができましたら搬入であります、これも今後協議をしなければならないところでありますけれども、モデル事業をやった際にクリアセンター内の仮々置き場ということで、一時保管ということで今置いておりますが、あの台数以上は歩く形になるのかなと思っておりますし、あとはダンプで搬送するときの放射線を振りまくという話がありましたが、それらの対応もモデル事業でもシートをかぶせてやるということで、若干ブルーシートのダンプもありまして、村民の目から見るとブルーシートではちょっと安全性は保たれないという話もしまして、後からは黒いシート、厚いシートになったようでもありますけれども、それらのモデル事業での実績を今後参考にしながらその辺を国の方に話をしていきたいなと思っております。

村民の方々、置き方については安全安心がどうなってるのという部分については、村の方にもまいっております。そういう意味では、今月24日、土曜日であります、お知らせ版の方にも載せていただきましたけれども、今回の仮々置き場の公開をするということで、村民の方々に状況を見てもらうというような段取りもしているところでございます。

10番(佐藤八郎君) 住宅周辺のみでの住環境整備ですけれども、20メートルやれば住宅の中での住居に影響はないというふうに考えていいのかどうか、その根拠たるものは一体何か。あと、移動あるものへの対応ですね、ほこりとか流水にまぎっての移動についての対応は、具体的にはどんなことをするのか。

産業振興課長(中川喜昭君) 住宅周辺の除染の根拠ということで、20メートルというふうに答弁させていただきました。放射性物質は1点から出るものではなくて、面として出るという部分で考えております。ですので、例えばA地点から出る、1点から出れば、そこから遠くすれば問題はないんですが、放射性物質はいろんな部分から出ているという部分ありますので、まずは家の周りがある土とかいぐねとか、近くにある部分からまずは除去をしながら除染をしていくというのが一つの考え方かなと。あとは、結局、村民の方々が心配していますように、山から、木から、あと腐葉土から出る部分を除去するのが次の手なのかなと思います。

それで、20メートルの根拠であります、これは学識者でもいろいろかと思っております。私も除染アドバイザーの田中先生から聞くところによれば50メートルは必要じゃないかとか、あと本を読みますと70メートルとかあります。離せば離すほど放射性物質が飛んでくるものは弱くなるという部分が、これは実態でございます。そういうことで、今、国、県の方では20メートルという部分がありますので、まずはそれらで進むのかなと思っておりますし、あとは除染後、腐葉土を取るだけでもだめだろうし、やはり枝打ちもしなければならぬだろうと。最終的には間伐とか伐採ということがありますが、ただ、国の方ではそれらについてやる順序としてはやはり空間線量をはかりながら、どこまで下げれば安全かというのもこれまた協議の部分になるかと思うんですが、そういう意味ではとりあえず20メートルという部分、この20という根拠は私も紙ベースしか見てないものですから、その根拠については調べていきたいと思っております、今現在はそのような状況でして、そういう意味では何しろ人から放射性物質が出るものをまずは遠ざけるということをし

まして、住環境が終わりましたらその後農地、森林と行く場合は、やはり森林については人家に近いところから奥山の方に行くというような手法もとれるのかなと思っております。そのような形で今回県の方でも出してはありますが、今後の村の本格的除染もそのような考えでいきたいと考えております。

- 10番(佐藤八郎君) 村の情報は村民の情報であるというのは、北海道に研修に行ったとき、まさにそのとおりだと学んできたもんですから、先ほど北原議員からもあったように、村民の意識調査をする中で、どんな不安を持っていたり、どういう要望を持っていたり、そういう要望にはどういうふうに対応することで村民が全体の共通した認識に変わっていくのか、そういうふうになっていくので、決して、実態を知るといのは施策を見る最初の基本だと思うので、青少年会館でしたか、答弁の中で4月か5月には調査をやりたいという答弁されたようですけれども、どういうことになるのか。

総務課長(中井田 栄君) 先ほどもお答えしましたように、24年度の早い時期に、先ほどお答えしましたように、調査項目も整理をして村民に寄り添えるような形での内容にしていきたいと考えております。

- 10番(佐藤八郎君) それでは、子供たちの健康及び希望についてですけど、中学校の校庭の対応は今後やるということですけど、飯野地区は全体に非常に1.何ぼから2.何ぼまであるぐらい結構高いんです。そして明治、あっちの方はもっと高い部分あって、だからやるに当たってもホットスポット的なところもあるかもしれないんだよね。十分きちっとされないで後で大変かなと思ってます。その辺をきちんとされるのかどうか。

教育長(廣瀬要人君) 現在、先ほどもお話ししましたように、まだ工事前ですので線量は高いんですが、参考までに今後どのぐらいまで改善できるかというデータが手元にありますので、飯野中学校でありますけれども、一番新しいデータ、2月27日現在ですけども、屋外で0.15、屋内で0.13、これは除染後です。夏休み中に除染をしまして、ここまで下がっていると。それから、飯野小学校でありますけれども、2月27日現在のデータでございますが、屋外で0.14、屋内で0.12です。中学校の方もこのぐらいまでは下げることができるのではないかなと考えております。

- 10番(佐藤八郎君) 甲状腺検査も含めて、ホールボディカウンターですけど、大変そういう検査体制の厳しさがあって、村で買ってやるというのはそれは結構なんですけど、川俣町でも一時買ってやろうと思ったんですけど、高いもので買えなかったという流れからすれば、私はコンパスを引いたときに、ホールボディカウンターを村で買ってどこに置けばいいかといったら、やはり見守り隊やら操業している工場なんか含めれば、済生会あたりに設置場所をお願いしてやっていただくのが、村民がみずから通える、寄り添える場所になるのではないかなと思うんですけど、ショウ街道をあの程度登らなくちゃならないところに頼むというのはちょっとわからないんですけど、前の全協での答弁でしたか、お世話になっているからというお話でしたけれども、お世話になっているのは川俣町さんにも十分お世話になってますし、そういう意味では村民がいろんな足を考えた場合も、できるだけ真ん中周辺にあった方が私は役割として果たしていると思うんですけど、いかがですか。

村長(菅野典雄君) 線量については、これから検査体制、何ていいますか、厳しくというか、

多くしっかりとやって、これで十分だということはないと思います、住民のことを考えますと。ですから、どこであれしっかりとやっていきたいと、このように思っています。これからの学校関係はもちろんやりますけれども、村の方も3・11以来、いちばん館のところにあるわけですが、これが実は一気に下がったものですから、いろいろな憶測を呼んでいるところでありますけれども、それをあちこちに動かすというわけにはいきませんから、全く違うものを多く置くということが正しいことだろうなという気がします。ちょっとまだ私の耳には入ってこないんですが、十三、四、場合によっては20、各地区にということでモニタリングを置くと、こういうことでもありますので、いつごろになるのか、できるだけ早くそういう体制をとる、あるいはこちらの方の今いる段階のところもしっかりとやる、こういうことかなと思っています。

ちょっと聞き及び……、申しわけございませんでした。

ホールボディカウンターは、検査の体制がありますから、川俣というわけにはやはりいかないだろうと思います。川俣に大きな病院があって、それをやってくれるということになればですが、今、車の態勢がとれて、あづまの方に向かっているということでもありますので、その辺でご理解をいただければと。ただ、もし何か不便なところがあれば、車なり何なりの態勢でやっていきたいと、このように思っています。

勘違いしまして、申しわけありませんでした。

10番(佐藤八郎君) ありがたい答弁をいただきまして、聞かないのまでもらって。

多分、済生会では川俣町で買った場合、置くという体制をとれるということで、途中まで進んだと聞いてますので、そういう体制とれるのかと思うんですけど、多くの村民に私も場所どうなんだろうと聞いたんですけど、やはり済生会がいいのではないかという、自分でも行けるし、子供たちもほとんど川俣に集中しているということで、何も乗せて運ぶことばかり考えていることはないんじゃないかという声があるんですけども、確かに川俣さんにお話は村長からはしないで、最初からあづま一本でいってますからそういう流れになっているんでしょうけど。そういう声があるんですけども、どうなんでしょう。

村長(菅野典雄君) 何ていいますか、確かに今の利便性を考えればそういうこともあり得るかなという気がします、これからもっと先のことも考えていかなければならない。今、ほかの自治体が帰村に向けてどういう悩み持っているかという、ほとんど医療体制が大変だと、こういうことを思っているわけでもあります。その点で飯舘村は公設民営であづまさんとのことがありますから、村が戻ったときには直ちにその体制がとれるということです。これもまたホールボディカウンターにしろ、何にしろそこに移動ができるということありますから、確かに今の便利さとこれから先のこと、どちらも大切だろうと思うんですが、村としては先々のことを考えてやるという方がいいのではないかということでもあります。もし川俣さんあたりがこれからそこに入れるということがあるのかどうか、ちょっとまだ探りは入れておりませんが、そういうことであればそこをお願いをして、村の方でお金を払わせていただいとすることも可能かなという気はいたしますが、今のところはあづまでということで、帰村の後のつながりを大切にしたいと思っています。(「終わります」の声あり)

議長（佐藤長平君） これで一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休憩いたします。
再開は午後1時10分といたします。

（午前11時54分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分）

◎日程第3、陳情第1号審査報告

議長（佐藤長平君） 日程第3、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」を議題といたします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長 佐藤八郎君。

産業厚生常任委員長（佐藤八郎君） ただいま議題となりました陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」について、3月8日に委員会を開き審議をしました。その審査の結果について報告をします。

本陳情の趣旨は、2010年6月、政労使の代表から成る雇用戦略対話において2020年までの目標として、できるだけ早い時期に全国最低時間額800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円を目指すことで合意されました。

今、我が国では雇用労働者の約4割が非正規雇用労働者と言われており、その多くはフルタイムで働いても生活保護水準以下の収入しか得られないワーキングプアとなっています。最低賃金の引き上げは、労働意欲の向上、ひいては企業の業績向上へもつながり、あわせて福島県の復興再生の観点からも重要なことです。現在、福島県の最低賃金は時間額で658円となっており、全国順位で31位と低位にあり、この金額は政労使が合意し、目標とした最低額と大きく乖離しているとともに、県内勤労者の賃金水準や経済実態などと比較しても極めて低いものとなっています。また、一般労働者の賃金は4月に引き上げるのに対し、最低賃金の発効日は10月と半年おくれとなっています。

以上のことから、次の事項の実現を求める意見書を政府関係機関などに提出を求める願意であります。

1. 福島県の最低賃金を雇用戦略対話における政労使合意内容に沿った引き上げを図ること。
2. 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い、発効日を早めること。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択とすることに決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」を採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択です。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第4、陳情第2号審査報告

議長(佐藤長平君) 日程第4、陳情第2号「防災対策など住民の安心安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出の陳情」を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長 大和田和夫君。

総務文教常任委員長(大和田和夫君) ただいま議題となりました陳情第2号「防災対策など住民の安心安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出の陳情」について、3月8日、委員会を開き審査をいたしました。その結果について、朗読をもって報告いたします。

本陳情の趣旨は、国土交通省関連の国の出先機関を原則廃止し、今後結成されようとする広域地方組織に移譲するという法案が提出されようとしています。国の出先機関の廃止は、地域において国が果たすべき責任と役割を後退させ、今回の東日本大震災のような状況の中において復興対策等を強力に推し進める上でも否定的な影響をもたらすことが懸念されます。

以上のことから、次の事項の実現を求める意見書を政府関係機関に提出を求める願意であります。

1. 防災対策など住民の安心安全を確保するために必要な国の出先機関、独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。
2. 国土交通省各出先機関を初め国の出先機関の廃止または地方移譲については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット・デメリット、財源問題、広域的危機管理対応などの情報を事前に開示し、全国の市町村を含めて十分な議論を経た後に結論を出すこと。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択とすることに決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長(佐藤長平君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから陳情第2号「防災対策など住民の安心安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出の陳情」を採決します。

陳情第2号に対する委員長の報告は採択です。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎散会の宣言

議長(佐藤長平君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後1時19分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月9日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

飯 館 村 議 会 副 議 長

〃 会議録署名議員

北原 経

〃 会議録署名議員

北山文子

○

〃 会議録署名議員

佐野 幸正

()

平成24年3月15日

平成24年第2回飯館村議会定例会会議録（第4号）

○

○

平成24年第2回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	平成24年3月6日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成24年3月15日 午後3時06分				
	閉議	平成24年3月15日 午後3時21分				
応（不応） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	7番 菅野 義人		8番 大和田 和夫		9番 大谷 友孝	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 菅野 久子		書記 松下 義光	
地方自治法の 第121条のた めに出席した 者の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 栄	○	住民課長	大久保 昌憲	○
	健康福祉課長	菅野 司郎	○	産業振興課長	中川 喜昭	○
	会計管理者	高橋 一清	○	教育委員長	佐藤 眞弘	
	教育長	廣瀬 要人	○	教育課長	愛澤 伸一	○
	生涯学習課長	浜名 光男	○	代表監査委員	渡邊 守男	
	農業委員会 会長	菅野 宗夫	○	農業委員会 事務局 長	高橋 一清	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記 長	中井田 栄	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年3月15日（木）・午後3時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 発議第3号 原発事故被災から一年・村民とともに歩む村政の樹立に関する特別決議（案）

日程第3 発議第4号 計画的避難区域並びに森林除染事業の早期実施を求める意見書（案）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しております。

本日3月15日は、3月定例議会の休会日ではありますが、東日本大震災による東京電力第一原子力発電所の水素爆発事故によって放射能に汚染された事故が発生し、飯館村が被災した日であります。そのため、これにかかわる決議案等の審議のため、飯館村議会会議規則第10条第3項の規定により特に会議を開きます。

（午後3時06分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

3月15日に議会運営委員会が本定例会会期中の休会日における本会議の開催の運営協議のため開催されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君を指名します。

◎日程第2、発議第3号 原発事故被災から一年・村民とともに歩む村政の樹立に関する特別決議（案）

議長（佐藤長平君） 日程第2、発議第3号「原発事故被災から一年・村民とともに歩む村政の樹立に関する特別決議（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。大谷友孝君。

9番（大谷友孝君） ただいま議題となりました「原発事故被災から一年・村民とともに歩む村政の樹立に関する特別決議（案）」でございますが、朗読をもって説明にかえます。

あの忌まわしい東日本大震災と大津波、あわせて発生した東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故から早くも1年が過ぎた。忘れもしない1年前の3月15日は、夕刻から吹いた南南東の風に乗って大量の放射性物質が我が飯館村に降下し、原発事故の被災者になった厄日である。そして、4月22日、政府から計画的避難区域に指定され、あの美しい村を追われ、全村民避難を余儀なくされ、難儀な避難生活を強いられることとなった。

一方、原発事故の原因者である東京電力と原発推進政策を進めてきた政府のその後の対応は、損害賠償と健康対策、除染事業と復興対策のいずれにおいてもスピード感はなく、遅々として進まない現状にいら立ち、怒りさえ覚えるありさまである。

しかしながら、座して待つ余裕はなく、飯館村除染計画と除染工程表並びに復興計画をいち早く策定し、一日も早い飯館村の復興と帰村を願ってきたところであり、村民とともに歩む村政の視点から、除染物の仮置き場の選定についての議会議決や飯館村復興計画の

推進を決議してきたところである。

特に、復興計画においては、五つの基本方針、①生命を守る、②子供たちの未来をつくる、③人と人がつながる、④原子力災害を乗り越える、⑤までいブランドを再生するの方針のもと、避難生活や帰村の準備と、帰村できない村民の支援、そして帰村後の復興に関する必要な対策を講ずるよう政府や東京電力そして福島県に強く要望しているところである。

本議会は、今までの飯館村で培った「村民の顔が見える、声が聞こえる村政」の実現と帰村、復興、再生に向けた議会活動をさらに強化し、村民とともに歩む村政の樹立を果たすものである。

以上、決議する。

平成24年3月15日

福島県飯館村議会

以上であります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号「原発事故被災から一年・村民とともに歩む村政の樹立に関する特別決議（案）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号「原発事故被災から一年・村民とともに歩む村政の樹立に関する特別決議（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第3、発議第4号 計画的避難区域並びに森林除染事業の早期実施を求める意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第3、発議第4号「計画的避難区域並びに森林除染事業の早期実施を求める意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。大谷友孝君。

9番（大谷友孝君） ただいま議題となりました発議第4号「計画的避難区域並びに森林除染事業の早期実施を求める意見書（案）」でございますが、朗読をもって説明にかえます。

東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故が発生して早くも1年が過ぎた。これまで政府は、避難対策、損害賠償、健康対策や除染と復興などに関する対応についてスピード感のなさが指摘されてきたところである。

特に、除染ロードマップで公表された国が行う計画的避難区域の除染事業についての対応の遅さに驚いている。飯館村が作成した除染物の仮置き場の整備、7月から計画されて

いる本格除染事業の実施についても、事業の取りかかりとされる住民説明会や同意の取りつけの基本となる財物補償が決まらないことには住民の同意は得られないし、ましてや森林の除染の明確な計画が示されない中での村民の同意は難しく、不信を覚えるものである。

よって、政府においては、当村が抱える下記事項について早急に対応すること。

記

1. 宅地除染に関する周囲林木と庭園木に対する財物価格の補償を早急に示すこと。
2. 膨大な森林面積を有する飯館村の除染において、森林の除染は欠かせない。そのため、森林除染のロードマップと森林再生計画を早急に示すこと。
3. 森林の除染事業においては、地元森林組合及び林業業者の雇用を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月15日

福島県相馬郡飯館村議会議長 佐藤長平

○ 内閣総理大臣

環境大臣

農林水産大臣

復興大臣

経済産業大臣あてでございます。

以上です。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

○ これから発議第4号「計画的避難区域並びに森林除染事業の早期実施を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号「計画的避難区域並びに森林除染事業の早期実施を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

ここで、村長から発言をしたい旨の申し出があります。

この際、村長の発言を許します。

○ 村長（菅野典雄君） 貴重な時間をいただきました。ありがとうございます。

飯館村は、村民を中心に、議会、行政一体になって自主自立「までいライフ」を進めてきたところでございます。まさか原発事故により全村避難、しかもふるさとの土を放射能で汚されるということが起きようとは思ってもみなかったことであります。これほどの大

変な思いを我々に、あるいは危険な思いをさせている企業としては、余りにも危機管理のなさ、あるいは日本の関東圏の産業振興を担っているというおごりの気持ちに腹が煮えくり返る思いであります。

あの3月15日、今でも慌ただしい一日を過ごしたことが脳裏から離れません。しかし、愚痴を言っても解決にもなりませんので、全村民の避難を優先に、少しでも村民のリスクを少なくしたいものということで、一生懸命やってきたところであります。

結果的には、1,700世帯が2,600世帯になり、しかも6,000人の90%近くが1時間以内のところに避難され、約60%以上が何らかの仕事についていると、このような状況になっているところであります。

議会の皆様方には、災害対策特別委員会、復興対策特別委員会などなど数多くの回数を重ねてそれを支援し、あるいは検討していただいたところであります。心から感謝を申し上げながら、あつと言う間に過ぎた1年ではありますが、これからが正念場であります。まさに真価が問われる1年ということでありましょう。村民の健康を守りつつ、一丁目一番地の除染、さらにはばらばらになってしまった村民の心をやはりしっかりと支えていくということが大切だろうと思っています。一つ一つ丁寧に心を込めて復興に向けて進むべきものと考えているところであります。

ただ、復興の原点は、いわゆるそこに住んでいる人たちがふるさとを思う気持ちあるいは家族を大切にしている気持ち、さらに生計を担い、子供の養育を担ってもらった田畑や家畜であったり、あるいは会社であったり職場を大切にしているという、その思いから出てくる努力や情熱をしっかりと生かしていくということではないのかなという気がいたします。

言いかえれば、自治体の裁量権をもう少し考えていただきたいものと国に思うことでありますけれども、いかんせん、なかなかそうはなっていないと、このように思っているところであります。裁量権というのは権限と財源だけではなくて、我々も一緒になって苦労するところにふるさとが、いいふるさとが戻っていくというものではないかと、このように思っているところであります。自治体と十分協議をしてということ、何度もお話がされているところでありますが、今のところなかなか余り進んでいるとは言えないところであります。今後、その点に対する期待を大いに国にしたいものと、このように思っているところであります。

いずれにいたしましても、3月15日という日にこのような決議や意見書をもって村の復興を支えていただいたことに心から感謝をしつつ、さらに復興に向かって努力をしていく思いをいたしたところであります。

以上お話しさせていただきました、貴重な時間をいただいていた言葉にさせていただきたいと思っております。

◎散会の宣言

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後3時21分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月15日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

〃 会議録署名議員

菅野義人

〃 会議録署名議員

大和田和夫

〃 会議録署名議員

大谷友孝

平成24年3月19日

平成24年第2回飯館村議会定例会会議録（第5号）



平成24年3月19日(月)・午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 村長の追加提案理由の説明
- 日程第 3 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第 4 発議第 2号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書(案)
- 日程第 5 議案第 9号 平成24年度飯舘村一般会計予算
- 日程第 6 議案第10号 平成24年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第11号 平成24年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第12号 平成24年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第13号 平成24年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第14号 平成24年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第15号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例 ()
- 日程第12 議案第16号 飯舘村職員の特殊勤務手当てに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第17号 いいたてまでい復興基金設置条例
- 日程第14 議案第18号 飯舘村課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第19号 飯舘村森林環境交付金事業基金条例
- 日程第16 議案第20号 飯舘村乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第21号 飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第22号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第23号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第13号)
- 日程第20 閉会中の継続審査の件
- 日程第21 閉会中の所管事務調査の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） 本日の出席議員11名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告いたします。

村長から送付ありました追加議案は、予算案件1件であります。

次に、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）」が、提出者、産業厚生常任委員長から提出されております。

次に、発議第2号「防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）」が、提出者、総務文教常任委員長から提出されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 毅君、1番 松下義喜君を指名します。

◎日程第2、村長の追加提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第2、村長の追加提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第23号は、「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第13号）」であります。

既定予算の総額に831万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を66億4,799万2,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、総務費として総務管理費が60万円、農林水産業費として林業費が371万円、消防費といたしまして消防費400万7,000円を計上いたしましたところでございます。なお、この補正額を賄う財源いたしましては、地方交付税、県支出金、寄附金を充当しているところであります。

以上が提出いたしました追加議案の概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

なお、例により総務課長から追加提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時04分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時11分）

議長（佐藤長平君） ここで、私の発言を訂正します。

会議冒頭、本日の出席議員11名と申し上げました。出席議員は12名の誤りでございまして、申しわけございません。訂正いたします。

◎日程第3、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第3、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（佐藤八郎君） ただいま議題となりました福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）について、朗読をもって説明にさせていただきます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低時間額800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額658円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きくかい離していると共に、その水準は全国順位で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっている。

最低賃金の引き上げは、働く者のセーフティネット機能を高めると共に、労働意欲の向上、ひいては企業の業績向上へも寄与することにつながり、併せて、福島県の復興・再生という観点から見た場合においても、県内の労働力の確保や労働人口の県外流出防止のために非常に重要なことである。

よって、福島県の一層の発展を図るため、次の事項について強く要望する。

1. 福島県の最低賃金を「雇用戦略対話」における政労使合意内容に沿った引き上げを図ること。
2. 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い、発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月19日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島県労働局長 あてであります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席へお戻りください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)」は原案のとおり可決されました。

◎ ◎日程第4、発議第2号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書(案)

議長(佐藤長平君) 日程第4、発議第2号「防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書(案)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長(大和田和夫君) ただいま議題となりました発議第2号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書(案)を、朗読をもって提案説明いたします。

防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の
充実を求める意見書(案)

国土交通省の地方整備局は、国と地方自治体との役割分担の中で、全国を視野に生命と生活の安全・安心と農業・工業を支え、生産、物流等の経済活動を寸断させないため、全国の河川国道事務所で全国統一の基準に基づき直轄国道や直轄河川、ダム、海岸、港、空港の整備・維持管理、危機管理等を行っている。

国土交通省がこのような国土整備・危機管理対応等ができるのは、国土交通大臣の直接指揮の下に本省、地方出先機関、事務所・出張所、独立行政法人等が一体となって政策・立案・実施・情報共有ができる組織だからと言える。

政府は今通常国会に国の出先機関を原則廃止し、今後結成されるという広域地方組織に移譲するという法案を提出しようとしている。

国の出先機関の廃止は、地域において国が果たすべき責任と役割を後退させ、特に今回の東日本大震災のような復興対策を強力に推進する上でも、否定的な影響をもたらすため、次の事項を強く求める。

1. 防災対策など住民の安心・安全を確保するために必要な国の出先機関・独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。
2. 国土交通省各出先機関をはじめ、国の出先機関の廃止又は地方移譲については、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット・デメリット、財源問題、広域的

危機管理対応などの情報を事前に開示し、全国の市町村を含めて十分な議論を経た後に結論を出すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月19日

福島県飯舘村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 あてであります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号「防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号「防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第9号 平成24年度飯舘村一般会計予算

日程第6、議案第10号 平成24年度飯舘村国民健康保険特別会計予算

日程第7、議案第11号 平成24年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算

日程第8、議案第12号 平成24年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算

日程第9、議案第13号 平成24年度飯舘村介護保険特別会計予算

日程第10、議案第14号 平成24年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算

議長（佐藤長平君） 次に、予算審査特別委員会に付託しておきました日程第5、議案第9号

「平成24年度飯舘村一般会計予算」、日程第6、議案第10号「平成24年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、日程第7、議案第11号「平成24年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」、日程第8、議案第12号「平成24年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」、日程第9、議案第13号「平成24年度飯舘村介護保険特別会計予算」、日程第10、議案第14号「平成24年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（佐野幸正君） 今定例会において予算審査特別委員会に付託されました

議案第9号「平成24年度飯舘村一般会計予算」を初め、特別会計予算5議案について、提

出された予算書に基づき、3月12日から15日までの4日間にわたり慎重の審査をいたしました。その経過と結果について報告いたします。

審査に当たっては、初めに担当課長より事務事業の内容及びその予算の概要について詳細に説明を受けました。その後、平成24年度各会計の当初予算の概要並びに重点事業調書等の説明資料をもとに、村長を初めとし各担当課長から村政執行に対する基本方針をたどしました。

審査の内容として、原発事故によって全村避難の中の事業として、村民の安心・安全、そして村民の健康を優先した事業内容となっているか。また、悲痛な避難生活の中、生活のリズムの違いからくる健康被害が見受けられるので、高齢者等に対する心のケアが特に必要であるため、その対策と改善方策等の利用が組み込まれているかなどについて審査を行いました。

質疑の多くは、各会計予算において、このように全村民が避難を余儀なくされている中においても、安心・安全に生活ができる事業の計画、そして早期の除染と復興計画など各種の事業計画が村民の実態に合った事業の予算になっているかなど、その他各種の事業内容について、活発な質疑と数値の確認がなされました。

以上、審査の経過を踏まえ採決を行った結果、議案第9号「平成24年度飯舘村一般会計予算」、議案第10号「平成24年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、議案第11号「平成24年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」、議案第12号「平成24年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第13号「平成24年度飯舘村介護保険特別会計予算」、議案第14号「平成24年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算」の6議案について、本委員会は採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定したので、飯舘村議会会議規則第77号の規定によって報告いたします。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。委員長、自席に戻ってください。

これから、議案第9号から議案第14号までの各議案に対する討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号「平成24年度飯舘村一般会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号「平成24年度飯舘村一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第10号「平成24年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のと

おり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第11号「平成24年度飯館村簡易水道特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号「平成24年度飯館村簡易水道特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第12号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第13号「平成24年度飯館村介護保険事業特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号「平成24年度飯館村介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第14号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第15号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第11、議案第15号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

9番（大谷友孝君） 伺っておきたいと思います。

農耕作業用の小型特殊自動車の減免が主な内容だということであり、この新旧対照表の趣旨の中で、23年度及び24年度と書いてございます。このアンダーラインの「の規定にかかわらず」が、「に定めがあるもののほか」と改正をさせております。この「定めがあるもののほか」これは何を指すものなのか、伺います。

また、村民税、固定資産税が減免の多くは23年度分というふうになってございます。趣旨では、23年及び24年度と書いてあるのに対し、この村民税、固定資産税の減免が23年度分にとどまるのは、どういう理由があるのか、お尋ねしたいと思います。

住民課長（大久保昌憲君） まず、今回の条例改正は、提案のとおり軽自動車税の減免ということで規定しております。

最初に、23年度及び24年度ということで、現在の条例は23年度分ということに限定しておりますので、これに加えて24年度分も減免するというのでこの表記の分で規定したいということであり、

その中で、23年度分ということで、改めてその村民税あるいは固定資産税については23年分ということで、改めて23年度分だけの減免ですよということと取りあえずは規定したいということであり、24年度分については、改めて国のほうの方針と伺いますか、減収の財源に対する考え方がはっきりしておりませんので、その時点で伺いますか、できれば次の議会で提案できればなというふうに今考えておるところであります。

あと、「規定にかかわらず」の分ですが、これは納期の考え方であり、納期が23年度ですと12月でしたか、ということで認知しておりましたので、24年度につきましては本来のということですか、4月末納期ということでの考え方に戻したいということであり、

そのほか、一番最後の村民税あるいは固定資産税については、できれば次回の議会で提案をしていきたいというふうな考えで、現在のところ予定をしております。

以上であります。

9番（大谷友孝君） 軽自動車税の部分も次回の提案でよろしいんじゃないですか。趣旨では24年度をうたっています。これは村税全般ですよ。村民税と固定資産税は国の考え方が固まっていないというその理由もわかりますけれども、ちょっとこの整合性というか、それが問われますので、もう一度。

住民課長（大久保昌憲君） 軽自動車税につきましては、4月課税になるものですから、今回の議会で改正をしておかないと課税及び減免ができなくなるというような、一度納めていただいて、減免する場合には後でまた還付というような形にもなってしまうので、軽自動車税については、今回取りあえず軽自動車税についてのみ改正をしていきたいということであり、

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

7番（菅野義人君） 今回、軽自動車税について改正の提案でございます。今ほどの課長答弁ですと、固定資産税、住民税については、国の財源補てんのめどがつき次第、また提案を

していきたいというお話でございました。

恐らく見通しからすると、この免税というのですか、そちらの方向でいけるのかなというふうに思いますが、特に固定資産税の評価についての考え方が非常に揺れておりましたけれども、先ほどの3月16日の原子力紛争賠償審査会の中では、損害賠償について一定の基準が出されました。もちろん国からの財源補てんがあって、免税という場合には、そのことについては留意する必要はないんでしょうが、これがもし課税といったときにどのような対応をおとりになるつもりか、伺っておきます。

住民課長（大久保昌憲君） まず、賠償とはまた別なわけで、賠償は3月11日以前の価格でというような、評価でというような形ではありますが、この原子力災害による避難区域の場合は国のほうでは評価できないというような、ゼロではなくて、評価できないというような判断ということで今のところ聞いております。課税ということになれば、その評価をどういふような形で評価するのかというのはまだ、国のほうの情勢が書かれていないということです。

7番（菅野義人君） 国のほうでの税制上の判断には、恐らくまだ明確に示されていない。ただこれ、賠償と税金の評価とはまた違うという部分があるのかもしれませんが、3月16日の取りまとめの結果を見ますと、帰還困難地域の不動産に係る財物価値については全損したというふうな認定を紛争賠償審査会のほうでは示している。それから、それ以外の居住制限あるいは解除指示区域については、帰村までの期間に応じて減少したというふうに推認できるという言い方。これはやっぱり、かなりこの固定資産の評価の考え方について影響を及ぼす可能性があるのではないかと。もちろん、今課長がおっしゃったように、直接的には課税対象の評価とは違うというふうにあります。影響を及ぼす可能性があるのではないかと。いふようなことでお伺いしたいのですが、どうでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 金曜日、急に報道があって、私どももびっくりしました。固定資産の評価と、課長答弁したように損害賠償の評価というのか、それは全く別個なのかなというふうに私は思っています。

ただ、被災地の住民からすれば、そういうふうには思わない。多分、50ミリ以上のところは全損。全部損害ということです。全損とは何ぞやというのも、私にはわかりません。多分、被災前の評価をもって、多分全部損害が出たという考え方なのかなと、これもわかりません。私が直接聞いたわけではないので。ですから今の段階で、村民からすればそういう影響もあるのかなという考えは持たれるかもしれませんが、もう少し国の考え方なり、原賠審の考え方なりを使わないと、ここではお答えできないのかなというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

10番（佐藤八郎君） 固定資産の減免の平成23年度分の固定資産減免とありますけれども、平成23年のみで24年、25年。固定資産が自分の資産として活用なり生かすことができない期間は、当然免除になる部分だと思うのですが、その整合性、字句がどうなのか。

住民課長（大久保昌憲君） 固定資産税の土地、家屋については、地方税法の中で24年度についても課税免除の措置がなされるというような形で今のところ聞いております。償却資産

については、これは村のほうでの減免条例の改正をもって減免できるんだというようなことになっておりますので、24年度につきましても、固定資産税のうち土地、家屋については課税免除という形になると考えております。償却資産についても、資産の状況が変わっていない、使えないというような判断がなされますので、引き続き24年度についても減免というような形で条例を改正していきたいと考えております。

25年度につきましても、まだ状況が、先が見えませんが、今のところ判断は難しいかと。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第16号 飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第12、議案第16号「飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（菅野義人君） 計画的避難地域に伴う特殊勤務手当の改正について、ちょっと確認をいたしたいんですが、さきに一般職についての特殊勤務手当については改正をいたしました。今回は管理職並びに幼稚園職員ということで、設定される勤務手当は具体的にどの程度を想定されているのかという点と、それから、屋内勤務、屋外勤務の区別というのを考え方の中にお持ちになっているのか、この2点についてお伺いをします。

総務課長（中井田 栄君） 手当につきましては、前の議会で特殊勤務手当、屋内は1,000円、屋外は5,000円ということでありまして、その手当の金額につきましては同じと改正したい。あと、手当のこれからの額でありますけれども、それにつきましては、今職員、今までの実績を踏まえて、各課それから課長に任せていただいて、出してあと請求していくという段階でございますので、これからはそれぞれの今までの仕事に応じた内容を各自精査をいたしまして、そして整理をしていくという考え方でございます。

7番（菅野義人君） 金額についてはわかりました。

先ほどの村民懇談会でも一部議論が出されたのですが、どうも村民感情からしますと、

この特殊勤務手当については、必要だというのは認めるものではあるが、どうも村民感情からすると理解しがたい部分がやっぱり存在すると。特に屋内の勤務について、先行除染によって役場庁舎は除染が終わりました。ほかの村内の地区よりは比較的低い状態にある。そういう中でも、やはり計画的避難地域だということで一律に特殊勤務手当というものを考えなくてはいけない、その辺の根拠というか。それについてちょっとお話しいただければと思います。

総務課長（中井田 栄君） 今回、国のほうで特殊勤務手当を上げたというようなことで、あわせて今回村のほうも特殊勤務手当を同時に上げていただくようにして、前の議会で議決をいただいたわけでありまして、実際、今モデルの除染なんかも進んでおりまして、職員につきましては、本庁に行く、あといろいろな形で同意をとらせていただいているという関係もありまして、確かに本庁につきましては除染をして線量が下がったわけでありまして、今回、全村を回って同意をとらせていただく、さらにはこれから本格的な除染も始まりますので、それも含めまして、あわせて村の全職員が特殊勤務手当の該当できるように配慮させていただきたいというようなことでの条例の改正でございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

10番（佐藤八郎君） 今、菅野議員からあったように、操業を許可されている事業者の会社の、室内というか屋内ですね。あとは村の村長が理事会やってるいいたて福祉会の事業者も屋内ですね。そういう部分は、この分での改正理由になるものには、現状は値しないのか、値するのか。そして、それが値するとすれば、同じような理由として必要と認めるならば、その事業者なりその福祉会なら会が、そういう手当を設ける指導を村が規定していくのか。

村長（菅野典雄君） 先ほどの質問にも兼ね合いありますが、多分今度の特殊勤務手当、普通ですと特殊勤務手当というのはできるだけ減らす方向で来ているのを、今回国のほうが出してきた。というのは、多分一つは、放射能に対して国としての責任というところもあるのかなど。それからもう一つは、いろいろこれから除染にしろ何にしろ、ある意味でやはり住民の協力をもらわないと進めないというところのことなのかなど、このように思っているところであります。そういう意味からすると、これをある程度活用させていただいて、少しでも住民が、個人の意思ではありますけれども参加できるような、あるいは場合によっては行政として、事業者としてやっぱり進めていくという、それゆえの応援的な考え方あるいはその人に対する申しわけないという思いのことなのかなど、このように思っています。

それで今、八郎議員からのご質問でありますけれども、特別養護老人ホームのほうは対応をしているところでございます。金額的には、ちょっと今頭に浮かんでは来ませんが、対応としてはやっているところでございます。

それからその他の会社でありますけれども、それぞれの会社の思いがございまして。経営方針がありますから、こちらから強制という話にはならないだろうと思いますが、こういう法律ができたんだということだけはやはりお伝えをして、それぞれの会社の経営方針の中

で、少しでも働いている方たちへの大変さにこたえていただければいいなど、このように思っているところであります。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、操業されている会社にもきちんとこういう、村職員においてはこうだ、特養についてはこうだという実態を、法律を知らせて、ご努力を願うということになりますか。

村長（菅野典雄君） こういう法律を知っているか知っていないかはちょっとわかりませんが、こういう法律が施行されましたというお話は、村としてしてもいいのではないかと、このように思っているところでございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号「飯館村職員の特殊勤務手当てに関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号「飯館村職員の特殊勤務手当てに関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第17号 いいたてまでい復興基金設置条例

議長（佐藤長平君） 日程第13、議案第17号「いいたてまでい復興基金設置条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 設置目的に、生活再建、健康福祉、コミュニティ再生などの支援を図るということがあります。具体的には、村民にとってどのような支援になるのか、設置する内容も含め伺うものです。

総務課長（中井田 栄君） この復興基金につきましては、前にもお答えしていますように、国の第2次補正の部分でのやつが県に来ていまして、これが基金積み立てになると。県の市長村の交付金として来るのを、今回4億6,965万9,000円を積み立てるといった内容のものであります。

どういったものかということになりますけれども、ここの理由にありますように、復興に向けての生活再建、健康福祉、コミュニティの再生というような目的に沿った基金の使い方をしていくと。個別につきましては、前の予算の概要書でもお示ししていますように財源の内訳のところ、4億6,965万9,000円を積み立てるわけでありまして、その中から24年度につきましては、1億7,000万だったと思うのですが、それを今回この財源

として事業推進のために予算を計上させていただきましたのでよろしく申し上げます。

10番(佐藤八郎君) 予算のときにはいろいろルールが出てくるんですけども、なかなか基金に当てはまった中での支援というのが村民に、いつもの年でもなかなか見えないんですけど、今後はきちんとそういう中身も含め、財政も含め、周知を徹底されて、こういうことでみんなに支援になるんですよというふうにやられるんでしょうか。

総務課長(中井田 栄君) 当初予算につきましては、なるべく村民にわかりやすく今後お知らせをしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長(佐藤長平君) ほかに質疑ありませんか。

7番(菅野義人君) この定例議会の冒頭の補正で議決しました県の交付資金の受け皿ということで、今回の基金を制定したいというようなお話でございます。

提案いただいているこの基金の額の第2条なのですが、基金に積み立てる額は飯館村が交付を受ける福島県市町村復興支援交付金の額とすると、設置の目的からしますと、この復興に向けての生活再建、健康福祉の増進、コミュニティー再生、非常にこの飯館村にとっては復興対策の中で重要な案件と共通します。例えばこの基金の設置の条例が、県からのお金だけで限定した場合、例えば財源が将来不足する、来た金だけ使えばいいよという話もあるのですが、財源が不足して、何らかの例えば寄附金に相当するものをここにに入れて、この設置目的にかなった使い方をする、そういうことは想定する必要はないのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

副村長(門馬伸市君) 一応今回の基金の設置は、県からの額をもってという話でありますけれども、今のような使い方というか、そういうものもありなのかなと今思いました。その辺は今後、一般財源を入れるにしても何にしても、寄附から来たものを入れるにしても、復興のための事業の推進ということになれば、これを使い切ったから終わりということでもないと思いますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

議長(佐藤長平君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第17号「いいたてまでい復興基金設置条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号「いいたてまでい復興基金設置条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第18号 飯館村課設置条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第14、議案第18号「飯館村課設置条例の一部を改正する条例」を議

題とします。

これから質疑を行います。

10番(佐藤八郎君) ちょっと確認するんですけど、前条例で言っているように、復興に向けて生活再建支援とあるんですね。この条例でも生活支援対策課、復興対策課と、こういうふうになるんですね。どうもこの復興と生活支援というか、そういうことが言葉上はいつぱい出てくるんですけど、この課を設定したことで村民に具体的にどういうふうにわかりやすくなって、その課に村民が寄り添えるような、どういうような説明をしていくのか。いかがですか。

村長(菅野典雄君) 今回、こういう改正をさせていただいた一番の理由は、今まで村が進める村づくりの課とは全く違う対策をしていかなければならないということで、住民への対応が多岐にわたってきた、それを私どもの行政もしっかりとかなえていくということでありまして、今質問がありましたように住民にわかっていたかかないと、目的が変わるわけでありまして、今回4月号の広報ということになるんだろうと思いますが、この生活支援並びに復興という課ができた。そこではこういう事業を大体考えて、こういう対応をしますということで、一般的な図の説明という話ではない対応をしていかなければならないんじゃないかというふうに思っています。今お話をいただきましたので、これから4月号に向けて精いっぱい住民に理解がいただけるような対応、あるいはこれからの懇談会なりなんなりでその辺の説明をしっかりとしていきたいと。そして、住民の皆さん方が、なるほど、そのための改革であったのか、あるいは前よりもよくなったと言われるように努力をしていきたいと思っています。

10番(佐藤八郎君) 今村長の言うことはわかりますし、私もそういうふうに思っていますけれども、生活支援は復興に結びつかないのかということ。どうしてもこの言葉でされるということで、今村長が言われたように、復興対策上どういう村民の要求に従った事業なり、係なり、そういうものを置いて、生活支援のほうは具体的にはこういうことでやっていくんだというものを具体的にきちんと説明されれば、それが一本になって村民に寄り添えるんだと思うんですけど、その辺十分配慮をされて、周知をお願いしたいと思います。

村長(菅野典雄君) 意を用いていきたいと思っています。

議長(佐藤長平君) ほかに質疑ありませんか。

9番(大谷友孝君) 八郎議員とも重複するかもしれませんが、どうしてもこの生活支援課。私の考え方がまずいのかどうかわかりませんが、健康福祉課と相当バッティングする部分が出てくるのかなと思いますけれど、その辺の整理はどう考えているんですか。

副村長(門馬伸市君) 今回の改革については、できるだけ村民にわかりやすくということで、一応検討はさせていただきましたが、庁内でもいろいろ議論ありました。というのは、できるだけわかりやすくするにはしましたけれども、各課の連携でやるという仕事も結構あります。今のような健康福祉課の避難先での健康あるいは福祉、そういう問題もあります。一方では、生活支援のほうもそれとは全然関係なく、全く同じではないんですけども重なる部分がありますので、それはきちっと、そこはその課でなくて、常に連携とってという話をしています。ですので、一つだけに限った仕事ではないんですけども、

例えば健康福祉課だけではなくて、よその課もあります。ですので、課はできたものの連携が悪くては全く名前だけになってしまいますので、常にこういう小規模な事務所ですので、打ち合わせをしながら村民のための的確な判断なり、事業なり、対策なりを立てられるようにしていきたいなというふうに思っています、できるだけ会議といいますか、短い時間の中でそういう打ち合わせというのが非常に大切だなというふうに思っています。

9番（大谷友孝君） まさにそのとおりだと思うのです。村民からすれば、生活支援課、まさに寄り添って力になる課なんだなというふうに理解されるんだと思うのです。ですから、これは福祉課だ、これは生活支援課だということではなくて、村長が言ったように十分な連携をとって、本当に今だからこそ村民に寄り添った、本当にかみ砕いた説明が必要なんだろうというふうに思いますので、もう一度お願いします。

副村長（門馬伸市君） そのつもりでありますので、職員一同、考え方を一つにして、村民のほうの対応に当たっていきたいと思っています。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号「飯舘村課設置条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号「飯舘村課設置条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第19号 飯舘村森林環境交付金事業条例

議長（佐藤長平君） 日程第15、議案第19号「飯舘村森林環境交付金事業条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（菅野義人君） 1点確認をしたかったのですが、この森林環境交付金、受け取るほうの基金の条例だというふうに理解しているのですが、払い出す側の福島県の森林環境交付金事業の実施要項をちょっと見ますと、今改正になったかどうか、私ちょっと調べ切れなかったのですが、平成27年までの期間、事業を実施できるという一つは終期が設定されている。それから、基金の中に残額が出た場合には、県へ返納するものと記されている。この2点について改正になっていなければこの条例でよろしいのですが、改正がされていなければ村のほうの受け取る側のこの設置条例にその条項を加える必要があるんでないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 森林環境交付金条例であります、基礎枠ということで371万で

すか。前に村のほうで森林環境交付金長期計画という計画を立てておりまして、その中で23年から27年までの5年間は、この金額で事業を行ってもよろしいという、要項には載っておりませんが、県のほうから指示を受けておりまして、今回、27年度までに事業は行っていけると。基礎枠の部分でございますが、その中で行っていけるということから、今回の設置条例をしながら、当面事業の展開ができないということで、基金のほうに入れさせていただくということでございます。

あと返納につきましても、5年計画ということで、基金のほうに、もし事業が組めなくてもそのまま設置をして、活動できる時点で財源として使ってもよろしいという話をいただいております。それで、今現在、飯館のほうで活動を考えておったのですが、組み方次第では、例えば森林環境の教室等を、例えば大玉村の県民の森でやるとか、そういう場所を、飯館村でなくてもできるということもありますので、今回積み立てる形ではありますが、24年度以降、教育委員会等々の連携を図りながら活動していければというふうに思っています。

7番（菅野義人君） 確認しますが、こういうような避難状況にあっても、活動の仕方によっては十分この趣旨を生かした財源の使い方が可能だと。したがって、返納ということは特別に設定しなくても十分消化できるというか、効果的に生かすことができると、そのような答弁だというふうに理解してよろしいですか。

村長（菅野典雄君） 森林環境税は、私も一時委員をさせていただきましたが、今、5年間で第1期、そして今回の23年から27年が第2期であります。今までは、それぞれ単年度で動いてきたわけですし、あと特別枠ということでそれぞれの自治体の特殊性とか、あるいはやる気ということで提案をして、その事業を採択を受けてやってきたということですが、多分これはかなりの市町村が、こういう避難生活の中ではなかなかできないということで、その人たちにある程度公平性を保つために基金にしてもいいですよと、こういう話だろうというふうに思います。

今、課長から言いましたように、この中でもできないことはないというふうに思いますが、基本的にはそんなに使えるという話でもないなど。ソフト事業でありますので。そうしますと、27年度までに何とか使い切るという話なのか、あるいは27年度で、避難状況によっては、なかなか27年度までできないという可能性もありますから、その後もやはりこの森林環境税は続くだろうというふうには思いますが、この第2期分でいただいた飯館村の分が、27年度を過ぎても返すということではなくて、やはり基金としてこれからも使わせていただくと、そういう話をやはり県としっかりと、そうなっているのかなという気はしますが、ちょっと私も細かいところはわかりませんが、そこをやはり国と向き合って了解をいただいていくということが大切ではないかと、今の質問の中で感じたところであります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第19号「飯舘村森林環境交付金事業基金条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号「飯舘村森林環境交付金事業基金条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第20号 飯舘村乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第16、議案第20号「飯舘村乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号「飯舘村乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号「飯舘村乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第21号 飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第17、議案第21号「飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第21号「飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号「飯館村国民健康保険条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第22号 飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第18、議案第22号「飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番(佐藤八郎君) 大分大幅な改正、保険料の値上げというふうに思うのですが、実際このそれぞれの該当の中で、どれだけの村民が負担増になるのか、まずお聞きします。

健康福祉課長(菅野司郎君) まず、それぞれと言いましたので、段階別に人数言います。

第1段階では29人、第2段階が575人、第3段階が226人、第4段階が871人、第5段階が157人、第6段階が34人ということで、1,092人の方が今のところ対象になります。

ただ、前にもお話ししたとおり、24年度については減免がされるというような形になっていますし、あと25年、26年度については、全員協議会でお話ししたとおり、一般会計のほうから入れて特別減税というふうな形をとりたいということでお話をしたとおりであります。

10番(佐藤八郎君) 24年減免、25年、26年特別減税になると、減免だかわかりませんが、負担なしということ、これだからということですが、これは例えば3.11以後、住所を移転した村民は、例えば特老とかそういうところに入っていると、自主になるんですね。今までもそうでしたので、そういう部分では、負担になる村民は全くなしという状況ではないんじゃないかと思うんですけど。

健康福祉課長(菅野司郎君) 村から住所を移された方についても、当然これは各自自治体でこれができるというふうになっていますし、住所地特例と言いまして、施設に入った方については村のものが適用になるということでもありますので、実際に該当になるのは、今のところ二、三人だけです。この方についても、一応負担はしていただきますが、入っている方の住居費が負担金のほうの控除額になりまして、逆に負担金が減額されるというような形になりますので、実際にはほとんどの方が影響はないというふうに考えます。

10番(佐藤八郎君) これほど増額しなければならぬ根拠たるものは何ですか。

健康福祉課長(菅野司郎君) まず一番は、老人保健施設に入っていられる方が多くなったということが一番の原因であります。老人保健施設と申しますと、介護報酬の単価が特老よりもかなり高いということでありまして、46人と書いてありますが、これで小規模特老の1.5倍の金額がかかるというふうになります。ですので、その辺が一番大きい原因になっております。

議長(佐藤長平君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第22号「飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例」を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号「飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決
されました。

◎休憩の宣告

議長(佐藤長平君) ここで暫時休憩いたします。

再開は11時35分といたします。

(午前11時26分)

()

◎再開の宣告

議長(佐藤長平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時36分)

◎日程第19、議案第23号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第13号)

議長(佐藤長平君) 日程第19、議案第23号「平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第13号)」
を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第23号「平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第13号)」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号「平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第13号)」は原案のとおり
可決されました。

◎日程第20、閉会中の継続審査の件

議長(佐藤長平君) 日程第20、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から、地方自治法第190の2第4項に規定する事項について、会議規則第
75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありません

か。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第21、閉会中の所管事務調査の件

議長(佐藤長平君) 日程第21、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、各学校等の教育施設の状況並びにその他所管に関する事項について、産業厚生常任委員長から、除染実証地区の放射線量調査及び仮置き場の状況調査並びにその他所管に関する事項についてそれぞれ調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会からの申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(佐藤長平君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第2回飯舘村議会定例会をこれで閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

(午前11時38分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月19日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

” 会議録署名議員

佐藤 八郎

” 会議録署名議員

志賀 毅

” 会議録署名議員

山下 義喜

()